

(別紙)

東京電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る
査定方針
(案)

平成 2 4 年 7 月
経 済 産 業 省

目次

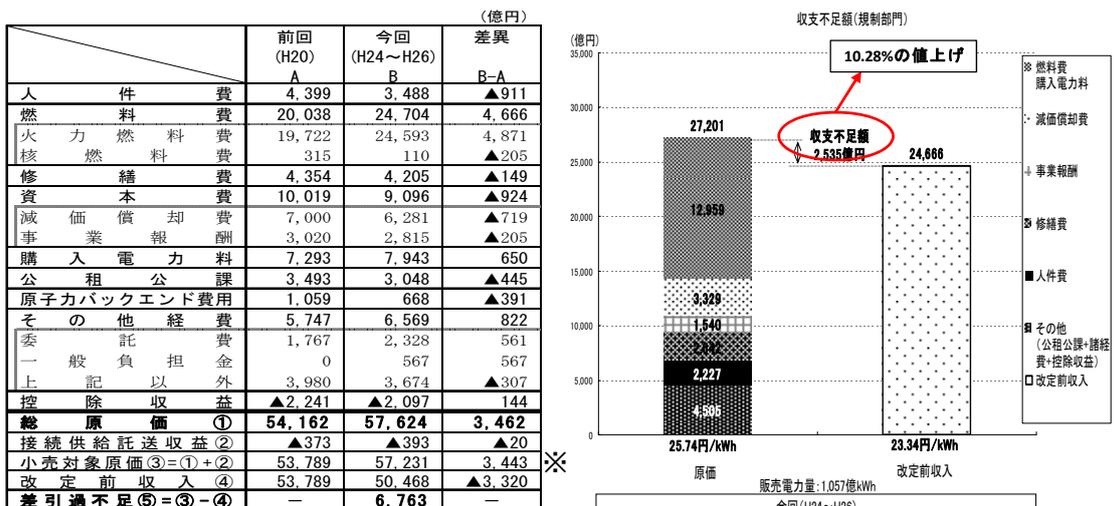
はじめに	P 2
基本的な考え方	P 4
1. 人件費	P 8
2. 燃料費	P 17
3. 購入・販売電力料	P 22
4. 設備投資関連費用	P 28
5. 事業報酬率	P 35
6. 修繕費	P 40
7. 公租公課	P 42
8. 原子力バックエンド費用	P 44
9. その他経費・控除収益	P 48
10. 福島第一原発安定化費用・賠償対応費用	P 57
11. スマートメーター関連費用	P 62
12. 費用の配賦・レートメイク	P 64
13. ヤードスティック査定	P 70
14. 情報提供等	P 72
(参考)	
(1) 電気料金審査専門委員会委員名簿	P 73
(2) 公聴会(東京・埼玉)の概要	P 74
(3) 東京電力の家庭用電気料金値上げに係る質問(消費者委員会)	P 85
(4) チェックポイントの詳細版(消費者庁)	P 88
(5) 消費者庁からの意見への対応について	P 93

～はじめに～

－審査の経緯－

- (1)平成 24 年 5 月 11 日付けで、東京電力株式会社(以下、「東京電力」という。)から枝野経済産業大臣に対し、電気事業法第 19 条第 1 項の規定に基づき、電気料金を平均 10.28% 引き上げる等の供給約款変更認可申請(以下、「料金認可申請」という。)が提出された。なお、認可申請書類について、これまでの料金改定においては、求めに応じて個別に開示することとしていたところであるが、今回は、申請後速やかにインターネットを通じて公表した。
- (2)経済産業省においては、電気料金認可プロセスに外部専門家の知見を取り入れ、専門的かつ中立的・客観的な観点から料金査定方針等の検討を行う観点から、「総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会」(以下、「委員会」という。)を設置した。(委員長:安念潤司 中央大学法科大学院教授、委員長代理:山内弘隆 一橋大学大学院商学研究科 教授)
- (3)平成 24 年 5 月 15 日の第 1 回会合以降、委員会は、東京電力から経済産業省に提出された料金認可申請について、個別の原価にも踏み込んだ検討を含め、計 10 回の審議を行った。開催に当たっては、審議の透明性を高めるため、委員会の審議は、議事内容、配布資料を含め、全て公開形式で開催されたところである。

【東京電力株式会社の供給約款変更認可申請の概要】



- (4)また、料金認可申請が東京電力管内を中心に広く社会経済に影響を及ぼす事案であることに鑑み、広く一般の意見を聴取するため、第 1 回委員会においては、自治体、消費者団体、中小企業団体関係者を招き、意見を聴取した。また、6 月 7 日に東京、9 日にさいた

ま市で、電気事業法第108条に基づく公聴会を実施し、国民から広く一般の意見の聴取を行った。さらに、公聴会において、より消費者の声を聞くべき、委員会の委員も消費者からの生の声を聞くべきとの意見が強かったことを受けて、第8回委員会において、消費者団体を公募の上、意見聴取を行った。さらに、インターネットを通じた意見募集である「国民の声」や、公聴会に寄せられた意見が経済産業省から報告され、随時の議論に反映されてきた。加えて、第1回から第10回の全てにおいて、消費者団体、消費者庁からオブザーバーとしての参加を得、活発にご議論を頂いた。

- (5) 経済産業省は申請後より継続的に東京電力に対しヒアリングを実施するとともに、平成24年5月15日から25日まで、電気事業法第107条の規定に基づく立入検査である「特別監査」を実施し、帳簿等を直接確認した。
- (6) 6月12日の第5回委員会以降、委員が2人1組となって、担当分野につき査定方針を検討した。委員は、経済産業省が東京電力から提出を受けた契約書のコピーを含む資料を確認し、必要に応じて東京電力に対し資料の追加提出を要請し、提出のあった資料を確認した。さらに、委員は経済産業省へのヒアリング時に上記「特別監査」の実施状況も確認した。委員から経済産業省に対するヒアリング時間は、延べ33回56時間に及ぶ。
- (7) こうした確認作業に基づき、委員は経済産業省に対し、担当分野の査定方針に係る資料の作成を指示し、経済産業省はヒアリング時の委員の指摘や追加コメントを踏まえ資料を作成・修正し、委員による資料の確認を受けた。その結果が第9回委員会において各担当委員から報告され、第10回(7月5日)で委員会としての査定方針案が取りまとめられ、同日、経済産業大臣に提出された。
- (8) なお、委員会は、経済産業大臣から付託されたミッションに基づき、電気事業法及び同法に基づく規則、一般電気事業供給約款審査要領(以下「審査要領」という)、「電気料金制度・運用に係る有識者会議報告書」等予め定められたルールに則って、査定方針案を中立的・客観的かつ専門的な見地から検討した。今般の審査に当たっては、申請者である東京電力が福島原子力発電所事故により原子力損害賠償支援機構法に基づき公的資金を注入される企業であることを踏まえ、料金査定に当たっても既存のルールに拘らず特別の対応をすべき、との強い意見が委員会の消費者オブザーバーをはじめ、公聴会・国民の声でも多数寄せられたが、東京電力の料金認可申請が予め定められたルールに従って行われており、申請後にルールを変更することは、本ルールが一般電気事業者すべての認可申請時に適用するものである以上、特定の事業者に有利不利な扱いをすべきではないという公平性の観点に加え、他の一般電気事業者を含む事業者にとっての行政手続上の予見可能性の観点からも、委員会としては適当でないと言われた。また、原子力発電所事故による東京電力の責任のあり方を議論することは、委員会の目的を超えるものとされたところである。
- (9) この査定方針案をもって経済産業省は消費者庁と協議を行った。7月13日には、経済産業大臣と消費者担当大臣との間で、電気の安定供給や、原子力損害の賠償の迅速かつ

適切な実施の確保に支障を来さないことを前提に、消費者の目線や他の公的資金投入企業の事例を踏まえ、徹底的な経営合理化を図るものとするとの認識で、7月19日に協議が整ったことを受け、以下のとおり、経済産業省としての査定方針を策定した。

【委員分担表】

分野	関係費目	担当委員	分野	関係費目	担当委員
人件費	役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給	秋池・八田	その他経費・控除収益	廃棄物処理費、消耗品費、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、原子力損害賠償支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、電気料貸倒損、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額(貸方)、建設分担関連費振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)、電力費振替勘定(貸方)、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、開発費、開発費償却、託送収益、事業者間精算収益、電気事業雑収益、預金利息	安念・松村
修繕費	修繕費	安念・松村			
燃料費	燃料費	安念・松村	福島第一安定化費用・賠償対応費用	委託費、修繕費、人件費、消耗品費等	永田・山内
購入・販売電力料	地帯間購入電源費・送電費、他社購入電源費・送電費、地帯間販売電源料・送電料、他社販売電源料・送電料	秋池・八田	スマートメーター	修繕費、減価償却費、人件費	秋池・八田
原子力バックエンド費用・公租公課	使用済燃料再処理等発電費、使用済燃料再処理等既発電費、特定放射性廃棄物処分費、原子力発電施設解体費、水利使用料、固定資産税、雑税、電源開発促進税、事業税、法人税等	永田・山内	費用配賦・レートマーク		安念・松村
設備投資関係費用	減価償却費、固定資産除却費、事業報酬(レートベース)	永田・山内			
事業報酬	事業報酬(事業報酬率)	永田・山内			

(敬称略)

～基本的な考え方～

電気事業法第19条第1項に基づく電気料金値上げ等の申請に対しては、一般電気事業供給約款算定規則等の電気事業法関連規定及び「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成24年3月)を踏まえた審査要領等、他の一般電気事業者にも適用され得るルールに照らし、申請された料金が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の電気事業法の要件に合致しているかを審査する。その上で、今般の東京電力からの申請に関しては、東京電力が公的資金の投入を受けることとなっている等の状況を踏まえ、電気の安定供給や、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施の確保に支障を来さないことを前提に消費者目線や他の公的資金投入企業の事例を踏まえ、徹底的な経営合理化を図るとの認識を踏まえた審査を行うこととする。

具体的には、以下の基本的考え方に基づき、全費用項目を査定することとする。

- (1) 値上げ認可時に原価として認めることが適当ではない費用として、広告宣伝費(普及開発関係費、ただし公益的な目的から行う情報提供を除く)、寄付金、団体費(合理的理由が

あり、支出内容を公表する場合を除く)は原価算入を認めない。また、従来より規制料金として回収することが社会通念上不適切とされてきたもの(交際費、政治献金、書画骨董等)についても、原価算入を認めない。

これについては、東京電力から申請された料金原価に含まれる費用のうち、国が原価の内訳を把握すべきもの(届出料金に基づく卸供給に係る購入電力料等)についても一貫性を担保する観点から適用することとする。

(2) 既存契約及び法令に基づき算定される費用については、事実関係や算定方法の妥当性を確認する。

(3) 今後契約を締結するもの、契約交渉を行うもののうち、随意契約を行う取引に係る費用については、「東京電力に関する経営・財務調査委員会」において、発注方法の工夫による競争の導入により 9.6%の単価低減を図ることが可能であると推定していることを勘案し、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用(※)を除き、コスト削減額が原則 10%に満たない場合には、未達分を減額する。この際、件数が極めて多い費用項目についてはサンプリング調査によって未達分を算定。更に、子会社・関係会社に対しても東電並の経営合理化を求めため、今後の随意契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ 10%の追加的コスト削減を行うことを前提に原価を査定する。

※コスト削減が困難な費用の例・・・ 市場価格がある商品・サービスの単価、既存資産の減価償却費、公租公課 等

(4) 人件費、修繕費、事業報酬等審査要領にメルクマールなどの査定方針が記載されている費用項目については、これに基づき原価から査定を行う。

(5) 「その他経費」については、審査要領に従い、比較査定(ヤードスティック査定)を行う。

(6) 以上に加え、今般の東京電力の値上げ申請については、電気の安定供給や、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施の確保に支障を来さないことを前提に消費者目線や他の公的資金投入企業の事例を踏まえ、徹底的な経営合理化を図るものとする。

<(3)についての査定結果>

(ア) 随意契約を行う取引に係る費用について、原則10%のコスト削減を前提に未達分をカット
・・・34.7億円(3年平均)

(イ) 東京電力の子会社・関連会社に対しても、東電並の経営合理化を求めため、今後の随意契約取引に係る費用のうち、一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%の追加的コスト削減

…17.5億円(3年平均)

※委託費、養成費については関連会社取引が大半を占めるが、既に10%以上のコストカットが十分に行われている。

-燃料費-

(ウ) 火力燃料費の調達に係る諸経費のうち、東電の子会社との随意契約となっているもので、今後も随意契約を行うものについて、基本方針に示された考え方に基づき、料金原価から削減

…4.2億円(3年平均)

-購入・販売電力料-

(エ) 今後随意契約を行うものについては、基本方針に示された考え方に基づき、人件費・修繕費・新規設備投資に伴う減価償却費・諸費等のコスト削減可能な部分について、コスト削減額が原則10%に満たない未達分を原価から削減。

…4.2億円(3年平均)

(オ) 更に、子会社・関連会社(日本原子力発電を除く)に対しても東電並の経営合理化を求めため、一般管理費相当(人件費・諸費等)のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%を追加的に原価から削減。

…2.9億円(3年平均)

(カ) 日本原子力発電は、東京電力の関連会社であり、総合特別事業計画策定後に退任した取締役が役員を務めていることから、日本原子力発電からの購入電力料に含まれる人件費等について、東京電力のコスト削減努力並に原価から削減。

…35.8億円(3年平均)

-減価償却費-

(キ) 設備投資に関し、今後随意契約を行うものや契約交渉を行うものについては、基本方針に示された考え方に基づき、コスト削減額が原則10%に満たない未達分を原価から削減

…3.1億円(3年平均)

(ク) 東京電力の子会社・関連会社に対しても、東電並の経営合理化を求めため、今後の随意契約取引に係る費用のうち、一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%を追加的に原価から削減

…0.2億円(3年平均)

-事業報酬(報酬率3%ベース)-

(ケ) 設備投資に関し、今後随意契約を行うものや契約交渉を行うものについては、基本方針に示された考え方に基づき、コスト削減額が原則10%に満たない未達分を原価から削減

…1.1億円(3年平均)

(コ) 東京電力の子会社・関連会社に対しても、東電並の経営合理化を求めため、今後の随意契約取引に係る費用のうち、一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%を追加的に原価から削減

…0.06億円(3年平均)

-原子力バックエンド費用-

(サ) 使用済燃料再処理等発電費のうちの「その他(輸送費)」については、随意契約となっており、今後随意契約を行うものについては、基本方針に示された考え方に基づき、人件費・キャスク保守費・新規設備投資に伴う減価償却費・諸費等を対象にコスト削減額が10%に満たない未達分を原価から削減。

…0.2億円(3年平均)

(シ) 更に、関連会社に対しても東電並の経営合理化を求めため、一般管理費相当(人件費・諸費等)のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%を追加的に原価から削減。

…0.1億円(3年平均)

計 104.06億円料金原価から削減

1. 人件費 <申請額(H24~26 平均):3,488 億円>

【東京電力の申請内容】

○役員報酬、社員年収の削減、福利厚生制度の見直し、企業年金の削減などにより前回改定に比べ約911億円削減。概要は下表のとおり。

	24年度 (想定)	25年度 (想定)	26年度 (想定)	24~26年度 3ヵ年平均	前 回 織 込	今 回 一 前 回	備 考
役員給与(百万円)	0	0	0	0	829	▲ 829	原価から全カット
給料手当(百万円)	238,573	249,483	245,295	244,450	300,848	▲ 56,398	社員年収削減(管理職▲25%、一般職▲20%)、 H24夏季賞与を原価からカット 平日時間外手当割増率を引下げ (130%→125%)
基準賃金(百万円)	180,899	177,798	174,332	177,676	199,132	▲ 21,456	
基準外賃金(百万円)	37,658	37,005	36,299	36,987	37,019	▲ 32	
諸給与金(百万円)	27,482	41,869	41,241	36,864	77,732	▲ 40,868	
控除口(百万円)	▲ 7,280	▲ 7,001	▲ 6,378	▲ 6,886	▲ 13,034	6,148	
附帯振替額等(百万円)	▲ 186	▲ 188	▲ 199	▲ 191	▲ 1	▲ 190	
給料手当振替額(百万円)	▲ 1,936	▲ 2,024	▲ 1,990	▲ 1,983	▲ 2,229	246	
退職給与金(百万円)	37,976	34,670	29,909	34,185	57,606	▲ 23,421	現役・0Bの企業年金引下げ等による経常費用減
厚生費(百万円)	45,249	48,871	48,457	47,526	54,237	▲ 6,711	健康保険料会社負担割合引下げ(73%→60%) 厚生・体育施設廃止、財形制度の見直し
法定厚生費(百万円)	33,865	37,910	37,669	36,481	40,241	▲ 3,760	
一般厚生費(百万円)	11,384	10,961	10,788	11,044	13,996	▲ 2,952	
委託検針費(百万円)	15,869	16,887	16,185	16,314	18,495	▲ 2,181	委託検針員コスト減
委託集金費(百万円)	3,311	3,512	3,434	3,419	4,900	▲ 1,481	委託集金員コスト減
雑給(百万円)	6,899	4,367	3,465	4,910	5,216	▲ 306	
人件費計(百万円)	345,941	355,766	344,755	348,821	439,902	▲ 91,081	
経費対象人員(人)	37,254	36,321	35,515	36,363	37,317	▲ 954	人員削減(23年度期初比▲3,600人)
平均基準賃金(円/人・月)	404,652	407,932	409,057	407,181	444,686	▲ 37,505	※=基準賃金/経費対象人員/12ヶ月

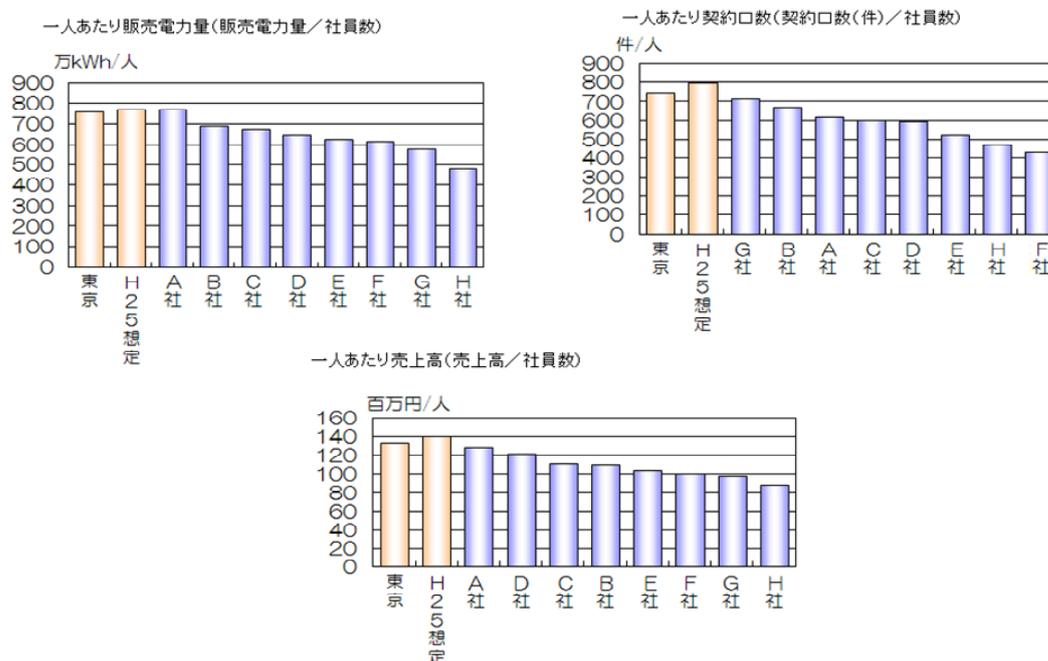
○人員計画

人員計画は平成23年度期首39,629人から平成25年度末36,000人(約▲3,600人を削減)まで抑制するという人員計画となっている。

原子力損害賠償、福島地域支援に従事する社員を23年度約3,000人、24年度約2,000人、25年度及び26年度約800人確保しつつ25年度までに3,600人の人員削減を行う計画となっている。

以上を踏まえ、東電の人員について、他電力と生産性を比較すると、1人当たりの販売電力量、1人当たりの契約口数及び1人当たり売上高は他の一般電気事業者と比較して高い水準である。

【一人あたり販売電力量・契約口数・売上高／各社比較】



(1)「従業員1人当たり賃金単価」について

委員会の査定方針案においては、審査要領に規定された、「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする等の基準は、客観的かつ明確であり、本基準は他の電力会社の料金改定時にも適用されるものであることから、本基準に沿って査定を行うとともに、本基準を基準賃金のみならず、基準外賃金や福利厚生費等も含め、できる限り統一的に適用すべきであり、この範囲内にある限りにおいては、どのような給与体系を採用するか、どのような福利厚生に重点を置くかについては、従業員のモチベーションの維持・向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねるべきとされたところである。

なお、学歴補正については、学歴による給与格差は雇用政策の観点から必ずしも望ましいとは言えないため、査定基準として反映することは適当とは言えないと委員会で判断されたところである。

その上で、今般の東京電力からの申請においては、東京電力が公的資金の投入を受けている等の状況にかんがみ、消費者の目線や近年の公的資金投入企業の事例を踏まえ、徹底的な合理化を図るため、料金原価算定期間(3年間)各年における管理職の年収を震災前と比べ3割超引き下げ、3年間の全社員の平均年収で見ても、近年の公的資金投入企業のいずれをも上回る削減率(23.68%)とする。

(2) 基準賃金、基準外賃金(時間外手当等除く)、諸給与金について

給与の水準を他産業と比較する際に、基準賃金及び賞与に加えて、時間外手当等を除

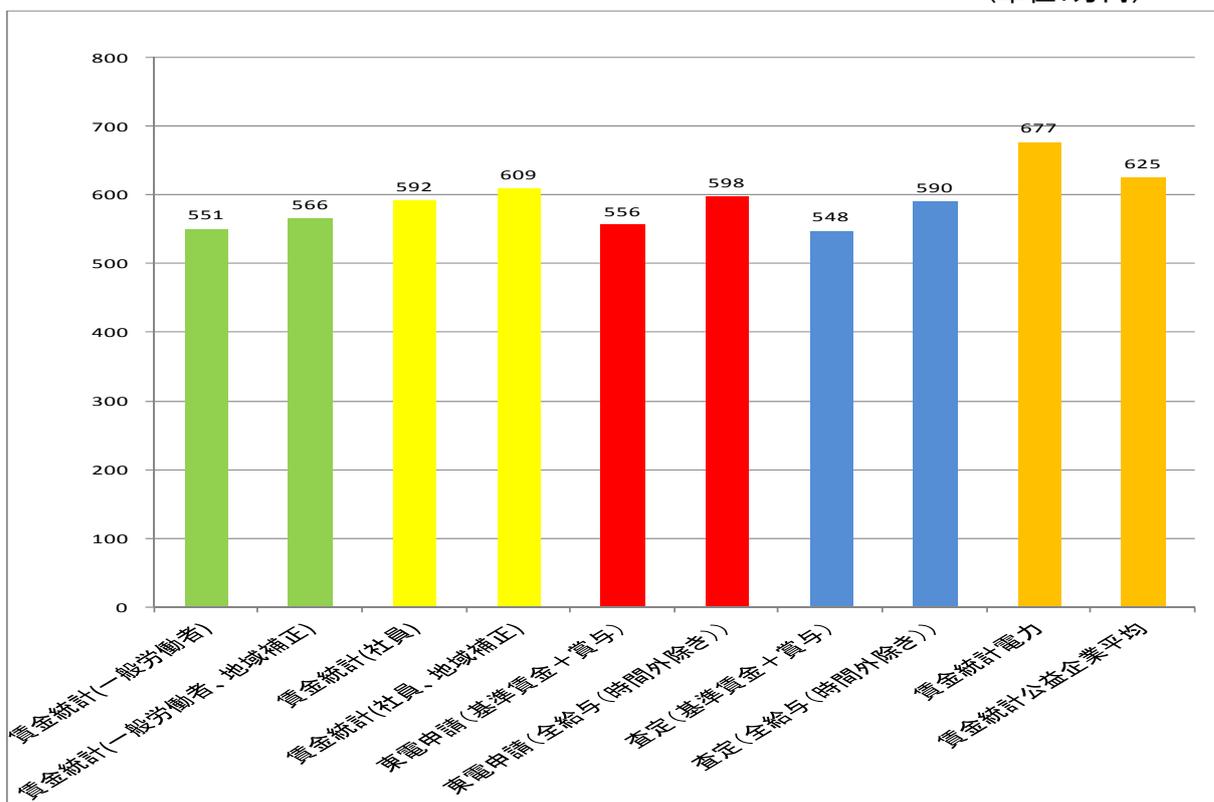
いた諸手当も含んだ給与総額で比較することが適当と考えられる。また、東京電力の申請における基準賃金等は社員のみを対象にしたものであることから、比較対象となる統計値についても、これと合致させることが適当である。

東京電力(社員のみ)の基準賃金及び賞与の一人当たり水準(556万円)は、平成23年度賃金構造基本統計調査の統計値(全産業・1000人以上・一般労働者)の551万円に比べて、5万円上回っているが、諸手当を加えた水準は東京電力が598万円、統計値(全産業・1000人以上企業・社員・地域補正後)が(609万円)であり約11万円下回っている。その上で、今般の東京電力からの申請においては、上記のとおり、消費者の目線や近年の公的資金投入企業の事例を踏まえ、徹底的な合理化を図るため、料金原価算定期間(3年間)各年における諸手当を含めた管理職の年収を震災前と比べ3割超引き下げ、3年間の全社員の平均年収で見ても、近年の公的資金投入企業のいずれをも上回る削減率とするものである。

※有識者会議の検討時点では平成22年度賃金構造基本統計調査のデータを用いていたが、その後、23年度の統計調査が公表されたため、今回、これとの比較を行うことが適当である。

なお、東京電力の社員以外の従業員については、料金原価上、「委託検針費」、「委託集金費」及び「雑給」に整理されている。(後述)

(単位:万円)



出典

- ・平成23年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）：全国の10人以上常用労働者を雇用する民営事業者62004事業所のうち有効回答45818事業所

算定方法

- ・賃金構造基本統計調査の従業員1000人以上の企業を対象に所定内給与額及び年間賞与等（超過労働給与額（時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿直日直手当、交代手当）を除く）
- ・東京電力については、社員、検針員、集金員、嘱託社員の合計。社員は、基準賃金、基準外賃金及び賞与などの諸給与金（時間外手当等を除く。）の合計。検針員、集金員、嘱託社員については、総額。

東京電力の給与の内訳(1人当たり年間給与額) (単位:万円)

	社員	備考
基準賃金	489	
諸給与金(賞与)	67	
小計(基準賃金+賞与)	556	
基準外賃金(時間外手当等を除く)	8	家賃補助、住宅特別手当、作業手当、特定事業所勤務手当
諸給与金(賞与を除く)	34	通勤手当、住宅積立助成手当、財産形成給付手当、礼金手数料
合計(年間給与額)	598	

賃金構造基本統計調査の所定内給与額は、超過労働給与額(時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿直手当、交代手当)を除いた額となっていることから、東京電力についても時間外手当等(時間外手当、当直手当、特別労働手当、特定勤務手当)を除いている。

給料手当・給料手当振替額総括表

	24年度 (想定)	25年度 (想定)	26年度 (想定)	24~26年度 3年平均	前 回 織 込	今 回 一 前 回
経費対象人員(人)	37,254	36,321	35,515	36,363	37,317	▲954
基準賃金(百万円)	180,899	177,798	174,332	177,676	199,132	▲21,456
基準外賃金(百万円)	37,658	37,005	36,299	36,987	37,019	▲32
超過労働給与(百万円)	34,836	34,233	33,578	34,216		
時間外手当(百万円)	27,944	27,459	26,936	27,446		
その他超過労働給与(百万円)	6,892	6,774	6,642	6,769		
その他基準外賃金(百万円)	2,822	2,772	2,721	2,772		
諸給与金(百万円)	27,482	41,869	41,241	36,864	77,732	▲40,868
期末一時金(百万円)	14,787	29,492	29,139	24,473	64,866	▲40,393
通勤交通費(百万円)	6,184	6,029	5,895	6,036	6,099	▲63
その他諸給与金(百万円)	6,511	6,348	6,207	6,355	6,767	▲412
控除口(百万円)	▲7,280	▲7,001	▲6,378	▲6,886	▲13,034	6,148
出向者控除口(百万円)	▲7,161	▲6,886	▲6,271	▲6,773	▲12,637	5,864
雑控除口(百万円)	▲40	▲39	▲38	▲39	▲38	▲1
出向者自主カット(百万円)	▲79	▲76	▲69	▲75	▲359	284
附帯事業振替額(百万円)	▲186	▲188	▲199	▲191	▲1	▲190
給料手当(百万円)	238,573	249,483	245,295	244,450	300,848	▲56,398
給料手当振替額(百万円)	▲1,936	▲2,024	▲1,990	▲1,983	▲2,229	246
基準賃金+期末一時金(百万円)	195,686	207,290	203,471	202,149	263,998	▲61,849
1人あたり平均年間単価(万円/人・年)	525	571	573	556	707	▲151
基準賃金+その他基準外賃金+諸給与金(百万円)	211,203	222,439	218,294	217,312		
1人あたり平均年間単価(万円/人・年)	567	612	615	598		

※その他超過労働給与は、当直手当、特別労働手当、特定勤務手当
※その他基準外賃金は家賃補助、住宅特別手当、作業手当、特定事業所勤務手当

(3) 基準外賃金(時間外手当等)について

時間外手当等については、事業の性質や景気によって左右されるため、全産業との比較は適当ではなく、一般電気事業者との比較を行ったところ、今回の申請については、一人当たりの水準が一般電気事業者の平均値を下回っていることが確認でき、妥当であると考えられる。

※平日時間外手当割増率(130%→125%)が減少しているにも関わらず、基準外賃金が前回改定時に比べて増加している理由について
時間外手当は、以下の計算式により算定されている。

時間外手当＝基準賃金×(直近3カ年時間外手当／直近3カ年基準賃金)×割増率カット
(125／130)

このうち、割増率の減少に加え、基準賃金が今回の改定により前回改定時に比べて約11%削減しているが、直近3カ年の時間外手当は支出実績を採用しているため、時間外手当全体が前回改定時に比べて増加している。将来の原価算定期間における時間外手当を見積もるに当たり、直近3カ年の実績を前提としていることに特段の問題はないものと考えられる。

※時間外手当の平日手当分と休日手当分(それぞれの割引率)、「その他基準外賃金」の内訳について

時間外手当の算定方法は上記計算式のとおりであり、平日手当分と休日手当分を合わせて、直近3カ年実績に基づき算定している。なお、休日時間外手当割増率は140%が135%に引き下げられるが、両者を合わせることで、休日時間外手当も含めカット率は125／130となっており、別々に割増率を掛け合わせるよりも時間外手当は抑制されている。

(4) 給与手当等：

東京電力が給与等を負担している出向者のうち、「社会福祉団体・協議会(159人)」「人材派遣会社(26人)」については、高年齢者雇用安定法等に基づく65才までの再雇用義務の観点から雇用されていることを確認したところであり、原価算入に合理性があると考えられるが、同様の人材を社内で雇用する場合と比較して同等の費用水準を超える分については原価から減額すべきである。

それ以外の出向者(85人(電事連除く))については、出向目的の妥当性が確認される場合には、出向先の公表を条件に原価算入を認めるべきであるが、官民交流法という受入先が費用を負担するスキームが既に存在することから、東京電力が給与等を負担する国への出向者の費用については、原価算入を認めない。

(参考) 東電が給与等を負担している出向者(平成23年12月時点)	
出向先	人数
電 気 事 業 連 合 会	41
社 会 福 祉 団 体 ・ 協 議 会	159
電 力 ・ エ ネ ル ギ ー 関 係 団 体	35
大 学 ・ 学 術 ・ 研 究 機 関	29
人 材 派 遣 会 社 (東 電 子 会 社)	26
政 府 ・ 官 公 庁 ・ 自 治 体	12
国 内 外 民 間 企 業	9
計	311

※諸手当・日当等が出向先から本人へ一部支給されている場合もある。
 ※「社会福祉団体・協議会」「人材派遣会社」は、東電65歳雇用確保施策スキームにおける出向。

(5)退職給与金

常用労働者 1,000 人以上の企業平均値を基本とする等の基準をできる限り統一的に適用するとの考え方に基づき、人事院調査のデータ値及び中労委のデータ値における 1,000 人以上企業等の退職金と比較したところ、平均をとれば、ほぼ同水準であると認められるため、退職給与金の額としては妥当と考える。

ただし、申請における退職者数の想定と直近である 23 年度の退職者実績にずれが生じていることが確認されたため、直近の実績を反映した退職一時金における数理計算上の補正及び、上記、管理職の年収減による退職給与金への影響も合わせて補正を行う。

退職給付水準		(単位:千円)		
		退職一時金	年金	合計
東電	標準者	15,500	9,900	25,400
人事院調査(H23)	1000人	9,344	17,182	26,526
	公務	26,578	2,611	29,187
中労委	1000人	10,792	12,641	23,433

- 人事院調査:「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」のデータ使用
 1000人:1000人以上、勤続42年
 公務:国家公務員における勤続42年
- 中労委:「賃金事情等総合調査」のデータ使用
 資本金5億円以上かつ労働者1,000人以上の企業から中央労働委員会が独自に選定した
 退職年金制度併用企業の高卒、事務・技術、男子、定年
- 東電:高卒、勤続39年、57歳退職

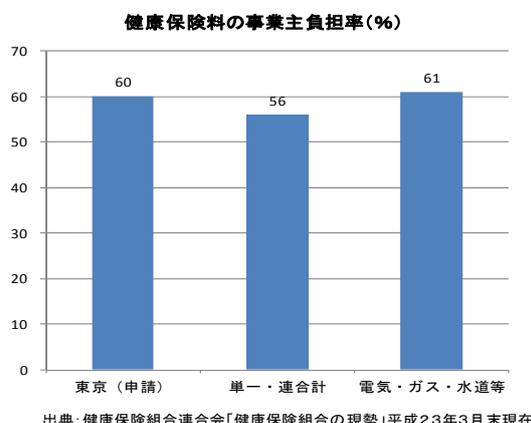
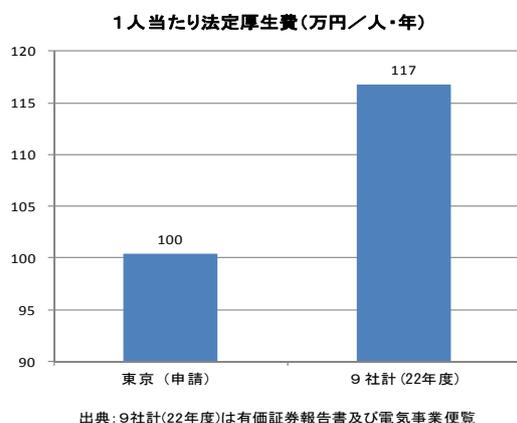
(6)法定厚生費

健康保険料、雇用保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金及び労災保険料については、標準月額報酬・標準賞与額(算定基礎)、社会保険料率により機械的に算定されることを確認した。

また、上記以外に健康診断費及び労災補償費があるが、いずれも過去の実績単価に各年度の経費対象人員を乗じて算定していることを確認した。

ただし、健康保険料の負担割合については、健康保険組合で独自に設定できることから、何らかの比較が必要となる。東電の申請内容における健康保険料の負担割合は 60%で電気・ガス・水道等の業態平均 61%と同程度の水準であるが、委員会では単一・連合計は

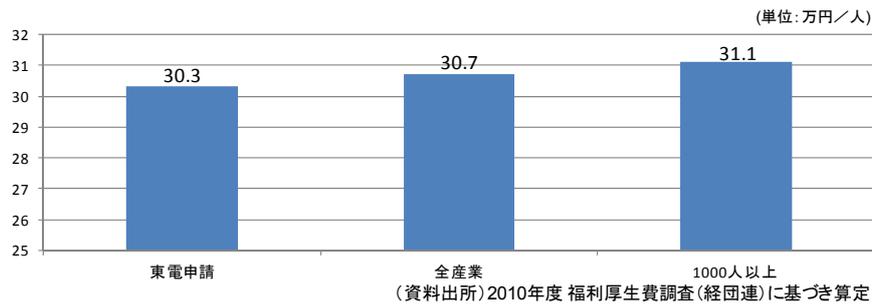
平均 56%であり、そこまで査定すべきとされたところであるが、更に、消費者の目線や近年の公的資金投入企業の事例を踏まえ、徹底的な合理化を行うとの基本方針に基づき、震災前と比べて3割超を引き下げ、法定負担割合である50%とする。



(7) 一般厚生費

委員会においては、一般厚生費の中には、労働安全衛生法や次世代育成支援対策推進法といった法令等に定められた企業としての責務を果たすためのものが含まれていることから、原価に算入せず利益からのみによる支給を求めることは適当ではなく(原価算定上、利益は予め見込まれない)、したがって、審査要領において示された、常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする等の基準をできる限り統一的に適用するとの考えに基づき、経団連「福利厚生費調査結果報告(H22年度)」の1,000人以上企業の平均(31.1万円)と比較を行ったところ、東電の申請はこれを下回っているとされたところである。これに加え、消費者の目線や近年の公的資金投入企業の事例を踏まえ、徹底的な合理化を行うとの基本方針に基づき、本店・支社の社員食堂に係る原価の控除やカフェテリアプランにおける余暇・レジャーメニューの執行停止、持株奨励金・総合預金奨励金の廃止等により、原価上、一般福利厚生費を震災前と比べて3割超引き下げる。

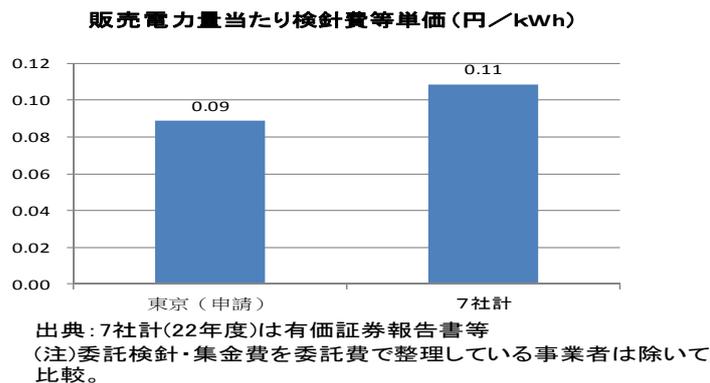
なお、個別の一般厚生費の項目について確認したところ、社内託児所廃止決定分の修正については前提条件に変更が生じていることなどから、補正を行う。



(8) 委託検針費、委託集金費、雑給について

委託検針員・委託集金人についても年収削減措置の実施等や、平成26年度に予定されるスマートメーター遠隔検針開始の反映により、前回の平成20年改定に比べ約36億円削減している。

また、これらの費用については、業務の形態に応じ賃金水準が定まるため、全産業との比較は適当でなく、他の一般電気事業者と比較することが適当であるが、販売電力量当たりの金額が低い額となっていることから、申請額は妥当と考えられる。



<査定結果>

—給与手当等—

(ア) 申請における想定と直近である23年度の実績にずれが生じていることが確認されたため、直近の実績を反映。

…0.02億円(3年平均)

(イ) 近年の公的資金投入企業をみると、投入した初年度の平均年収を3割減、3年間で23.6%削減していることから、東京電力においては、こうした公的資金投入企業のいずれにも劣らないようにするため、管理職の年収について、震災前と比べて3割を超える減額となるよう査定を行う。

…27.7億円(3年平均)

(ウ) 申請原価から65才までの再雇用義務の観点から雇用されている出向者以外(電事連については、原価不算入のため除く)の出向者に係る費用をカット。

…5. 9億円(3年平均)

-退職手当-

(エ) 23年度の退職一時金における数理計算上の差異の実績値を反映。

…17. 1億円(3年平均)

(オ) 申請における想定と直近である 23 年度の実績にずれが生じていることが確認されたため、直近の実績を反映。

…2. 4億円(3年平均)

-法定厚生費-

(カ) 健康保険料の負担割合(60%)については、震災前と比べて3割超引き下げ、50%とする。

…20. 7億円(3年平均)

(キ) 児童手当負担率の引き上げ分については、増査定。

…▲0. 5億円(3年平均)

(ク) 申請における想定と直近である 23 年度の実績にずれが生じていることが確認されたため、直近の実績を反映し。

…0. 4億円(3年平均)

-一般厚生費-

(ケ) 申請における費用の想定と直近である 23 年度の費用実績にずれが生じていること等を確認したため、直近の実績を反映し、食堂、病院、託児所の費用の差額をカット。

…8. 1億円(3年平均)

(コ) 本店・支社の社員食堂の廃止やカフェテリアプランにおける余暇・レジャーメニューの執行停止により、一般福利厚生費を震災前と比べて3割超引き下げる。

…6. 9億円(3年平均)

-委託検針・委託集金・雑給-

(サ) 申請における想定と直近である 23 年度の実績にずれが生じていることが確認されたため、直近の実績を反映。

…3. 4億円(3年平均)

(シ) スマートメーターの導入の前提変更に係る費用について増査定。

…▲0. 9億円(3年平均)

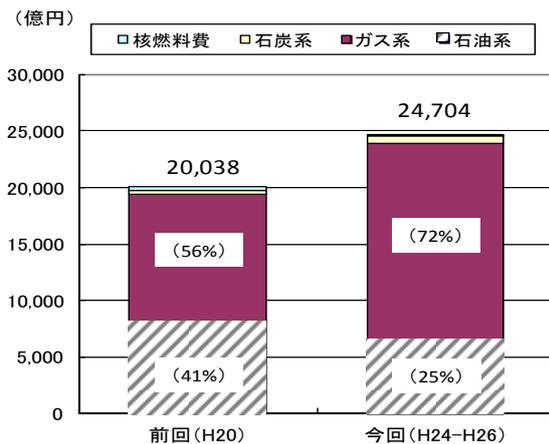
2. 燃料費 <申請額(H24~26 平均): 2兆4,704億円>

【燃料費の内訳】

燃料費は、石炭、LNG、原重油等の火力燃料費、核燃料費及び新エネルギー等燃料費の合計額であり、供給計画等を基に算定した数量に、時価等を基に算定した単価を乗じて算定される。

火力発電の稼働増等により、H24~H26の3年間平均で、4,871億円の火力燃料費増を申請しており、核燃料費は原発停止の影響等により削減されていることから、火力燃料費の大幅な増嵩が今回の値上げ申請の主要因ということが確認される。

	前回 (H20) A	今回 (H24~H26) ※3カ年平均 B	うち、H24 (見込み)	差異 B-A
燃料費	20,038	24,704	27,671	4,666
火力燃料費	19,722	24,593	27,671	4,871
石油系	8,124	6,114	8,467	▲2,010
ガス系	11,272	17,786	18,809	6,514
石炭系	325	693	395	368
核燃料費	315	110	0	▲205



◆ 火力燃料費

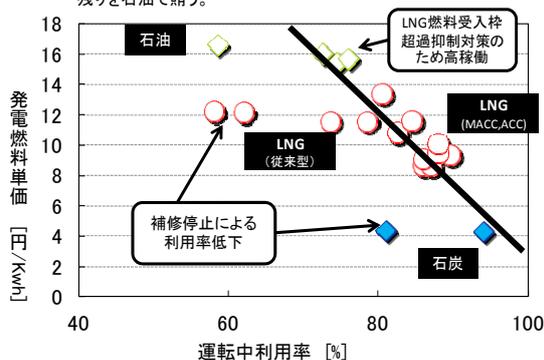
(1) メリットオーダーの確認

東京電力の燃料計画について、最も経済性のある石炭をベースとして、次に経済性のあるLNGを優先的に消費、残りの所要量を石油の順にて賄うことを基本としていることを確認した。また、LNG火力の稼働率向上等により、石油系火力の燃料数量の抑制を図っていることを確認した。

ただし、火力発電所の燃料使用量については、発電所の発電効率等を踏まえて適切に算定されていない場合には原価から削減すべきである。

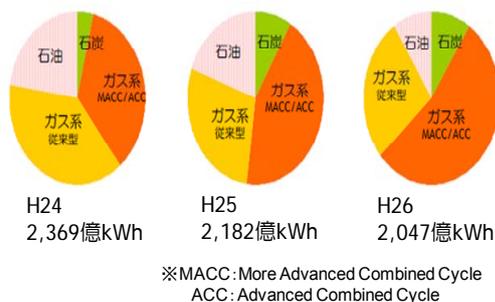
■火力発電所の稼働率と単価の関係

- 石炭: ベース運転
- LNG: 安価な発電機は極力高稼働、従来型は燃料制約の範囲で運用
- 石油: 石炭、LNGへ電力量を配分した結果、自社火力に必要な電力量の残りを石油で賄う。



■燃料別の自社火力発電電力量(発電端)割合

- 発電単価が安価となる石炭、LNGの割合を最大限配分し、残りを石油系に配分。
- また、石油系火力の燃料数量の抑制を図っている。



(2) 東京電力の火力燃料(石油、石炭、LNG)の購入実績が、全日本通関の貿易統計価格と比べて高い理由について

・石油

環境規制等への対応のため主に低硫黄原油を東南アジアから調達しているためとこのことであるが、東電より硫黄分比率が高い石油を購入している他電力と比較しても燃料単価はほぼ同水準であることを確認した。

・石炭

発電効率向上や設備コスト抑制のため、豪州から熱量の高い石炭を調達しているためとこのことであるが、豪州産石炭の全日本通関価格と比べると東電の調達価格は安いこと、他電力会社の調達価格(熱量補正後)とほぼ同水準であることを確認した。

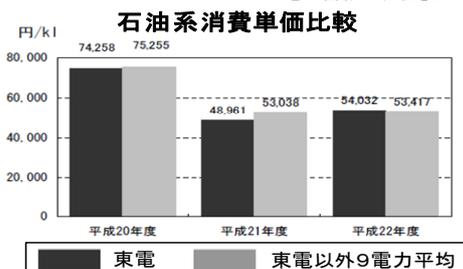
・LNG

長期契約分について、契約時期等の影響により、現在の市場価格より高い契約と安い契約があるが、現時点では、市場価格よりも高い契約の影響が大きくなっているためであることを、各プロジェクトの契約価格から確認した。

■石油

	全日本通関 原油価格 (H24.1-3月実績)	申請原価織込 重原油価格
価格	\$117.1/b	\$123.98/b
硫黄分(%) H21実績	東京電力	電気事業者全体
重油	0.20%	0.76%
原油	0.09%	0.11%

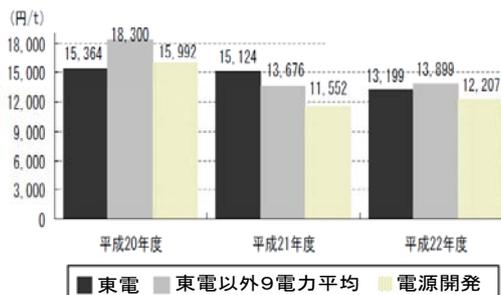
※「電力需給の概要」より



■石炭

	全日本通関 石炭 (H24.1-3月 実績)	全日本通関 石炭 豪州 (H24.1-3月 実績)	申請原価 織込 石炭CIF価格
価格	\$145.9/t	\$150.8/t	\$148.75/t

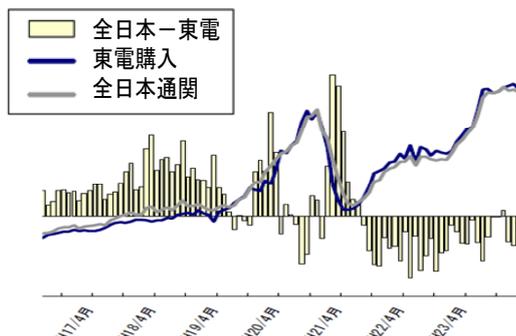
石炭系消費単価比較(熱量補正後)



■LNG

	全日本通関LNG価格 (H24.1-3月実績)	申請原価織込 LNG CIF価格
価格	\$860.50/t	\$875.38/t

- 東電の場合、2000年代後半のLNGマーケットが高騰した時期に契約更改が重なったプロジェクトが全日本に比べ多い。



(3)各燃料の購入価格について

・石油及び石炭

基本的に毎年度契約価格の更新を行うことになっており、為替レートは、24年1～3月の通関レート(TTM=78.5円/ドル)を使用していることを確認した。

石油の購入価格は、24年1月～3月の購入価格を基に算定されているが、原油については、当該購入期間に参照する産油国の政府公式販売価格を適用し算定されており、重油については、当該期間における東電と元売り間における交渉結果に基づく決定価格を適用し算定されており、それぞれ妥当であることを確認した。

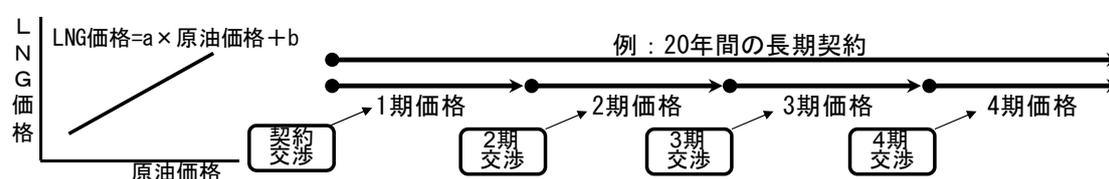
石炭の購入価格は、燃料費調整の前提諸元の算定期間と同じ、24年1～3月の豪州からの購入価格としており、妥当であることを確認した。

・LNG

LNGの長期契約分については、20年前後の契約期間中、契約上の規定に基づき、一

定間隔(5年程度)で価格の見直しが行われる。原価算定期間(24年～26年)には、長期契約を締結している9プロジェクト(約1,800万トﾝ/年)のうち、4プロジェクト(約800万トﾝ/年)について価格の見直しが行われることを確認した。また、為替レートは、24年1～3月の通関レート(TTM=78.5円/ドル)を使用していることを確認した。

LNGの購入価格は、原油価格を指標とした価格フォーミュラにより決定されるが、申請原価は、24年1月～3月の購入価格を算定する際に参照する全日本通関原油CIF価格を、プロジェクト毎の価格フォーミュラに適用し算定されていることを確認した。なお、原価算定期間中に価格の更新時期を迎えるLNGの4プロジェクトについては、近時の値上がり傾向の市況を踏まえ値上げを織り込んでいるものがあるが、東電の交渉努力を先取りする形で直近実績レベルまで原価を減額すべきである。



(4)原料以外の諸経費について

火力燃料の調達に係る諸経費(輸入代行手数料、燃料受入業務費用等)のうち、子会社との随意契約となっているものであって東京電力が今後随意契約を行うものについては、基本方針に示された考え方に基づき原価から削減すべきである。

◆ 核燃料費

東京電力から提出された前提計画(「料金算定の前提となる需給関係資料」)においては、柏崎刈羽原子力発電所に関し、安全・安心を確保しつつ地元の理解を前提として、原価算定期間において、平成25年4月から順次再稼働がなされることを仮定している。

前提計画に基づき、原価算定期間中に原子炉に装荷された核燃料の取得原価のうち、当期の燃焼相当分が、核燃料減損額として、法令等に基づき適切に計上されており、原価算入は妥当であることを確認した。

<査定結果>

(ア) 各火力発電所の燃料使用量について、発電所の発電効率等を踏まえてより一層の効率化配分を徹底することにより、相対的に燃料費の高い石油系火力発電所の燃料使用量を抑制し、原油購入費用を料金原価から削減

…93.3億円(3年平均)

(イ) 原価算定期間中に価格の更新時期を迎えるLNGの4プロジェクトについて、近時の値上がり傾向の市況を踏まえ値上げを織り込んでいるものがあるが、東電の交渉努力を先取りする形で直近実績レベルまで原価を減額

…21.0億円(3年平均)

(ウ) (再掲)火力燃料費の調達に係る諸経費のうち、東電の子会社との随意契約となっているもので、今後も随意契約を行うものについて、基本方針に示された考え方に基づき、料金原価から削減

…(再掲)4.2億円(3年平均)

計

118.5億円(再掲含む)料金原価から削減

3. 購入・販売電力料 <申請額(H24~26 平均): 6,354 億円>

【購入・販売電力料の内訳】

購入電力料は、他の一般電気事業者から購入する電気に係る費用である地帯間購入電源費・送電費、卸電気事業者（電源開発や日本原子力発電）、公営電気事業者、東京発電、IPP等から購入する電気に係る費用である他社購入電源費・送電費に分類される。

販売電力料は、他の一般電気事業者に販売する電気に係る収益である地帯間販売電源料・送電料、共同火力、新電力（常時バックアップ）等に販売する電気に係る収益である他社販売電源料・送電料に分類される。

（単位：百万kWh、百万円、円/kWh）

		前回			今回			差異			備考
		電力量	料金計	単価	電力量	料金計	単価	電力量	料金計	単価	
購入電力料	水力	6,767	76,700	11.33	6,197	71,294	11.51	▲570	▲5,406	0.17	○地帯間購入電力料の主な要因
	火力	51,857	537,577	10.37	52,728	590,308	11.20	871	52,731	0.83	・融通契約終了による減、原子力広域の減(契約更改減、電力量減) ▲380億円
	(再掲)入札案件	11,380	129,511	11.38	10,919	121,874	11.16	▲461	▲7,637	▲0.22	・系統運用電力の増(料金改定に伴う単価増) 195億円
	原子力	10,662	100,011	9.38	0	100,273	-	▲10,662	262	▲9.38	○他社購入電力料の主な要因
	新エネ	1,084	15,042	13.88	2,453	32,435	13.22	1,369	17,393	▲0.66	・電発磯子及び君津共火の増(新運開による増、燃料費増) 435億円
	合計	70,370	729,330	10.36	61,378	794,309	12.94	▲8,992	64,979	2.58	・自家発火力の増(新規契約による受電増) 159億円 ・相馬共火の増(海外炭価格上昇による燃料費増) 146億円
販売電力料	水力	36	451	12.53	37	632	17.07	1	181	4.54	○地帯間販売電力料の主な要因
	火力	8,711	91,233	10.47	8,836	112,567	12.74	125	21,334	2.27	・系統運用電力の増(料金改定に伴う単価増) 195億円
	原子力	3,855	36,545	9.48	2,744	32,689	11.91	▲1,111	▲3,856	2.43	○他社販売電力料の主な要因
	常時バックアップ	4,222	42,472	10.06	924	13,055	14.13	▲3,298	▲29,417	4.07	・常時バックアップの減(契約電力減、電力量減) ▲294億円
	合計	16,824	170,701	10.15	12,542	158,942	12.67	▲4,282	▲11,759	2.53	

(1) メリットオーダー（電源の経済運用）の確認

東京電力は前提計画に関し、「経済性を前提に、他社から購入する電力量を算定している」としているが、それについての確認を行ったところ、以下のとおり。

- ①他社原子力については今回申請には織り込まれていないが、他社水力についてはベース電源として過去30年間の平均実績値が織り込まれている。
- ②他社火力（石炭・ガス・石油）については、運転単価（可変費）の安い電源がより高稼働となるよう織り込まれている。
- ③IPPについては、契約の範囲内（基準電力量の±10%の範囲内）で安価なものは基準より多く、高価なものは基準より少ない受電量となるよう織り込まれている。
- ④スポット取引（購入）については、過去実績の伸びを反映し、平成24年度・25年度の2ヶ年のみ織り込まれている（料金原価への織り込みは今回申請が初めて）。

(2) 原子力発電による購入電力及び販売電力の確認

原子力発電による購入電力については、原価算定期間における受電量をゼロと見込んでいるものの、停止中の原子力発電所にかかる維持管理や安全対策工事などに必要と見込まれる費用については、購入の相手方との契約書原本等を確認した結果、以下の理由

から、料金原価に算入することを認めることが適当である。

- ①当該原子力発電所は契約の相手方との共同開発であると認められる。
- ②このため、人件費、修繕費や減価償却費等の原子力発電所を安全に維持管理する費用や、将来の稼働に向けた投資に要する費用についても、自社電源同様、負担する義務があると考えられる。

また、原価算定期間における受電量はゼロとしているものの、東京電力が契約している発電所は、発電設備としては健全な状態にあり、前提計画(総合特別事業計画)においても、平成27年度以降、発電を再開し、東京電力が契約に基づき発生電力を購入する計画としているとともに、東北電力、日本原子力発電においても発電再開に向けた準備を実施中である。

他方で、東京電力は契約の相手方に対して効率化努力を求めていくべきであり、既設分の減価償却費や固定資産税等といった効率化努力が見込めない費用を除く人件費や修繕費等について、東京電力自身による効率化努力分と比較し、既に織り込まれている効率化努力分では足らざる部分については、原価から削減すべきである。

とりわけ、日本原子力発電は、東京電力の関連会社であり、総合特別事業計画策定後に退任した取締役が役員を務めていることから、日本原子力発電からの購入電力料に含まれる人件費等について、東京電力のコスト削減努力並に原価から削減する。

(3) 具体的な検討結果

① 広告宣伝費、寄付金、団体費等

購入電力料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(電気事業法第22条(卸供給の供給条件)に基づく届出を受けているもの)については、契約相手先から東京電力に対し、料金に含まれている寄付金等の額などを示した書類での回答があり、その書類を確認したところ、広告宣伝費、寄付金、団体費等が原価に算入されているが、基本方針に示された考え方に基づき原価から削減すべきである。

② 随意契約に係る効率化努力

購入電力料、販売電力料とも、原価算定期間内に契約期限を迎えないものについては、契約内容を確認し、適正に算定されていることを確認した。

今後随意契約を行うものについては、基本方針に示された考え方に基づき原価から削減すべきである。

(注) 他社から購入する電力料については、共同火力等の固定費削減交渉(62億円)、自家発事業者等の料金削減交渉(20億円)及びIPPとの契約更改交渉(14億円)を行うことを前提に、3ヶ年平均で95億円のコスト削減が織り込まれていた。なお、IPPとの契約更改交渉

として、自社火力発電単価より割高な契約については、更改時に自社火力並みの引き下げに相当する効果が織り込まれていた。

③スポット取引(購入)について

原価算定期間3ヶ年のうち、申請においては、過去実績を踏まえ平成24・25年度の2ヶ年分のみ原価に織り込んでいることを確認したが、平成26年度に織り込むことができない理由はなく、平成26年度も同額のスポット取引(購入)を原価に織り込むべき。

④スポット取引(販売)、常時バックアップについて

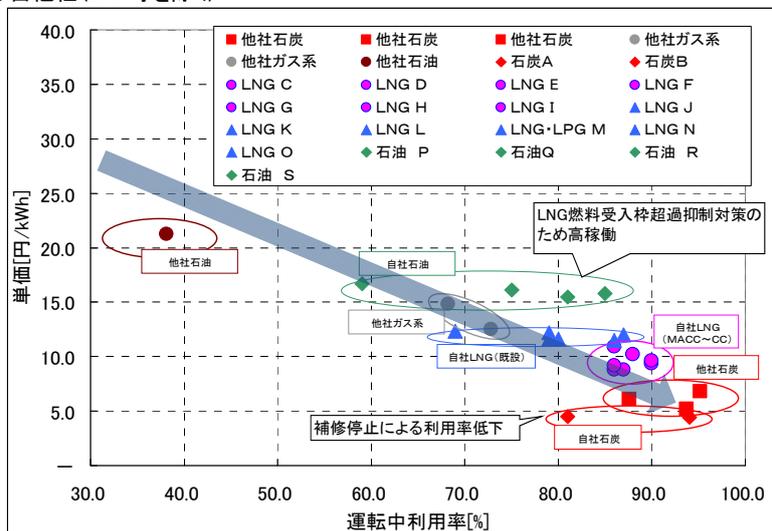
原価算定期間3ヶ年のうち、申請においては、過去実績を踏まえ平成24・25年度の2ヶ年分のみ原価に織り込んでいるが、平成26年度に織り込むことができない理由はなく、平成26年度も同額のスポット取引(販売)及び常時バックアップを原価に織り込むべき。

※スポット取引(購入・販売)における平成26年度の原価への織り込みについては、電力システム改革専門委員会において、卸取引所の活性化が議論されており、その方向で算定する方法もあるが、現在、結論が得られていない状況であるため、過去実績に基づき算定する。

【メリットオーダーについて】

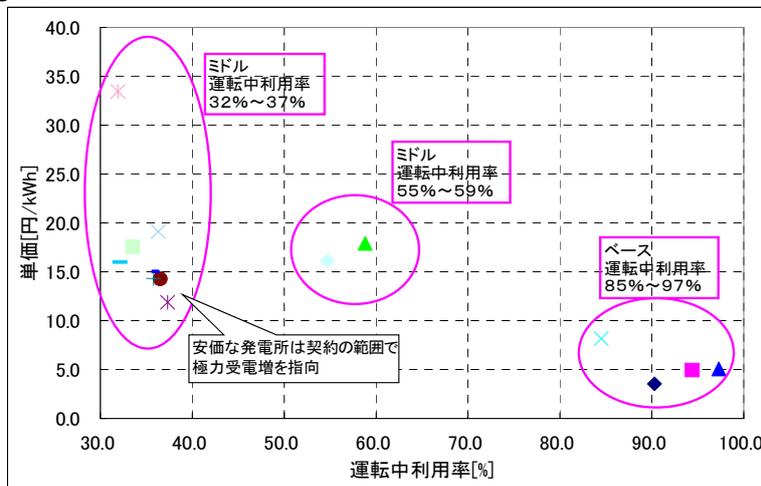
火力発電所の利用率と単価の関係(1)

○自他社(IPP等を除く)



火力発電所の利用率と単価の関係(2)

○IPP



(注) IPPは、契約面等の理由からメリットオーダーの対象ではない。

【日本原子力発電、東北電力との契約内容について】

1. 日本原電

昭和46年12月15日付にて、日本原電、東北電力及び東京電力の間で、以下の内容が締結されたことを確認。

- 東海第二の発生電力からその運転維持に必要な電力を除いた全量を、東北及び東京に供給する。
- 東北電力及び東京電力が受電する割合は、東北電力2、東京電力8とする。
- 電力受給開始日は、東海第二の営業運転開始の日とし、昭和51年10月を目途とする。
- 受給条件、電力料金、ならびにその他必要な細目については、別途3社間で協議決定する。
- 定めのない事項及びより難しい事情が生じた場合は、3社誠意をもって協議する。

2. 東北電力

昭和57年1月25日付(平成11年2月26日付一部改定)にて、東北電力及び東京電力の間で、以下の契約が締結されたことを確認。

- 東北電力及び東京電力は、経済的開発と地域振興をはかるため、東北1号機110kWを共同開発する。
- 当該設備の発生電力は、東北電力・東京電力で折半する。
- 電力受給開始日は営業運転開始の日とし、電力受給期間は電力受給開始日から営業運転停止までとする。
- 融通電力料金は、原則として、定率法による減価償却費、帳簿価額による支払利息、想定燃料費、当該設備で必要とする人件費・修繕費・その他経費により算定する。
- 定めのない事項ならびにより難しい事項については、両社誠意をもって協議する。

【原子力発電の購入電力料原価内訳(対前回改定比較)】

費用項目	前回改定	今回織込	差引	備 考 (増減説明等)
人 件 費	57	66	9	安全管理体制の一層の強化を目的とした人員増など
修 繕 費	171	267	96	地震後健全性確認・点検・修繕など
委 託 費	61	105	44	安全対策設備保守委託、耐震解析など
普及開発関係費	2	2	0	発電所PR関係費用
諸 費	12	10	▲2	合理化要請分
除 却 費	14	25	11	安全対策工事関連(防潮堤設置工事に伴う除却等)
再 処 理 関 係 費	104	23	▲81	今回織込は再処理等既発電費、特定放射性廃棄物処分費の過去分
一 般 負 担 金	—	60	60	原子力損害賠償支援機構一般負担金
減 価 償 却 費	324	268	▲56	安全対策工事の増、償却進行に伴う減
事 業 報 酬	49	56	7	
核 燃 料 費	61	—	▲61	
送 電 料 金	18	—	▲18	
そ の 他	127	121	▲6	廃棄物処理費、賃借料、消耗品、損害保険、公租公課など
合 計	1,000	1,003	3	

<査定結果>

(ア) 購入電力料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(電気事業法第22条(卸供給の供給条件)に基づく届出を受けているもの)については、広告宣伝費(公益的な目的から行う情報提供を除く)、寄付金、団体費等を料金原価から削減。

…0.9億円(3年平均)

(イ) 日本卸電力取引所における電力のスポット取引(購入・販売)や、新電力への販売電力料である常時バックアップについては、平成24、25年度の2ヶ年分のみ原価に織り込んでいるが、平成26年度も同様に織り込むことによって原価を圧縮。

…2.4億円(3年平均)

(ウ) 新電力への販売電力料である常時バックアップを算定する際の単価積算誤り等を修正することによって原価を圧縮。

…8.4億円(3年平均)

(エ) (再掲) 今後随意契約を行うものについては、基本方針に示された考え方に基づき、人件費・修繕費・新規設備投資に伴う減価償却費・諸費等のコスト削減可能な部分について、コスト削減額が原則10%に満たない未達分を原価から削減。

…(再掲)4.2億円(3年平均)

(オ) (再掲) 更に、子会社・関連会社(日本原子力発電を除く)に対しても東電並の経営合理化を求めため、一般管理費相当(人件費・諸費等)のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%を追加的に原価から削減。

…(再掲)2.9億円(3年平均)

(カ) (再掲) 日本原子力発電は、東京電力の関連会社であり、総合特別事業計画策定後に退任した取締役が役員を務めていることから、日本原子力発電からの購入電力料に含まれる人件費等について、東京電力のコスト削減努力並に原価から削減。

…(再掲)35.8億円(3年平均)

計

54.6億円(再掲を含む)料金原価から削減

4. 設備投資関連費用 <申請額:6,281 億円>

【レートベースの概要】

事業報酬は設備投資等の資金を調達するために要するコストであり、銀行等からの借入金や社債に対する支払利息や発行株式に対する配当を賄うものである。具体的には、真実且つ有効な電気事業資産(レートベース)に適正な報酬率を乗じるというレートベース方式で算定される。なお、レートベースとは、特定固定資産・建設中の資産・核燃料資産・特定投資・運転資本及び繰延償却資産の合計額をいう。

(単位:億円)

	前 回	今 回	差 異	備 考
特定固定資産	82,155	71,239	▲ 10,915	火力:10,991億円、送電:19,525億円、配電:21,490億円、変電:7,872億円等
建設中の資産	3,086	4,358	1,272	水力:354億円、火力:1,267億円、原子力:924億円、送電:1,415億円等
核燃料資産	9,214	7,223	▲ 1,990	装荷以前の核燃料資産:5,116億円、再処理関係核燃料資産:2,107億円
特定投資	504	2,254	1,750	日本原燃:1,716億円、ウラン鉱山プロジェクト:431億円等
運 営				
営業費1.5ヶ月分	4,957	5,572	615	
貯 蔵				
燃料貯蔵品1.5ヶ月分	2,465	3,074	609	
一般貯蔵品1.5ヶ月分	115	104	▲ 11	
本 品				
計	2,580	3,178	598	
計	7,537	8,750	1,213	
繰延償却資産	0	0	0	
小計	102,496	93,826	▲ 8,671	
原価変動調整積立金及び別途積立金	▲1,846	0	1,846	
合計	100,650	93,826	▲6,825	

・前提計画(供給計画、工事計画)

需要想定に基づく供給予備力及び設備の効率性を勘案し、供給設備の拡充工事や改良工事などの工事計画、点検補修などの修繕計画を策定し、その計画に基づき設備関係の料金原価を算定している。24年度から26年度の設備投資については、緊急電源の設備投資、原子力発電所における防潮堤設置等の津波対策及び耐震対策など3ヶ年平均6987億円が見込まれている。

1. レートベース、減価償却費

(1) 固定資産関連の特別監査に基づく査定

固定資産関連が、電気事業の運営にとって真に必要不可欠なものであるかについて、不使用設備、予備品／予備設備等を中心に行われた特別監査(立入検査)の結果を確認したところ、以下の項目についてはレートベースから除外すべき。

・社宅等の空室分

- ・予備品及び予備設備
- ・除却設備等

- ・送電線異電圧
- ・送電線空回線及び空管路
- ・長期計画停止発電所
- ・その他(スポーツ施設、販売促進を目的としたPR施設等)

上記の考え方にに基づき、カット又は減額査定を行った資産に関わる減価償却費等の営業費用についても、有識者会議報告に従い、原価算入を認めるべきでない。

さらに、消費者目線に立った徹底的な合理化の観点から、稼働率が低い資産は原価から外すべきとの指摘を踏まえ、東電病院に関する設備投資関連費用を原価から控除する。

(2) 建設中の東通原発1号機に係る建設仮勘定

東電東通原子力発電所については、現在工事は中断中であり、運転開始時期も未定となっているが、建設工事中の設備等は震災の影響を受けず健全な状態にあることから、今後の稼働の可能性が認められるため、建設仮勘定として建設費の1/2をレートベースに算入することは妥当であると考えられる。なお、原価算定期間中に見積もられる工事費用は、仕掛かり中の設備等に係る保管費用及び設計等の進捗見合いに応じた支払である。

一方、当該費用に含まれる寄付金等については、有識者会議報告の趣旨を踏まえ、原価算入を認めるべきではない。

(3) 特定投資

特定投資については、資源開発、研究開発などエネルギーの安定的確保を図るためのものについて認められているが、投資目的・内容及び投資実績額等を確認したところ、今回計上されている投資額はその趣旨に合致していると認められる。

(単位: 億円)

		レートベース(X)			事業報酬(Y) = (X) × 3%		
		今回	前回	差異	今回	前回	差異
火力	石炭資源開発 他	2	12	▲ 10	0	0	▲ 0
原子力	日本原子力研究開発機構	33	33	0	1	1	0
	日本原燃	1,716	411	1,305	51	12	39
	リサイクル燃料貯蔵	48	48	0	1	1	0
	原子力損害賠償支援機構	24	0	24	1	0	1
	ウラン鉱山プロジェクト	431	0	431	13	0	13
	合計	2,254	504	1,750	68	15	53

(4) 核燃料資産

① 加工中等核燃料資産について

24～26年度に新たに取得する核燃料資産(加工中等核燃料資産)については、震災後の原発稼働率・需要減に対応し、引取量の大部分を繰り延べし、至近の調達量を削減して必要最低限を織り込んでいることから妥当である。

新燃料導入に係る安全解析業務、成型加工に関する契約等で未締結なものが確認されたが、これらのうち原価算定期間に実施される可能性が低いものについては原価算入を認めるべきではない。

②再処理の前払金について

日本原燃(株)に対する再処理の前払金については、日本原燃が行う再処理事業は巨大な設備産業であり、建設に当たっては多額の資金調達を必要とする一方、これらの資金は、再処理料金の支払い開始前の建設工事等の段階で必要となることから、日本原燃による市中金融機関からの借入や出資等と合わせて、原子力発電所を所有する事業者各社が再処理料金の前払いを実施したものである。

本前払金は、料金原価に算入される再処理費用を前払いするものであり、費用性資産としての性格を有している。また、本前払金により、日本原燃の金利相当部分が減少し、再処理費用が減額されることとなっている。以上から、本前払金は資産価値を有するため、レートベースに算入することは妥当であると考えられる。

③福島第一原発5, 6号機及び福島第二原発に係る核燃料資産について

原価算定期間中に稼働が見込まれない福島第一原発5, 6号機及び福島第二原発に係る核燃料資産については、固定資産と同様、装荷中核燃料資産及び完成核燃料資産(全体で約750億円)について全額レートベースに算入していないことを確認した。

(5) 運転資本

営業資本(減価償却費、公租公課を除いた費目に12分の1.5を乗じて得た額)及び貯蔵品(火力燃料貯蔵品等の年間払出額に、原則として12分の1.5を乗じて得た額)については、算定規則等に基づき算定されており、レートベース算入は妥当である。

一方、減価償却費など算定の前提となった個別の原価項目において査定が行われた場合には、これに応じて減額することが妥当である。

(6) 柏崎刈羽原発2号機の取り扱い

柏崎刈羽発電所については、東京電力の前提計画(総合特別事業計画)において、「柏崎刈羽原子力発電所については、今後、安全・安心を確保しつつ、地元の御理解をいただくことが大前提ではあるが、今回の申請における3年間の原価算定期間においては、2013年4月から順次再起動がなされるものと仮定して原価を算定することとしている」としている。他方で、東京電力によれば、2号機については原価算定期間内の再起動が見込まれないものの、原価算定期間以降には、それ以外の号機の稼働計画同様に再起動がなされるものと仮定しており、レートベース及び減価償却費を算入することは妥当である。なお、火力発電所におけるピーク対応電源のように季節的に稼働するものや原子力発電所のように長期の定期検査を行うものなど原価算定期間に稼働が見込まれないものがあるが、これらを直ちに原価算入不可とすることは電気事業の実態から見て妥当でなく、また、会計上

の資産価値と収益の整合性の観点からも適当とは言えない。

柏崎のサービスセンターについても、オール電化等販売目的でなく、原子力についての理解を得るためのものに限定していることを確認したため、原価算入を認める。

(7) 23年度実績置き換えによる事業報酬及び減価償却費の減額

申請時点における23年度想定と23年度実績にずれが生じていることが確認されたため、直近の実績を反映した原価に補正を行うべき。

2. 固定資産除却費

除却損については、算定規則に基づき、減価償却後の残存簿価が除却されていることを確認した。

除却費用に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについては、基本方針に示された考え方に基づき、原価から削減すべきである。

3. 福島第一原発 5,6 号機及び福島第二原発 1～4 号機の取り扱いについて

(1) 審査要領上、「長期停止発電設備については、原価算定期間内に緊急時の即時対応性を有すること及び改良工事中などの将来の稼働の確実性を踏まえてレートベースに算入する。」となっており、「電力会社間の同種の設備と比較して、著しく低い稼働率となっている設備に係る減価償却費等の営業費については、正当な理由がある場合を除き原価算入を認めない」としている。

(2) 福島第一原発 5,6 号機及び福島第二原発 1～4 号機については、

- ① 主要設備について、現時点で大きな損傷は見つかっておらず、設備としては健全であると言える。
 - ② また、東京電力において、津波対策や耐震強化に係る改良工事を実施中であり、事業者として廃炉を行うとの判断を行っていない。
- (3) 長期停止火力については、設備の老朽化や事業者として立ち上げの方針がないことなど、上記①、②に相当する要件を確認することにより、電源の稼働の見通しや料金原価への営業費用の算入可否について客観的に判断することが可能であるが、原子力発電所については、
- ③ 安全・安心を確保しつつ、地元の理解を得て再稼働させることが可能か否かが、将来の再稼働の見通しに大きな影響を与えることとなる。

他方で、福島県内の当該原子力発電所に関し、福島第一原発 5,6 号機及び福島第二原発の再稼働は地元自治体との関係で想定しえないとの強い意見があったが、③については当委員会として電気料金の専門的見地からは判断できるものではなく、これら原子力発

電所の稼働の見通しについて確定的な見解を示すことは困難であり、こうした事情により再稼働が見込めないことが正当な理由に該当するかどうかを判断することも困難である。

(4) また、東京電力はこれら原子力発電所について、今後十年間の稼働は「未定」としているが、福島第一原発 5,6 号機については、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策を、福島第二原発については、同法に基づく原子力災害事後対策を実施中であり、こうした観点からは、現時点で稼働を行わない一定の正当な理由があると考えられる。

(5) 以上から、福島第一原子力発電所 5,6 号機及び福島第二原子力発電所については、原価算定期間内における再稼働は見込まれていないが、原価算定期間終了後、将来にわたって再稼働しないと確定的に判断することはできず、また、再稼働が見込めないことに一定の正当な理由があると考えられる以上、レートベース、減価償却費を全額料金原価に算入することは妥当であると考えられる。

なお、電気料金審査専門委員会における議論では、電気事業の用に供する設備には、建設から運転開始まで、10年以上の長期間を要するものも多く、建設中の発電所や送電線については、将来の稼働が不透明であるが故に、算定規則上、建設期間中は建設仮勘定として資産価値の1/2のみをレートベースに算入している例を援用し、レートベース・減価償却費ともに、全額を原価として認めるのではなく、一定額の減額を行う余地があるとの意見があった。

ただし、今回の申請において、東京電力は、レートベースを全額自主カットしていることから、いずれにせよレートベースに関して増査定を行う必要はない。

(6) なお、設備は運転開始後減価償却が自動的に開始されるため、再稼働が不透明である期間中に減価償却費を料金原価として認めない場合、その後再起動が行われたとしても、遡って減価償却費を回収することはできず、投資した資金が回収できないこととなる。また、料金原価として認めないという判断を行うことは、将来の収益獲得の可能性を否定することとなり、会計上、資産価値全額が減損処理される可能性が高い。電気事業資産は長期にわたる計画的な投資によって、電気料金により形成されてきた資産であり、明確な根拠に基づかずに行政の恣意的な判断により減損することは適当でないこと、その費用を誰がどのように負担するべきかという問題が生じ得ることにも留意することが必要である。

<査定結果>

-減価償却費-

(ア) 特別監査において、先行投資及び不使用設備等に係る減価償却費についてカット。

…74.5億円(3年平均)

(イ) 申請における想定と直近である23年度の実績にずれが生じていることが確認されたため、直近の実績を反映。

…23.4億円(3年平均)

(ウ) 東電病院の減価償却費をカット

…2.2億円(3年平均)

(エ) (再掲) 今後随意契約を行うものや契約交渉を行うものについては、基本方針に示された考え方に基づき、コスト削減額が原則10%に満たない未達分を原価から削減

…(再掲)3.1億円(3年平均)

(オ) (再掲) 東京電力の子会社・関連会社に対しても、東電並の経営合理化を求めため、今後の随意契約取引に係る費用のうち、一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%を追加的に原価から削減

…(再掲)0.2億円(3年平均)

計 103.4億円(再掲を含む)料金原価から削減

-固定資産除却費-

(ア) (再掲) 今後随意契約を行うものや契約交渉を行うものについては、基本方針に示された考え方に基づき、コスト削減額が原則10%に満たない未達分を原価から削減

…(再掲)15.0億円(3年平均)

(イ) (再掲) 東京電力の子会社・関連会社に対しても、東電並の経営合理化を求めため、今後の随意契約取引に係る費用のうち、一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%を追加的に原価から削減

…(再掲)0.3億円(3年平均)

(ウ) 東電病院の固定資産除却費をカット

…0.03億円(3年平均)

計 15.3億円(再掲を含む)料金原価から削減

-事業報酬(報酬率3%ベース)-

(ア) 特別監査において、先行投資及び不使用設備(社宅・空送電線等)等に係る特定固定資産をカット。

…22.8億円(3年平均)

(イ) 核燃料資産について、23年度実績置き換えによるカット及び新燃料導入に係る安全解析業務契約、成型加工に関する契約等のカット

…3.5億円(3年平均)

(ウ) 申請における想定と直近である23年度の実績にずれが生じていることを確認したため、直近の実績を反映。

…3.9億円(3年平均)

(エ) 東通原子力発電所の建設費に含まれる寄付金・団体費・交際費に係る建設費をカット。

…1.0億円(3年平均)

(オ) 東電病院の特定固定資産をカット。

…0.7億円(3年平均)

(カ) (再掲) 今後随意契約を行うものや契約交渉を行うものについては、基本方針に示された考え方に基づき、コスト削減額が原則10%に満たない未達分を原価から削減

…(再掲)1.1億円(3年平均)

(キ) (再掲) 東京電力の子会社・関連会社に対しても、東電並の経営合理化を求めため、今後の随意契約取引に係る費用のうち、一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%を追加的に原価から削減

…(再掲)0.06億円(3年平均)

(ク) 営業費の査定による運転資本の反映

…2.4億円(3年平均)

計 35.4億円(再掲を含む)料金原価から削減

5. 事業報酬率

＜3.0%(申請)、事業報酬 申請額(H24～26 平均):2,815 億円

＞

【事業報酬率の概要】

＜電気事業法の目的＞

電気事業法は、その法目的において、「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る」(電気事業法第1条)ことを目的としている。

＜総括原価方式による電気料金規制とは＞

公共料金にかかる規制は、国民生活上の必需財について、

- ①その財の安定的な供給の維持・確保を図るために、その供給に要する費用の回収を確実にする一方で、
- ②当該供給事業者が過度の利益を得ることを防止することにより利用者の利益を保護する、という両面の観点から行われている。

電気事業についても、独占の弊害や、過当競争による二重投資の弊害を防止し、需要家に対して電気を安定的かつ低廉に供給するため、一般電気事業者に独占的な供給を認めつつ、供給義務と料金規制を課しており、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」(電気事業法第19条第2項第1号)であることを求めている。

＜適正な利潤(事業報酬)とは＞

事業を継続的に実施するには、かかる費用を適切に回収するのみならず、資金を円滑に調達する必要がある。この資金調達に要するコストが「資本コスト」である。電気事業においては、発電、送電、変電、配電等の設備の形成にあたって巨額の資金を要することになるが、電気事業者は、この資金を調達するための費用を何らかの形で電気料金から回収できなければ、資金調達に支障が生じるため事業を継続することができなくなる。

企業は、①銀行等からの借入れや社債の発行による調達(他人資本)、②株式の発行等による調達(自己資本)のいずれかの手段により資金調達を行うが、銀行・社債等の債権者にとっては負債利率、株主にとっては自己資本利益率以上の収益率が見込まれれば、企業は継続的かつ円滑に資金調達を実施することが可能となるため、電気事業法においては、これらの収益率に相当する額を「適正な利潤」(事業報酬)として電気料金による

回収を認めている。

かつては、支払利息、配当金額及び利益準備金を積み上げ、料金原価に算入していたが、各社ごとの資本構成の差異等によって原価水準に差が出ることや、電気事業者における資金調達コスト低減のインセンティブが乏しいことといった点を考慮し、1960年に現在の事業報酬制度を導入した。実際、東電の2000年の支払利息と配当金の合計は事業報酬を上回っている。

1958年の電気料金制度調査会報告書において、「真実かつ有効な資産の価値に対し公正な報酬が与えられるべき」とされているが、現在の審査要領においても同様の考え方が採用されている(レートベース対象の投資について、「電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるか否かについて審査すること」と確認的に規定)。

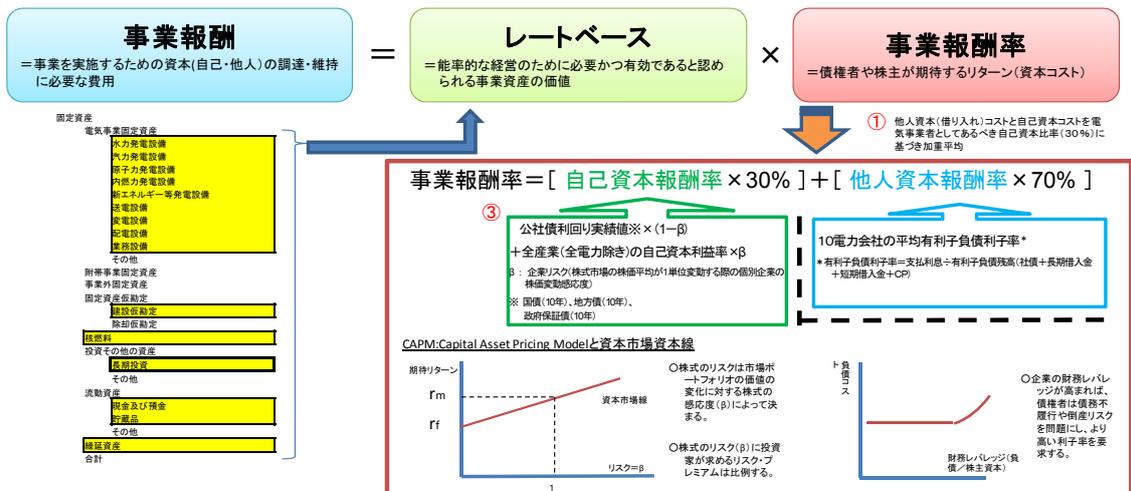
【事業報酬の概要】

電気事業一般に債権者や株主が期待するリターンを適切に算定する観点から、①他人資本(借入れ)コストと自己資本コストを電気事業者としてあるべき自己資本比率に基づき加重平均し、②他人資本コストは電気事業者平均の有利子負債利率の実績を、③自己資本コストは株式市場における電気事業のリスク(β)を踏まえた利益率を採用することとしているが、具体的な数字については、認可申請のタイミングで適正性について検証することとなる。

※一般電気事業供給約款料金算定規則(省令)においては、①は自己資本報酬率と他人資本報酬率を3:7とすること、②は全電力会社の平均有利子負債利率、③は全産業(全電力除き)の自己資本利益率を上限、公社債利回りの実績値を下限として算定した率とされている。

この報酬率は電気事業者に共通の方法により設定されるため、各電気事業者においては、これよりも低いコストで資金調達した場合には利益となり、内部留保が可能となるといった効率化インセンティブがある。

なお、一般的には他人資本報酬率に比べ自己資本報酬率が高いが、自己資本報酬率を低く設定することは、株主の期待リターンを低下させることになり、株式の発行が困難となるが、社債や融資等負債の比率が高まる(財務レバレッジが高まる)と、自己資本比率の低下によりリスクが高まることから、金利が上昇するおそれがある。



- (1) 1960年にレートベース方式に基づく現在の事業報酬制度が導入された趣旨は、それ以前の資金調達コスト積み上げ方式に基づく料金原価算入では、各社の資本構成の差異によって原価水準に差が生じることや、電気事業者における資金調達コスト低減のインセンティブが乏しいことを考慮し、電力会社一律の事業報酬率を設定することとしたもの。
- (2) この制度趣旨から、東京電力の事業報酬についても、原子力損害賠償支援機構法に基づく資金援助等による東京電力独自の資金調達コストの変化を勘案するのではなく、各電力会社一律に適用される報酬率を算定すべきであり、東京電力が今回の申請において、自らの事業リスクのみに基づいて事業報酬率を設定していることは適当ではない。
- (3) 事業報酬率は、審査要領上、電気事業をめぐる経営リスクが、他の一般的な事業会社の経営リスクと比較してどのような位置にあるかという点(β値)を勘案し決定される。また、審査要領にも示されているように、東日本大震災後の状況も勘案し事業報酬率を設定する必要がある。
- (4) 経営リスクの算定を行うにあたり、電気事業を専門分野とする複数の金融アナリストにヒアリングを行ったところ、震災以降、電気事業の経営リスクは格段に高まったと考えられ、電気事業を投資先として選定する(すなわち、電力会社による資金調達が可能となる)ためには、大震災以降の経営リスクを採用すべきとの声が大勢であった。
- (5) こうした点を踏まえ、事業報酬率の算定に当たっては、大震災以降の9電力会社平均のβ値を採用することが適当である。また、β値の採録期間については、本来は例えば2年程度の一定の長期間を採るべきと考えられるが、震災前後で経営リスクに断絶があると考えられ、震災以前の期間を採る合理性はないと考えられることから、震災後可能な限り長期の期間をとるため、平成23年3月11日から申請日前日の平成24年5月10日までの

期間を採用すべきである(この場合、 β 値は 0.82 となる)。

- (6) なお、経営リスクを計る β 値について、その時々で事業者によりなるように恣意的な採録期間を採ることはもとより許されない。平成 12 年以降、電気事業法上値下げ料金改定時においては原価性を確認しない制度となったことから、東京電力の採用した β 値については、妥当性についての行政の確認を受けていないものであるが、特に、平成 16 年、18 年、20 年改定において採用されている β 値の 0.7 は、原価と実績のかい離から見ても、仮に認可を経た場合には採用されなかったものと考えられる。
- (7) また、東京電力は当面配当を行わないこととしているが、事業報酬から得た利益について最大限、原子力損害賠償支援機構法第 52 条に定める特別負担金に充てることを確保すべく、毎年の主務大臣による認可の際に厳格にチェックを行うことが、同条において明示されている。

【金融アナリストの見方】

※以下は、経済産業省が金融アナリストへのヒアリングを行い、それを取りまとめたもの。

- (1) 将来のリスクを測るには将来の β 値を使うべきだが、それが難しいので過去の β 値を採用している。あえて β 値で言うとするれば、震災後の 0.85 に近いが、それ以上と思う。東電が他電力に比べてリスクが高いか低いかは一概に言えない。(アナリスト A 氏)
- (2) 電力各社の株価は、原子力事故発生後、原子力損害賠償支援機構法案の概要が固まる 6 月 14 日までの間、著しく乱高下しており、東京電力の株価は、さらに長期にわたって乱高下が続いていた。一方で、電力業界の経営環境は震災前後で大きく変化したと市場は認識しており、震災以前の β 値は実勢に合わなくなっている。(アナリスト B 氏)
- (3) 証券分析では、 β 値は過去 5 年(データ数 60)で分析することが一般的だが、特に明確な学問的な根拠があるわけなく、最近では、2 年間(データ数 104)も見かける。電力株は、事故以前は非常に低リスクの株という認識がなされており、事故後は逆に原子力を抱えるリスクの高さが認識されてきたので、 β 値の水準は変わっていて当然。今後の料金を考える上では、事故後に株価が落ち着いた後の期間(1 年程度)で算出するのが適当。また、 β 値は修正 β ($0.33 + 0.67 \times \beta$: 株価 β が 1 に平均回帰するという性質から導かれた修正式)を用いることが証券分析ではむしろ一般的。(アナリスト C 氏)
- (4) 電力会社の PBR(株価純資産倍率)は、震災前の 1 倍前後の水準から、震災後の平均値で約 0.7 倍まで低下して推移しており、市場は電力セクターの更なる資本の毀損を警戒し

ているとみられる。事業リスクの高まりを背景に、市場から要求される資本コストが震災前の時に比べて高まっている可能性がある。ベータ値は、一過性の要因を排除するべく長い期間の数値を計測することが一般的には好ましいとされているが、今回のように震災前後で事業リスクが大きく変わっている場合は、震災前の水準を長くとることの合理性は低いと考えている。(アナリストD氏)

【事業報酬率のβ値について】

分類	①直近7年		③直近2年		③震災後から直近の年度末まで		④直近年度(1年)		⑤直近年度末(3ヶ月)		⑥震災後から申請前日まで	
期間	2005/4/1 ～2012/3/30 (サンプル数 1,716日)		2010/4/1 ～2012/3/30 (サンプル数 490日)		2011/3/11 ～2012/3/30 (サンプル数 259日)		2011/4/1 ～2012/3/30 (サンプル数 245日)		2012/1/4 ～2012/3/30 (サンプル数 60日)		2011/3/11 ～2012/5/10 (サンプル数 285日)	
データ間隔	日	相関係数	日	相関係数	日	相関係数	日	相関係数	日	相関係数	日	相関係数
北海道	0.43	0.45	0.51	0.39	0.68	0.44	0.64	0.34	0.72	0.37	0.66	0.43
東北	0.53	0.43	1.04	0.50	1.46	0.58	0.83	0.32	0.94	0.25	1.42	0.57
東京	0.58	0.27	1.04	0.24	1.49	0.28	1.36	0.22	0.70	*0.14	1.44	0.27
中部	0.49	0.44	0.52	0.35	0.64	0.37	0.55	0.25	0.66	0.39	0.61	0.35
北陸	0.39	0.41	0.55	0.41	0.67	0.44	0.65	0.34	0.69	0.34	0.65	0.42
関西	0.45	0.42	0.55	0.36	0.74	0.41	0.65	0.29	0.70	0.29	0.71	0.39
中国	0.43	0.47	0.51	0.39	0.64	0.43	0.62	0.34	0.58	0.33	0.62	0.42
四国	0.47	0.48	0.47	0.37	0.58	0.40	0.43	0.25	0.46	0.27	0.55	0.37
九州	0.43	0.44	0.58	0.41	0.76	0.46	0.63	0.31	0.83	0.43	0.74	0.44
沖縄電力除く 9社平均	0.47	0.42	0.64	0.38	0.85	0.42	0.71	0.29	0.70	0.31	0.82	0.41

(資源エネルギー庁作成 出典: Yahoo!Japanファイナンス)

●このβ値は、東証株価指数(TOPIX)や日経平均株価などの株価指数の値動きに対して各社の株価がどれくらいの相関で動いているかを示す指数のこと。(市場全体の株式が1%上昇する場合の当該株式の平均上昇率(感応度))
※相関係数が有意といえない水準であるためデータとして信頼性が低い。

<査定結果>

(ア) β値は0.82(平成23年3月11日から申請日前日の平成24年5月10日までの期間)を採用する。

…92.6億円(3年平均)

計 92.6億円料金原価から削減

6. 修繕費 <申請額(H24~26 平均): 4,205 億円>

【修繕費の内訳】

修繕費は、固定資産の通常の機能を維持するため、部品の取替え、損傷部分の補修、点検等に要する費用である。

				(単位: 億円)
	前回	今回	差異	備 考
水 力	100	150	50	玉原発電所等水車修理など件名分98億円、一括分53億円
火 力	990	913	▲76	常陸那珂発電所等定期点検工事など件名分845億円、一括分68億円
原 子 力	875	709	▲166	福島第一発電所安定化維持など件名分652億円、一括分57億円
新 エ ネ	0	3	3	八丈島地熱発電所点検修理など件名分2億円、一括分0.1億円
送 電	297	318	21	鉄塔塗装など件名分241億円、一括分77億円
変 電	255	189	▲66	変圧器修理など件名分133億円、一括分56億円
配 電	一般修繕費	718	▲166	配電線の修繕など件名分537億円、一括分16億円
	取替修繕費	1,042	1,303	スマートメーター導入など件名分1,303億円
	配電計	1,761	1,856	95
業 務	77	66	▲10	事務所建物修繕など件名分55億円、一括分12億円
合 計	4,354	4,205	▲149	件名分3,866億円、一括分339億円

(件名分と一括分について)
 ①あらかじめ修繕を行うことが確実に見込まれるものは予算件名分として積み上げ、②過去の実績を踏まえ、件名を特定せず一定額の修繕を行うことを想定するものは一括計上し、実績値を基に算定している。今回、東京電力は92%を件名案件としている。

(1) 修繕費率の妥当性の確認

「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」では、設備産業である電気事業において修繕費をかけながら適正な収益を上げることが可能であること、また、各社ごとに設備構成が異なることから、修繕費を一般電気事業者各社一律に設定するのではなく、例えば、各社ごとに、過去実績を元にした基準(例えば、帳簿原価に占める修繕費の割合である修繕費率)をメルクマールとして設定することが適当であるとされており、今回、東京電力がメルクマールとした修繕費率は1.44%(18~22年度実績)であり、修繕費申請額の帳簿原価に対する比率は1.40%であることから、メルクマールの範囲内になっていることを確認した。

修繕費率の算定から23年度実績を除いたのは、東日本大震災の影響で極端に修繕の繰延を行った結果、修繕費率が極めて低い値(0.95%)となったため異常値として排除したことによるものであるが、電気の安定供給の観点からも、この考え方については妥当と考えられる。

(2) 具体的な方針案

レートベースに関連する修繕費は、電気事業の運営にとって真に必要不可欠なものであるかについて、不使用設備、予備品/予備設備等を中心に行った特別監査(立入検査)の結果を確認し、以下の項目については、レートベース、減価償却費との整合性を踏まえ、修繕費も原価から除外すべき。

- ・社宅等の空室分
- ・予備品及び予備設備
- ・除却設備等
- ・送電線異電圧
- ・送電線空回線及び空管路
- ・長期計画停止発電所(安全維持に係るものを除く)
- ・その他(スポーツ施設、販売促進を目的としたPR館)

また、修繕費については、金額の多いものから100件を抽出して特別監査が行われたが、これを受けて、今後契約を締結するものや、契約交渉を行うものについては、基本方針に示された考え方に基づき原価から削減すべきである。

<査定結果>

(ア) レートベースに関連する修繕費は、電気事業の運営にとって真に必要不可欠なものであるかについて、特別監査(立入検査)の結果を確認するとともに、東電病院について、レートベース、減価償却費との整合性を踏まえ、修繕費からカット

特別監査分

社宅等の空き室分	0.2億円
予備品及び予備設備	2.3億円
除却設備等	0.9億円
送電線異電圧	7.6億円
送電線空回線及び空管路	3.2億円
長期計画停止発電所	3.3億円
その他	8.1億円
東電病院	1.6億円

(イ) (再掲) 今後随意契約を行うものや契約交渉を行うものについては、基本方針に示された考え方に基づき、コスト削減額が原則10%に満たない未達分を原価から削減

…(再掲)7.5億円(3年平均)

(ウ) (再掲) 東京電力の子会社・関連会社に対しても、東電並の経営合理化を求めため、今後の随意契約取引に係る費用のうち、一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%を追加的に原価から削減

…(再掲)16.3億円(3年平均)

計

51.0億円(再掲を含む)料金原価から削減

7. 公租公課 <申請額(H24～26 平均):3,048 億円>

【公租公課の内訳】

公租公課は、各税法等(河川法、法人税法、地方税法、電源開発促進税法等)に基づき、投資額、販売電力量、原子力発電所稼働状況等の各計画諸元をもとに算定。

(単位:億円)

	前回 (20年原価)	今回 (24-26平均)	今回-前回	備考
1 水利使用料	41	41	0	河川法に基づき、水力発電所毎の出力に単価を乗じて算定
2 固定資産税	1,159	1,107	▲ 52	地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産を課税客体として課税
3 雑税	101	84	▲ 17	核燃料税、都市計画税、県市町村民税、印紙税等
4 電源開発促進税	1,159	1,091	▲ 68	電源開発促進税法に基づき、課税対象電力量に0.375円/kWhを乗じて算定
5 事業税	655	669	14	地方税法に基づき、収入金額に税率を乗じて算定(収入金課税方式)
6 法人税等	379	56	▲ 322	法人税法及び地方税法に基づき、配当原資相当分に対し課税
合計	3,493	3,048	▲ 445	

(1)算定規則及び各税法等に基づき算定されていることを確認したところ、以下の点については補正を行うべき。

①福島第一原発1～4号機に係る固定資産税

申請においては、廃止措置が決定している福島第一原発1～4号機本体に係る固定資産税が計上されているが、長期計画停止火力に係る固定資産税が原価に織り込まれていないこととの整合性の観点から、同様に原価に算入しないこととすべき。

②印紙税

印紙税に係る各年度の税額は、申請においては、22年度実績に『(帳簿原価指数+販売電力量指数)÷2』をかけることで推計されているが、印紙税額の9割以上は電気料金領収書にかかるものであり、販売電力量の増減による影響が大きいことから、算定方法を見直し、原価に反映すべき。

③水利使用料

塩原揚水発電所については、水利使用权の関係上、緊急時以外は稼働が認められないこととなっており、供給計画にも織り込まれていないことから、原価から減額すべき。

(2)法人税について

原価算定における法人税は、資本コストの一環として算定されるものであって、実際に支

払われる法人税とは異なるものであることから、配当所要原資に対する課税分の原価算入を認めることが適当である。算定規則に基づき、一株当たりの配当金を、9電力会社で最も低い50円として算定した額を計上していることは妥当と考えられる。

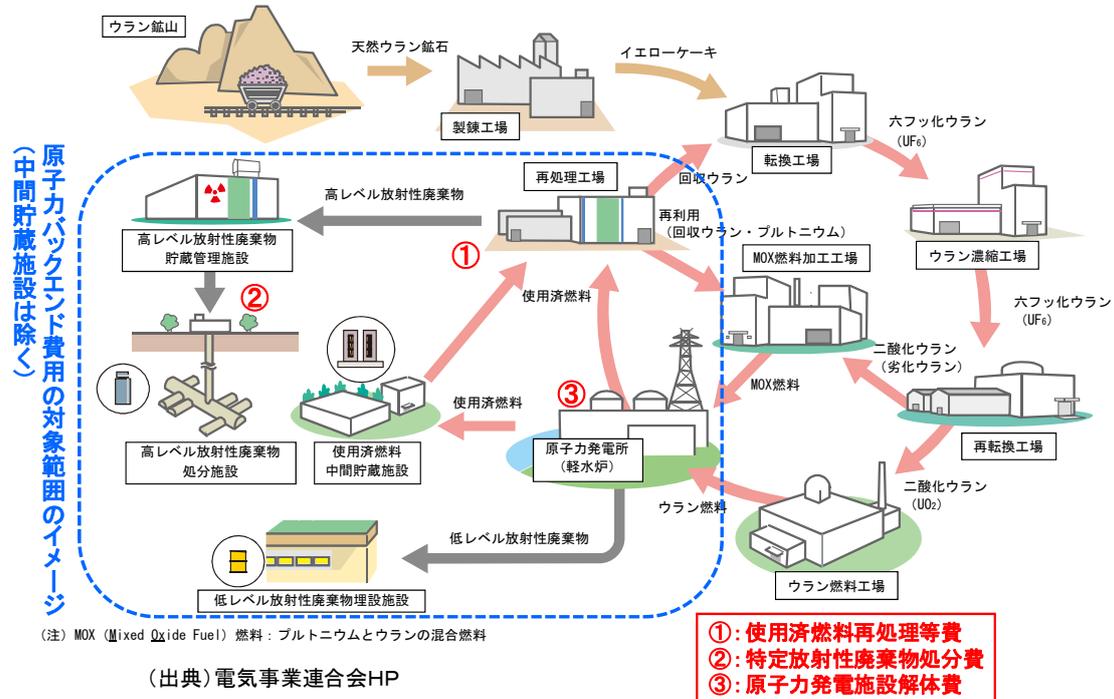
<査定結果>

(ア) 福島第一原発1～4号機本体に係る固定資産税の原価不算入及び特別監査の反映等に伴う固定資産税のカット	…21. 9億円(3年平均)
(イ) 特別監査の反映等による都市計画税、不動産取得税等のカット、算定方法見直しによる印紙税等のカット	…2. 1億円(3年平均)
(ウ) 塩原揚水発電所の近年の使用実績を踏まえ、水利使用料をカット	…0. 7億円(3年平均)
(エ) 電気事業者に課される事業税は、売上に対して課される収入金課税方式のため、総原価の減少に伴い事業税も減額	…10. 0億円(3年平均)
計	… <u>34. 7億円料金原価から削減</u>

8. 原子力バックエンド費用

＜申請額(H24～26 平均):668 億円＞

【原子力バックエンド費用の概要】



1. 使用済燃料再処理等発電費・使用済燃料再処理等既発電費

使用済燃料再処理等発電費・既発電費は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」(以下、この項において「法」という。)に基づき、原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理等の費用に充てるため積み立てが義務づけられている費用のほか、使用済燃料の輸送費等の当期費用を計上している。

【積立金の算定等】

使用済燃料再処理等積立金は、法に基づき、電気事業者が使用済燃料の発生等に応じて積み立てるものであり、再処理等に要する費用として、再処理事業者である日本原燃に支払うこととなっている。なお、積立金の額は、事業者からの届け出を基礎とし、経済産業省で算定している。将来発電分に係る積立金の額は、再処理等の実施主体である日本原燃の事業実施計画等を踏まえ、積立単価に、当該年度積立対象となる使用済燃料の発生数量(六ヶ所再処理分)を乗じ、これに利息相当分を加えて、毎年度の金額を算出している。過去発電分に係る積立金の額は、平成17年度から15年間で積立て。

(単位:百万円)

		前回	今回	差異	備考
制度措置分 (日本原燃分)	積立金(将来分)	28,868	19,616	▲ 9,252	使用済燃料の発生量の減少による減
	積立金(過去分)	30,561	30,561	0	
	計	59,429	50,177	▲ 9,252	
制度外分 (海外・JAEA分)	引当金	9,986	0	▲ 9,986	今回計上なし
その他 (輸送費)	発電所構内の輸送	478	80	▲ 398	輸送量の減少による減
	六ヶ所工場への輸送	548	1,289	741	前回は分担比率の大幅な低下を想定
	海外工場への輸送	8	6	▲ 2	
	保険料・補償料	1	7	6	
	計	1,035	1,382	347	
合計		70,450	51,559	▲ 18,891	

(注)制度措置分とは、使用済燃料に係る再処理等の計画があるものをいう。

(1) 算定方法の確認

法及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。また、その他(輸送費)については、既存契約等に基づいて算定されていることを確認した。

(2) 広告宣伝費、寄付金、団体費等

制度措置分(日本原燃分)については、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律に基づくもの)であり、日本原燃から東京電力に対し、料金に含まれている寄付金等の額などを示した書類での回答があり、その書類を確認したところ、広告宣伝費、寄付金、団体費等が原価に算入されているが、基本方針に示された考え方にに基づき原価から削減すべきである。

(3) 効率化努力の確認

使用済燃料再処理等発電費のうちの「その他(輸送費)」については、随意契約となっており、今後随意契約を行うものについては、基本方針に示された考え方にに基づき原価から削減すべきである。

2. 特定放射性廃棄物処分費

特定放射性廃棄物処分費は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分に必要な費用を拠出することが義務づけられている費用である。

【拠出金の算定方法】

拠出金の額は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づき、高レベル放射性廃棄物の単位数量当たりの最終処分業務に必要な金額(拠出金単価)に、使用済燃料の再処理を行った後に生ずる廃棄物の量及び過去分の量(1/15)を乗じて得た金額とされている。

(単位:百万円)

	前回	今回	差異	備考
拠出金(将来分)	9,121	2,553	▲6,568	原子力発電所の稼働減による減額
(発電電力量:暦年GWh)	64,614	21,190	▲43,424	
(拠出金対象本数:本)	225.7	72.4	▲153.3	
(拠出金単価:千円/本)	40,413	35,270	▲5,143	
拠出金(過去分)	12,799	7,447	▲5,352	過去分の平成25年度拠出終了による減額
(拠出金対象本数:本)	316.7	211.1	▲105.6	
(拠出金単価:千円/本)	40,413	35,270	▲5,143	
合計	21,920	10,000	▲11,920	

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」及び前提計画に基づいて算定されていることが確認され、原価算入は妥当と認められる。

3. 原子力発電施設解体費

原子力発電施設解体費は、電気事業法第35条(償却等)の規定を実施するための「原子力発電施設解体引当金に関する省令」に基づき、原子力発電施設の解体及び解体廃棄物の処理処分に必要な費用を引当することが義務づけられている費用である。

【引当金の算定方法】

引当額は、総見積額(解体費用及び廃棄物処理処分費用)に、運転開始から終了に至るまでに生み出す想定総発電電力量に対して、当該年度に発生した発電電力量の量に応じて、引き当てる。

(単位:百万円)

		前回	今回	差異	備考
福島第一	1号機	922	0	▲922	廃止
	2号機	1,185	0	▲1,185	廃止
	3号機	1,255	0	▲1,255	廃止
	4号機	969	0	▲969	廃止
	5号機	1,195	0	▲1,195	未定
	6号機	1,495	0	▲1,495	未定
福島第二	1号機	1,666	0	▲1,666	未定
	2号機	1,559	0	▲1,559	未定
	3号機	1,481	0	▲1,481	未定
	4号機	1,775	0	▲1,775	未定
柏崎刈羽	1号機	0	1,422	1,422	平成25年4月運転開始
	2号機	0	0	0	平成27年9月運転開始(原価算定期間外)
	3号機	0	499	499	平成26年7月運転開始
	4号機	0	110	110	平成27年2月運転開始
	5号機	0	939	939	平成25年10月運転開始
	6号機	0	930	930	平成25年12月運転開始
	7号機	0	1,352	1,352	平成25年5月運転開始
合計	13,502	5,253	▲8,249		

「原子力発電施設解体引当金に関する省令」及び前提計画に基づいて算定されていることが確認され、原価算入は妥当と認められる。

【日本原燃の再処理積立金に含まれる諸会費(団体費)について】

団体名称	主な参加企業	事業内容等	原価算入の理由	負担額 ※1	積立額 ※2
日本原子力技術協会	設立年：2005年 当社を含む9電力会社、日本原子力発電、その他各メーカー	科学的・合理的データに基づく原子力技術基盤の整備を進め、幅広い関係機関における活用を図ると共に、会員の自主保安活動の向上を支援	日本原燃は青森県から品質保証強化を求められており、その一環として同会のレビュウを受け、県へ報告。安全性・品質保証の向上や県の要望に応えるためにも、必要な費用として、原価に算入	0.49	0.08
原子力安全研究協会	設立年：1964年 電力各社をはじめ計60社の原子力関係企業及び機関	原子力平和利用に貢献することを目的に、科学的、客観的な立場から研究を行う中立的な機関として、広く関連分野の学識経験者・研究者の参加、協力のもとに、主として学界・産業界の共同研究の場として、原子力の安全性に関する特定テーマの研究並びに国・地方公共団体・民間の委託費による研究を実施	左記事業内容に基づく情報は日本原燃の安全技術の向上に資するもの（緊急被ばく医療に係る諸問題の検討及び国や自治体の動向調査等の情報を収集し、その情報を基に日本原燃における緊急被ばく医療体制の構築を図るなど）であることから、必要な費用として、原価に算入	0.01	
再処理事業所安全推進協議会	設立年：1992年 日本原燃及び日本原燃の六ヶ所再処理工場内で作業する企業	日本原燃の社員及び関係請負会社の社員が円滑な安全活動を図ることを目的として、安全衛生諸施策や人身災害・交通災害の防止、事故例の検討・対策推進等について協議を実施	労働安全衛生法第30条に基づき、労働災害を防止するため、日本原燃は元方事業者として、同協議会の設置が義務付けられているものであり、必要な費用として、原価に算入	0.01	
合計				0.51	

※1：再処理事業に係る日本原燃の負担額(平成24～26年度の3ヵ年平均値)

※2：上記負担額をバックエンド積立金法に基づく積立金ベースに換算し、料金原価として織り込んでいる額(平成24～26年度の3ヵ年平均値)

＜査定結果＞

(ア) 使用済燃料再処理等発電費のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律に基づくもの)については、広告宣伝費(公益的な目的から行う情報提供を除く)、寄付金、団体費(合理的理由があり、支出内容を公表したものを除く)等を原価から削減。

…0.4億円(3年平均)

(イ) (再掲)使用済燃料再処理等発電費のうちの「その他(輸送費)」については、随意契約となっており、今後随意契約を行うものについては、基本方針に示された考え方に基づき、人件費・キャスク保守費・新規設備投資に伴う減価償却費・諸費等を対象にコスト削減額が10%に満たない未達分を原価から削減。

…(再掲)0.2億円(3年平均)

(ウ) (再掲)更に、関連会社に対しても東電並の経営合理化を求めため、一般管理費相当(人件費・諸費等)のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%を追加的に原価から削減。

…(再掲)0.1億円(3年平均)

計 0.7億円(再掲を含む)料金原価から削減

9. その他経費・控除収益

＜申請額(H24～26 平均):5,103 億円＞

【その他経費の内訳】

		前回	今回	差異			前回	今回	差異
その他 の 経 費	廃棄物処理費	138	153	▲15	控 除 収 益	託送収益(接続除き)	▲29	▲31	▲1
	消耗品費	191	207	▲15		事業者間精算収益	▲5	▲3	2
	補償費	129	60	▲70		電気事業雑収益	▲500	▲473	26
	賃借料	1,485	1,477	▲8		預金利息	▲0	—	0
	託送料	200	204	▲3		小計	▲534	▲507	26
	事業者間精算費	30	33	▲3					
	委託費	1,767	2,328	561		合計(その他経費+控除収益)	4,444	5,103	659
	損害保険料	52	43	▲9					
	原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	567	567					
	普及開発関係費	210	28	▲183					
	養成費	60	32	▲28					
	研究費	348	176	▲172					
	諸費	321	247	▲74					
	電気料貸倒損	25	24	▲1					
	共有設備費等分担額	26	32	▲6					
	共有設備費等分担額(貸方)	▲0	▲0	0					
	建設分担関連費振替額(貸)	▲4	▲7	▲4					
	附帯事業営業費用分担関連費(貸方)	▲10	▲7	3					
	電力費振替勘定(貸方)	▲8	▲1	6					
	株式交付費	0	15	15					
社債発行費	17	—	▲17						
小計	4,977	5,610	633						

※その他経費は原子力バックエンド費用・固定資産除却費、
控除収益は地帯間・他社販売電力料を除く。

【主な差異要因】

- ◇一般負担金(+567)
※原子力損害賠償支援機構法第38条に基づき機構に納付
- ◇委託費(+561)
賠償対応費用：+229、安定化維持費用：+215
使用済燃料中間貯蔵：+93 等
- ◇廃棄物処理費(+15)
広野6号・常陸那珂2号増設による石炭灰運搬費用：+16 等
- ◇消耗品費(+15)
安定化維持費用：+57 等
- ◇電気事業雑収益(+26)
契約超過金の減：+18 等

【その他経費(具体的な内訳の例)】

- 廃棄物処理費：火力や原子力発電等によって発生する廃棄物の処理にかかる費用。本格的には発電量に応じて増減する可変費的な費用。火力では灰処理費、排水処理費、排煙処理費、雑廃棄物処理費があり、原子力では、放射性廃棄物処理費、雑廃棄物処理費がある。
- 消耗品費：潤滑油脂費、被服費、図書費、光熱費・水道料、発電用消耗品費、自動車等燃料費等。
- 補償費：契約、協定、覚書等による補償義務に基づいて定期的または臨時的に支払う費用等。補償料としては、送電設備の敷設等に伴ってテレビ視聴に支障が生じる需要家への対策としての電力会社が設置するTV共聴施設、アンテナ等の設備費用、共聴施設の維持管理費。
- 賃借料：事務所建物等の賃料である借地借家料、鉄塔等の設置に要する土地等の使用料(道路占用料、線下補償料等)、その他車輛、タンク、事務機器等のリース料(機械賃借料、雑賃借料)等。
- 託送料・事業者間精算費：自社及び自社の供給区域内の新電力が、他社の送電設備等を利用することによって発生する費用。

- 委託費：設備の運転又は点検、警備、業務のシステム化、データセンターの運用、口座振替関連等を他に委託する費用。
- 損害保険料：原子力損害の賠償に関する法律の規定による保険料、原子力損害賠償補償契約に関する法律の規定による補償料、火災保険、運送保険等の損害保険契約に基づいて支払う保険料。
- 原子力損害賠償支援機構一般負担金：原子力損害賠償支援機構法の規定により原子力事業者が共同で納付する負担金。
- 普及開発関係費：広報活動、新規需要開発、電気使用合理化等に要する費用。テレビ・ラジオ放送費、販売促進を目的としたPR館や展示館等の運営費、発電所見学会開催費、負荷平準化に資する機器の普及促進にかかる費用、お客様周知用チラシ(料金改定等)やパンフレット印刷費等。
- 養成費：電気技術の能力向上を目的とする研修費や社員の基礎的能力の向上を目的とする研修費等。
- 研究費：自社研究所の費用、委託研究の費用、共同研究のための分担金、その他研究のために要する費用。
- 諸費：通信運搬費、旅費、寄付金(反対給付を期待しないで任意に支出した金額)、団体費(諸会費及び事業団体費等)、雑費(会議費や諸会費、事業団体費、諸手数料、公共施設等分担金、受益者負担金等)、雑損(貯蔵品の棚卸損や評価損等)。
- 電気料貸倒損：電灯電力収入で回収できない費用。
- 共有設備費等分担額・同(貸方)：共有設備の維持、運転等の管理を分担する費用。
- 建設分担関連費振替額(貸方)：電気事業及び附帯事業の建設に間接に関連した費用(人件費、旅費等)の建設仮勘定への振替額。
- 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)：附帯事業の営業に間接に関連した費用(人件費、修繕費、減価償却費等)の振替額。
- 電力費振替勘定(貸方)：建設工事や付帯事業のために自家消費した電気を一括控除する。
- 株式交付費：登録免許税、金融機関及び証券会社の取扱手数料等。
- 社債発行費：今回の申請では計上なし。

【控除収益(具体的な内訳の例)】

- 遅収加算料金：今回の申請では計上なし。
- 託送収益・事業者間精算収益：他社及び他の一般電気事業者の供給区域内の新電力が、自社の送電線等の設備を使用することによって発生する収益。
- 電気事業雑収益：契約電力を超えて電気を使用することによって発生する収益である契約超過金や電気事業固定資産等を他人が使用することによって発生する収益である広告料(電柱取付の広告看板等)等が含まれる。

○預金利息：今回の申請では計上なし。

(1) 廃棄物処理費、委託費、普及開発関係費、養成費、託送料に係る契約の取り扱い

競争入札を行う費用については、予定単価(入札による効率化効果)の妥当性等を確認した。

今後随意契約を行うものについては、基本方針に示された考え方にに基づき原価から削減すべきである。

(2) 消耗品費

潤滑油脂費、被服費、図書費など個別の積み上げで算定しているが、個々の積み上げが支店、支所ベースであり、積算の考え方が統一されていないことが確認された。このような項目については、実勢をより反映している直近(23年度)実績をベースに、増額については合理的な説明ができない部分は原価算入を認めるべきではない。なお、図書費については、業務上必要性が認められないものは原価算入を認めるべきではない。

(3) 補償費

法令、締結済の契約、覚書等に基づき算定されていることを水利補償費にかかる協定書10件等により確認した。

(4) 賃借料

道路占用料、水面使用料、線路使用料、電柱敷地料、線下補償料、川敷料は法令及び契約等に基づく義務的借料であるため、過去の支払実績、料率改定動向調査、協定書等により適正な額であることを確認した。

借地借家料のうち、体育施設用地等及び合理的な理由なく入居率が90%(※)を下回る社宅・寮についての下回る部分は、電気事業の運営上必要不可欠とは言えない費用であることから原価算入を認めるべきではない。また、社宅賃料について、周辺物件の平均的賃料水準を上回る分について原価から控除する。

※「住宅・土地統計調査(総務省)の空き家率の算出 平成20年度」の東京電力営業地域における入居率(87.9%)を参考に建物毎の総戸数の90%を査定率とした。

環境貢献活動に係る借地借家料は、料金値上げの際における費用の優先度を考慮し、原価への算入は認められない。

その他の借地借家料は不動産鑑定評価手法に基づく算定となっていること、機械賃借料については契約済みのリース契約又は再リース契約による割引額を反映していることを確認した。

(5) 託送収益

既契約及び前提計画等に基づいて算定されていることを確認した。

(6) 事業者間精算費・事業者間精算収益

「一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令」及び前提計画等に基づいて算定されていることを確認した。

事業者間精算費に係る単価は、一般電気事業者各社の直近の料金改定時の原価等に基づいて算定されていることを確認した。他方で、事業者間精算収益に係る単価については、東京電力の料金認可に当たり、当該単価の算定に使用する諸元(振替供給に必要な設備に係る減価償却費等)が減額されれば、その効率化を反映すべき。

(7) 損害保険料

① 原子力関係

「原子力損害の賠償に関する法律」及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」に基づき算定されていることを確認した。

② 原子力以外

既存契約等に基づき算定されていることを火力設備・流通設備等にかかる火災保険10件等により確認した。

ただし、投資が取り止めになる可能性が高いプロジェクトへの海外投資保険料については原価算入を認めるべきではない。

(8) 原子力損害賠償支援機構一般負担金

原子力損害賠償支援機構法に基づき算定されていることを確認した。

(9) 普及開発関係費

審査要領において、原価への算入を認めないこととされている販売促進を目的とした広告宣伝費、オール電化関連費用、販売促進を目的としたPR館の販売促進関連費用については、原価算入されていないことを確認した。

普及開発関係費のうち、団体費的な性格を持つ普及開発関係費用(電力協会等の活動費用、運営助成金)、計画停電周知に関する費用については、24年度は計画停電を行う見込みがないことから原価算入を認めるべきではない。

(10) 養成費

BWR 運転訓練センター研修費用については、研修先が設定する単価が、単価表において予め決まっていることを確認した。

個別の積み上げで算定しているものの、個々の積み上げが支店任せとなっており、積算

の考え方が統一されていない項目(研修旅費など)については、実勢をより反映している直近(23年度)の実績をベースに、増額について合理的な説明ができないものは原価算入を認めるべきではない。

(11) 研究費

電中研などの分担金及び自社研究のうち、以下に該当するものについては原価として認めるべきではない。

- ・電力の安定供給に直接的に必要不可欠とまでは言えない研究(政策研究的なものなど)。
- ・研究期間が原価算定期間内に終了しているにも関わらず、それ以後も計上しているもの。
- ・海外の会議や団体に参加し、情報収集を行う研究であって実質的に団体費に類似するもの。
- ・他の研究所等で行っている研究と重複している研究。

※個別研究における事前、中間、事後評価などをきちんと行い、研究所内での重複等もできるだけ排除すべきではないか。なお、研究成果については、広く社会に普及するよう、既に公表されている内容をより充実させるべき。

(12) 諸費

① 寄付金

審査要領のとおり、原価へ算入されていないことを確認した。

② 団体費

海外電力調査会、海外再処理委員会、日本原子力技術協会、電力系統利用協議会については、合理的な理由があると考えられることから、原価への算入を認めるが、これ以外の団体費については、審査要領のとおり、原価へ算入されていないことを確認した。

③ その他

年功慰労金等人件費に含めうるものについては、原価から控除する。

その他電気事業の運営上必要不可欠といえない費用である場合には、原価算入を認めるべきではない。

個別の積み上げで算定しているものの、個々の積み上げが支店任せとなっており、積算の考え方が統一されていない項目(旅費、通信運搬費など)については、実勢をより反映している直近(23年度)の実績をベースに、増額について合理的な説明ができないものは原価算入を認めるべきではない。

(13) 電気料貸倒損

当年度の電灯・電力収入に改定率を乗じた額を基に算定されるため、査定による改定率の変更分を反映して補正すべき。

(14) 共有設備費等分担額・同(貸方)

既存の協定書または実施計画書に基づき算定されていることをダム管理に関する協定書5件等により確認した。

(15) 建設分担関連費振替額(貸方)

電気事業分は今回申請に基づく工事費計画による電気事業工事資金に20年度～22年度の3ヶ年平均値で算定、附帯事業分は総合特別事業に基づく附帯事業工事資金に22年度実績を乗じて算定されており妥当であると考えられる。

※ 23年度の電気事業工事資金は原子燃料工事資金が著しく低く異常値であるため20～22年度実績平均値とするのが妥当と考えられる。

※ 附帯事業工事資金は21年度が大きく減少、23年度実績はないため22年度実績値としており、妥当と考えられる。

(16) 株式交付費

株式発行にかかる登録免許税、上場手数料を計上しているが、普通株式ではなく種類株式のみの発行となったため、上場手数料と発行手数料の差額については、原価算入を認めるべきではない。

(17) 電気事業雑収益

個々の支店で積み上げて算定されているが、積算の考え方が統一されていないことから、実勢をより反映している直近(23年度)の実績をベースに、減額について合理的な説明ができないものは原価算入を認めるべきではない。

【事業団体費の内訳】

団体名称	事業内容・活動成果等	原価算入の理由	年間負担額(億円)
海外電力調査会	<p><事業内容></p> <p>(1)海外の電気事業に関する調査研究 主要各国の調査・分析を実施</p> <p>(2)電気事業に関する海外の関係機関・団体との交流及び協力</p> <p>(3)海外の電気事業に関する情報・資料の収集・分析及び提供</p> <p>機関誌「海外電力」(月刊)の発行、「海外電気事業統計」等の発刊</p> <p>(4)海外に対する日本の電気事業の情報提供</p> <p>日本の電気事業に関する英文刊行物等を発行</p>	電力会社が単独では実施できない海外電気事業の調査研究等や海外の関係機関・団体等との交流・協力等を実施しており、福島第一原子力発電所の事故以来、情報発信の重要性及び海外電力との協力関係を構築していくことの重要性は一層増している。	2
海外再処理委員会	<p><事業内容></p> <p>英仏事業者に委託した再処理及び関連する輸送等に係わる電力会社共通の下記業務について、効率性の観点から、電力会社によって恒常的・一元的に実施。</p> <p>(1)契約に係わる協議及び履行補助等の業務</p> <p>(2)輸送に向けた関係者間調整業務及び輸送時の関係者間連絡、緊急時対応等輸送本部としての業務 等</p>	電力会社が英仏事業者に委託した再処理及びこれに伴う輸送に係わる電力会社共通の業務について、効率性の観点から、恒常的・一元的に実施している。	2
日本原子力技術協会	<p><事業内容></p> <p>科学的・合理的データに基づく原子力技術基盤の整備を進め、幅広い関係機関における活用を図るとともに電力会社等会員の自主保安活動の向上を支援。</p> <p>(1)会員からの独立性を有し、</p> <p>(2)安全文化の診断、</p> <p>(3)事故情報・良好事例の共有、ピアレビューの実施</p> <p>により、客観性を持った第三者的な立場から牽制機能を働かせる。</p>	原子力事業者から独立性を有した第三者的立場からの原子力の技術整備・安全確保に取り組んでいる。	3
電力系統利用協議会	<p><事業内容></p> <p>電気事業法第93条第1項に定める送配電等業務の円滑な実施に向けた以下の支援を実施。</p> <p>(1)NW業務の実施に関する基本的な指針の策定</p> <p>(2)NW業務の円滑な実施を確保するため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務</p> <p>(3)NW業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決等</p>	有識者会議報告書で必要性が謳われており、ネットワーク利用公平性の確保に関して電気事業法に規定された唯一の配送電業務支援機関である。	2

<査定結果>

-廃棄物処理費-

(ア) (再掲) 今後随意契約を行うものについては、基本方針に示された考え方に基づき、コスト削減額が原則10%に満たない未達分を原価から削減

…(再掲)8.0億円(3年平均)

(イ) (再掲) 東京電力の子会社・関連会社に対しても、東電並の経営合理化を求めため、今後の随意契約取引に係る費用のうち、一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%を追加的に原価から削減

…(再掲)0.6億円(3年平均)

(ウ) 廃棄物輸送業務に係る積算誤りを修正することによって原価を圧縮

…0.01億円(3年平均)

-消耗品費-

(エ) 図書費のうち、業務上必要性が認められない項目のカット

…1.1億円(3年平均)

-補償費-

(オ) 用水改良事業の施設管理に係る水利補償費の積算誤り等を修正することによって原価を圧縮

…0.5億円(3年平均)

-賃借料-

(カ) 体育施設用地等、社宅・寮において合理的な理由なく入居率が90%を下回る分及び周辺の物件の平均的賃料水準を上回る分のように電気事業の運営上必要不可欠とは言えない借地借家料のカット

…31.2億円(3年平均)

(キ) 費用の優先度の低い環境貢献活動に係る施設の借地借家料のカット

…3.6億円(3年平均)

-託送料-

(ク) (再掲) 今後随意契約を行うものについては、基本方針に示された考え方に基づき、コスト削減額が原則10%に満たない未達分を原価から削減

…(再掲)3.2億円(3年平均)

-託送収益-

(ケ) 事業報酬率見直しによる原価の増加に伴って電源線設備等の使用料が減少し、他の一般電気事業者等から得られる託送収入が減少することで原価が増加

…▲0.2億円(3年平均)

-事業者間精算収益-

(コ) 他費目の原価査定(減価償却費等)に伴って事業者間精算単価が減少し、他の一般電気事業者から得られる送電線設備利用料収入が減少することで原価が増加

…▲0.1億円(3年平均)

-委託費-

(サ) 安定化センターのクリーンエリア維持管理業務委託の積算誤り等を修正することによって原価を圧縮

…2.5億円(3年平均)

-損害保険料-

(シ) 投資が取り止めになる可能性が高いプロジェクトの海外投資保険料のカット

…1.9億円(3年平均)

-普及開発関係費-

(ス) 団体費的な性格を持つ電力協会等の活動費用や運営助成金、24年度に行う見込みのない計画停電周知に関する費用のカット

…1.3億円(3年平均)

(セ) (再掲) 今後随意契約を行うものについては、基本方針に示された考え方に基づき、コスト削減額が原則10%に満たない未達分を原価から削減

…(再掲)0.9億円(3年平均)

(ソ) (再掲) 東京電力の子会社・関連会社に対しても、東電並の経営合理化を求めため、今後の随意契約取引に係る費用のうち、一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応

じ10%を追加的に原価から削減

…(再掲)0.4億円(3年平均)

-研究費-

(タ) 電力の安定供給に直接的に必要不可欠とまでは言えない政策的な研究や環境関連の研究費のカット

…3.4億円(3年平均)

(チ) 研究期間が原価算定期間内に終了しているにも関わらず、それ以後も計上している研究費のカット

…0.2億円(3年平均)

(ツ) 海外の会議や団体に参加し、情報収集を行う研究であって実質的に団体費に類似する研究費のカット

…0.1億円(3年平均)

(テ) 廃止措置に向けて損害を受けた状態から安定状態に回復させるための研究開発である「使用済燃料プールからの燃料の取り出しに関する研究開発」及び「燃料デブリの取り出しに関する研究開発」に関連する研究費のカット

…1.5億円(3年平均)

-諸費-

(ト) 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用のカット

…6.8億円(3年平均)

-電気料貸倒損-

(ナ) 個別原価の査定による改定率の変更分を反映

…0.5億円(3年平均)

-建設分担関連費振替額(貸方)-

(ニ) 電気事業工事資金の減額を反映

…▲0.03億円(3年平均)

-電力費振替勘定(貸方)-

(ヌ) 個別原価の査定による改定率の変更分を反映

…▲0.02億円(3年平均)
)

-株式交付費-

(ネ) 普通株式ではなく種類株式に変更による上場手数料と発行手数料の差額のカット

…3.1億円(3年平均)

(ノ) 「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づく登録免許税の軽減措置を反映

…3.5億円(3年平均)

-電気事業雑収益-

(ハ) 個々の支店で積み上げて算定されているが、積算の考え方が統一されていないことから、実勢をより反映している直近の(23年度)の実績をベースに、減額について合理的な説明ができたもの以外を原価から削減。

…43.8億円(3年平均)

計 …117.8億円(再掲含む)料金原価から削減

10. 福島第一原発安定化費用・賠償対応費用

＜申請額(H24～26平均):487億円(安定化費用)＞

＜申請額(H24～26平均):278億円(賠償対応費用)＞

【福島第一原発安定化費用・賠償対応費用の内訳】

＜安定化維持費用＞

福島第一原発1～4号機に係る安定化維持費用として、委託費や修繕費、消耗品費といった現状維持費用(収益的支出)が原価に含まれており、資産の取得に係る費用(資本的支出)は含まれていない。

＜賠償対応費用＞

損害賠償に係る請求書の受付・支払に係る業務やコールセンターの運営のための委託費、賃借料、通信業務費等が原価に含まれている。なお、一般負担金については、大規模

な原子力事故に備えて設立された原子力損害賠償支援機構の円滑な損害賠償支援の実施を確保するために、全ての原子力事業者が負担するものであり、一般電気事業供給約款料金算定規則上、原子力発電事業に伴うコストとして料金原価に含まれる。

【安定化維持費用の内訳】

		(億円)
		H24~26 平均
委託費		215
	放射線管理業務委託費	113
	滞留水処理装置の運転委託費	57
	上記以外の委託費	45
修繕費		215
	滞留水処理装置の点検・保守費用	166
	上記以外の修繕費	49
消耗品費等：保護衣・防護具等の購入費用等		58
合計		487

※特別損失に計上される費用については、料金原価に算入されていない。

【賠償対応費用の内訳】

(億円)

	H24	H25	H26	H24-26 平均
委託費 ※	372	206	108	229
賃借料	22	15	14	17
通信運搬費	16	11	5	11
その他	29	22	15	22
合計	439	254	143	278

※受付業務関連 … 121億円程度(H24-26平均)
コンサルティング関連 … 87億円程度(H24-26平均)

<安定化維持費用>

- (1) 福島第一原発事故に伴い、福島第一原子力発電所の事故収束や、今後の廃止措置に向けて費用が発生することとなるが、事故直後に特別損失として認識し処理した費用(約9,000億円)については、料金原価に含まれることはない。また、これ以外に新たに必要となる経費のうち、資本的支出(設備投資)が生じた場合、当該設備は将来の収益を生むものではなく、資産性が認められないため、会計上、資産価値が特別損失処理され、減価償却費が発生しないことから、原価にも算入されない。
- (2) 他方で、資本的支出(設備投資)以外の経常的に発生する費用については、会計上、費用として計上されるため、「能率的な経営の下における適正な原価」である電気料金原価として認めうるかが論点となる。
- (3) これについては、まず、福島第一原子力発電所の安定状態維持のための支出が事業者の事業目的に合致している必要があるが、安定状態維持は原子力災害対策特措法や原子炉規制法に基づく事業者の義務であり、義務を履行できない場合、法律的にも社会的にも東京電力は事業を継続していくことができないことから、東京電力にとって必要不可欠な費用としてその支出は東京電力の事業目的に合致していると考えられる。
- (4) 次に、事故直後の緊急対応に係る費用や設備の構築に係る費用等は、事故という非能率的な状態から安定状態に移行させるための臨時的なものあるいは収益を生まない設備に係る資本的支出として特別損失として処理され、電気料金の原価には含まれないが、安定状態に移行した後に、電気事業を継続する上で必要となる経常費用については、従前よりも費用が増加していたとしても、料金原価として認めうる。例えば、火力発電所にトラブルが発生し、復旧費用は特別損失で手当てしたが、結果的に熱効率が下がってしまったよう

な場合、熱効率低下による費用増加分を含め当該発電所の発電費用は原価として認められると考えられる。

- (5) また、安定状態維持に係る費用を料金原価に含めることは、通常の原子力発電所においても、発電所の停止後から廃炉開始までの間の安定状態維持に要する経常費用が電気料金原価に含まれることとも整合的である。
- (6) 以上を踏まえ、福島第一 1～4 号機にかかる安定化費用については、原則原価算入を認めることが妥当である。他方、原価算入を認める費用は、「中長期ロードマップ」のうち、プラントの安定状態維持・継続に係る経常費用に厳に限ることとし、申請された原価に廃止措置に向けて損害を受けた状態から安定状態に回復させるための費用と考えられるものが含まれている場合には、原価から除外すべきである。
- (7) また、今後随意契約を行うものについては、基本方針に示された考え方に基づき、原価から削減すべきである。

<賠償対応費用>

- (1) 賠償に関する受付や業務フロー作成等の委託費をはじめとする賠償対応費用は、安定化費用同様、東京電力の責務として必要不可欠な費用であり、被害者からの損害賠償請求に応じて経常的に発生する費用である。
- (2) 事故に伴い発生した賠償支払額そのものは、原子力損害賠償支援機構法の枠組に基づき、原子力損害賠償支援機構から東京電力に対し、国の交付国債を原資とする資金援助が行われていることから、料金原価に含まれることはない。他方、上記のような賠償の支払業務に要する費用については、交付国債を原資とする資金援助の対象外である。
- (3) 算定規則上、料金原価には電気事業を行うにあたって発生した定期的補償、損害賠償及び損害補償を行うための費用は「補償費」として計上されることとなっており、この「補償費」には、補償金・損害賠償金そのものだけでなく、支払業務を行うための委託費や、通信費、旅費等の諸費等で補償のためのものを含むこととなっている。
- (4) 今般の原発事故に係る損害賠償金そのものは、原子力損害賠償支援機構法の枠組みが存在することから料金原価に含まれないが、賠償対応を行うための受付業務等に関する委託費等については、通常料金原価に含まれる「補償費(※)」に準じて、原価算入を認めることが妥当である。

※電気事業会計規則によると、雑給、消耗品費、委託費及び諸費で補償のためのものを含

み、定期的補償費(流木補償費、漁業補償費、かんがい補償費等)損害賠償費及び損害補償費を整理する。抜粋補償料等修繕のためのものを除く。

(5)ただし、金額の妥当性を精査し、賠償と直接的に関係しない費用が含まれている場合には、原価から除外すべきである。また、今後随意契約を行うものについては、基本方針に示された考え方にに基づき原価から削減すべきである。

※なお、委員会における議論の中では、福島第一原発安定化費用・賠償対応費用のいずれについても、競争的市場を想定した場合に、本来、事業者はこうした将来のリスクに備えて保険に加入すべきであり、保険に入らずに生じた損失リスクについては、事業者ひいては株主が負担すべきものであるとの意見があった。

【中長期ロードマップに準じた区分整理】

赤:修繕費 青:委託費 緑:消耗品費 (億円)

主要目標		特別損失(総額)		経常費用(H24-26平均)		
		5,122	中長期ロードマップ 対応費用の内容 (主な件名)	487	安定化維持費用の内容 (主な件名)	
プラントの安定 状態維持・継続 に向けた計画	原子炉の 冷却計画	原子炉冷温停止状態の 維持・監視等	54	・監視設備増強等	23	・原子炉注水設備修理6 ・原子炉安全評価検討業務11 ・その他6
	滞留水 処理計画	・現行処理施設による処理 ・現行設備の信頼性向上等 ・多核種除去設備の設置	679	・廃スラッジ貯蔵設備設置 ・処理水の貯蔵タンク設置 ・滞留水移送配管改良 ・多核種除去設備設置等 (注)セシウム吸着塔・淡水化装置は ステップ2完了までに設置済 (特別損失に計上済)	235	・滞留水処理装置(セシウム除去装置、 多核種除去装置等)の保守管理費用135 ・滞留水処理装置(セシウム除去装置、 多核種除去装置等)の運転委託39 ・その他61
	その他 (中長期ロードマップの各計画共通分等 を整理)		115	・電源設備改良等	164	・構内の放射線・放射能測定業務、作業員 被ばく線量管理業務等46 ・放射線防護管理業務20 ・放射線計測機器の点検・修理業務等7 ・保護衣・保護具等の購入費用等58 ・原子炉建屋カバー点検・保守10 ・その他23
	小計		849		422	
発電所全体の 放射線量低減・ 汚染拡大防止 に向けた計画	海洋汚染拡大防止計画		272	・海側遮水壁設置等	2	・遮水壁維持管理等2
	放射性廃棄物管理及び敷地境界の 放射線量低減に向けた計画		86	・ガレキ保管施設設置 ・格納容器ガス管理システム 設置等	41	・廃棄物分別・保管・管理業務等16 ・環境影響評価業務等22 ・その他3
	敷地内除染計画		0		22	・発電所構内除染22
	小計		359		65	
使用済燃料 プールからの 燃料取出計画	1~4号機使用済燃料プール		1,350	・建屋カバー(3.4号機)設置、 燃料取出設備復旧等		
	共用プール等		64	・共用プール設備改造等		
	小計		1,414			
燃料デブリ取出計画		2,500	・スリーマイル(TMI)事故相当			

<査定結果>

-安定化維持費用-

(ア) (再掲)ガレキの分別処理業務等の委託等うち、使用済燃料プールからの燃料取り出し作業と共通する費用等、安定化維持費用であると認められない項目をカット

…(再掲)15.2億円(3年平均)

計

15.2億円料金原価((再掲)も含む)から削減

-賠償対応費用-

(イ) (再掲)ADR(裁判外紛争解決手続き)に係る東京電力の弁護士の報酬等、被害者に対する賠償支払い業務の迅速化のみに用いられる賠償対応費用であると認められない費用のカット

…(再掲)36.2億円(3年平均)

計

36.2億円料金原価((再掲)も含む)から削減

11. スマートメーター関連費用

＜申請額(H24～26 平均):219 億円＞

【内訳】

メーターの取替修繕費については、従来型計器(機械式・電子式計器)を導入した場合と比較して、年平均 130 億円の増。

また、設備投資(通信設備等)に関わる減価償却費、システム開発・リース代等の諸経費について、年平均 89 億円を計上。

(※単位:億円。表示単位未満の四捨五入の関係で、積み上げと合計は必ずしも一致しない)

申請原価織込	H24	H25	H26	合計	平均
修繕費 (スマメ導入に伴う取替修繕費の増)	0	105	287	391	130
消耗品費	0	31	0	32	11
修繕費(その他)	0	2	9	11	4
減価償却費	2	6	18	26	9
(再掲)光ケーブル	0	1	3	4	1
(再掲)その他	2	5	15	22	7
事業報酬	0	1	3	5	2
賃借料	1	14	16	31	10
委託費	44	38	9	91	30
研究費	16	5	3	24	8
通信運搬費・雑費・ 普及開発費・養成費	1	0	2	3	1
除却費	2	1	2	5	2
人件費	4	17	16	38	13
計	70	222	365	657	219

※東京電力によれば、今回の申請原価に織込まれた費用は、スマートメーターの仕様に係る提案募集(RFC)実施前の試算に基づくものとすること。

(1)スマートメーターの仕様に係る提案募集(RFC)との関係

7月12日(木)に東京電力より RFC の結果が公表され、

- ・ スマートメーターの仕様見直し(オープンな仕様の採用、徹底的なコストカット等)
- ・ 25年度本格導入分の入札中止(新仕様対応に一定の時間を要するため)
- ・ 通信ネットワークの構築に際しては、自営光ファイバー網のみの活用前提を見直し、他事業者の通信インフラの活用等、各通信手段の特性を生かし、「適材適所」の導入を図るとともに、トータルコストのミニマム化を追求(今後、RFPを実施するなどとして詳細を検討)

との方針が示された。この結果を踏まえ、スマートメーター関連費用の原価への算入を以下のとおり見直すこととする。

(2)スマートメーターの単価の精査

東京電力による現行仕様を前提とした試算でも、6年後(30年度)には、スマートメーターの価格が現行の電子式計器の価格と同等まで下がると見込まれており、RFCの結果を踏まえた更なるコストダウンが期待されることから、料金原価への織込み単価を、現行電子式計器と同等(1台1万円)と査定する。

(3)スマートメーターの25年度導入開始分の入札中止表明に伴う減

当初予定されていた、スマートメーターの25年度本格導入分の入札について、東京電力から見送りが表明されたことに伴い、これにかかる費用を原価から控除する。

(4)システム関連費用や通信設備費等の関連費用の精査

申請原価には、スマートメーター関連費用として、自営の光ファイバー網の活用を前提とした通信設備等に関わる費用が計上されているが、現時点ではどのような通信方式を採用するか決定していないことから、当該費用については原価への算入は認めべきでない(通信方式の如何に関わらず必要と考えられる額のみ計上を認める)。

また、システム関連費用については、通信方式の如何に関わらず必要と考えられ、原価算入を認めることが適当であるが、申請において、関連会社等への随意契約での発注を前提とした積算がなされているもの等については、競争入札を行ったと仮定した場合の費用との差額分については、原価算入を認めない。

<査定結果>

(ア) スマートメーターの25年度導入開始分の入札中止表明に伴う減

東京電力によるスマートメーターの25年度導入開始分の入札中止表明に伴い、25年度導入開始分の取替修繕費・減価償却費等の費用を原価算入せず。

…35.3億円(3年平均)

(イ) スマートメーターの単価の精査

スマートメーターの仕様に係る提案募集(RFC)の結果を踏まえた更なるコストダウンが期待されることから、料金原価への織込単価を現行電子式計器と同等(1台1万円)と査定。

…22.9億円(3年平均)

(ウ) 通信設備費やシステム関連費用等の精査

①RFCの結果を踏まえ、自営の光ファイバー網の活用を前提とした積算を見直し、通信方式の如何に関わらず必要と考えられる額のみ計上を認める。

…7.6億円(3年平均)

②ハンディターミナル(集金用携帯端末)について、単価・数量を見直し。

…1. 8億円(3年平均)

計

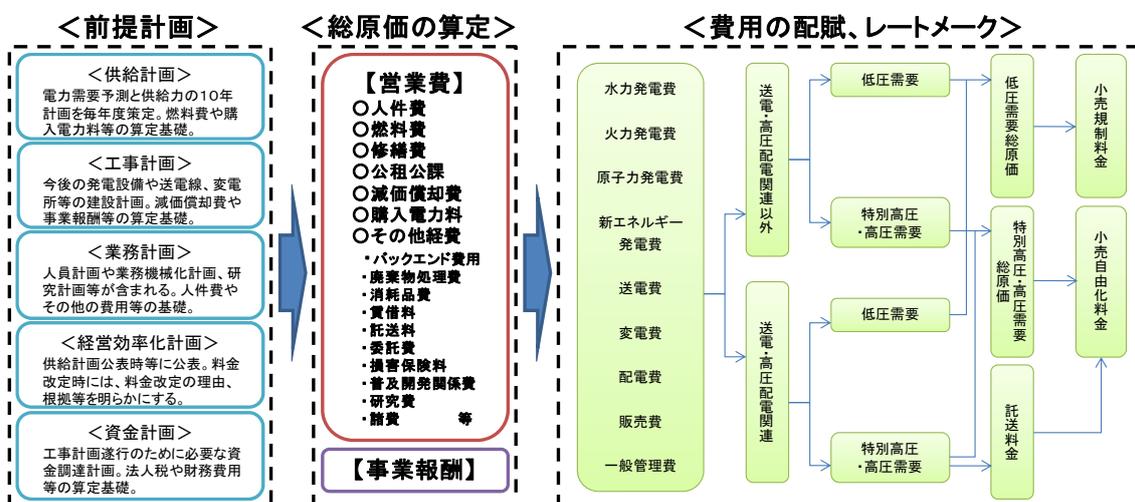
67.6億円料金原価から削減

12. 費用の配賦・レートメイク

【概要】

算定された総原価は、一般電気事業供給約款料金算定規則に基づき、自由化部門と規制部門の費用に配分され、配分された費用の合計額と料金収入が一致するように、規制料金の各メニューが設定される。

具体的には、総原価を各発電費(水力、火力、原子力、新エネ)、送電費、変電費、配電費、販売費、一般管理費の9部門への整理した後、送電・高圧配電関連費用とそれ以外の費用に整理し、低圧需要関係費用のみ集計した上で、小売規制料金を決定(レートメイク)する。



(1) 個別原価計算

個別原価計算においては、算定規則に基づき各費用の配分計算が適切に行われていることを確認した。また、事業者が独自に設定した基準についても、計器等の費用を口数比ではなく直接各需要に整理している等、より実態に即した費用配分となっている。総原価の約96%が直課により配分されていることは妥当であると考えられる。

固定費の各需要種別への配分方法は「2:1:1法※」等が算定規則により規定されている

が、その際、低圧需要の最大電力は、サンプル調査(低圧電灯:約 4,000 件、低圧電力:約 500 件)に基づく推計値が用いられており、過大推計されていないことが確認された。

※最大電力に2、夏季・冬季尖頭時責任電力に1、発受電量に1の割合で合成された値により固定費を配分する方法。

また、総原価に対する事業報酬の割合については、前回改定時以降の燃料費の増加等に伴う収益構造が改善され、規制部門が 5.7%、自由化部門が 4.2%となっており、それぞれの部門における固定費の割合を適切に反映したものであることが確認された。

なお、今回改定以降の収益構造の変更については、事後評価において部門別収支が毎年公表され、原価算定期間終了後には原価と実績の部門別評価を実施することとなっているが、経済産業省は収益構造のゆがみが著しく、また、構造的なものと認められる場合には、事業者がこれに応じない場合には、電気事業法第 23 条に基づく料金認可申請命令の発動が可能となるよう、その具体的な発動要件等を検討することとする。

(参考)自由化部門の利益率と規制部門の利益率について

自由化部門と規制部門の利益率については、経済産業省令のルールに基づいて配分するため、料金改定の差異には、概ね利益率は同じになる。ただし、改定後の環境変化によって、自由化部門の利益率が下がった場合、規制部門と自由化部門から上がる事業利益の比率は、規制部門に偏ることとなる。

東京電力の過去 5 年間(平成 18~22 年度)平均で、規制・自由化部門の販売電力料と電気事業収支をみると、電気事業収入は規制 49%:自由 51%となっているが、電気事業利益は規制 91%:自由 9%となっている。この理由について、東京電力は、平成 19 年度の新潟沖中越地震に伴う原子力利用率の低下や燃料価格の歴史的な高騰による火力燃料費の増加により、燃料費のウェイトが総体的に高い自由化部門の収支がより圧迫されたこと、厳しい収支状況を乗り切るため、投資・修繕・諸経費といった固定費を中心としたコストダウンを徹底した結果、固定費のウェイトが相対的に高い規制部門の収支がより緩和されたためとしている。

区分	水力	火力	原子力	新工本	送電	変電	配電	販売	合計
固有費	896 (74.7%)	28,003 (97.2%)	4,587 (82.3%)	15 (44.6%)	3,262 (79.5%)	1,494 (77.2%)	4,987 (79.7%)	1,307 (72.5%)	44,551 (89.6%)
一般管理 ABC	直課	248 (20.6%)	572 (2.0%)	619 (11.1%)	16 (46.9%)	621 (15.1%)	321 (16.6%)	818 (13.1%)	3,384 (6.8%)
	帰属	40 (3.3%)	154 (0.5%)	162 (2.9%)	2 (5.5%)	133 (3.2%)	78 (4.0%)	305 (4.9%)	213 (11.8%)
	配賦	17 (1.4%)	80 (0.3%)	202 (3.6%)	1 (3.0%)	89 (2.2%)	42 (2.2%)	148 (2.4%)	112 (6.2%)
合計	1,200 (100.0%)	28,810 (100.0%)	5,570 (100.0%)	34 (100.0%)	4,105 (100.0%)	1,934 (100.0%)	6,257 (100.0%)	1,804 (100.0%)	49,714 (100.0%)

96%

【最大電力の推計】

<東京電力の推計方法に基づく低圧最大電力推計(夏期20時)>

	20~30代	40代	50代	60代	70代~	加重平均	20時最大需要(千kW)
①1時間当たり平均日量(Wh)	727	739	719	698	670	711	-
②20時使用量(W)	1,042	1,035	1,124	1,059	980	-	-
③2,400比率=②÷①	143.3	140.0	156.4	151.6	146.2	-	-
④構成比(負荷実態調査)	6.1%	12.0%	17.3%	33.5%	31.2%	149.0	26,009
⑤構成比(国勢調査)	27.5%	17.5%	16.2%	19.4%	19.4%	147.0	25,662

各世代の平均日量の差については考慮されていない

構成比は補正済み

各世代の平均日量が概ね同じであることから、その違いを考慮してもほぼ同一の結果となることが確認された(左表)。

各世代の使用量(平均日量)の違いを補正

	20~30代	40代	50代	60代	70代~	加重平均	20時最大需要(千kW)
①1時間当たり平均日量(Wh)	727	739	719	698	670	711	-
②20時使用量(W)	1,042	1,035	1,124	1,059	980	-	-
③2,400比率=②÷①	143.3	140.0	156.4	151.6	146.2	-	-
④日量指数 =①÷加重平均(711)	1.02	1.04	1.01	0.98	0.94	-	-
⑤修正2,400比=③×④	146.6	145.6	158.1	148.9	137.8	-	-
⑥構成比(国勢調査)	27.5%	17.5%	16.2%	19.4%	19.4%	147.0	25,660

世代の使用量の違いを反映

※日電力量(1日の電力使用量計)の1時間平均値を100とした場合の各時間帯の需要水準の比率(各時間の時間別比率を合計すると2,400になる)

$$20時最大需要 = 最大電力発生日の日電力量(418,877千kWh) \times 2,400比(147) \div 2,400$$

<積上方式による推計(夏期20時)>

【①全電灯口数を一般家庭に振り分けて推計した場合】

	20~30代	40代	50代	60代	70代~	合計
①20時使用量(W)	1,042	1,035	1,124	1,059	980	-
②構成比(国勢調査)	27.5%	17.5%	16.2%	19.4%	19.4%	100.0%
③口数(千件)	7,340	4,671	4,324	5,178	5,178	26,691
④最大電力(千kW)=①×③	7,648	4,834	4,860	5,483	5,074	27,900

低圧電灯の全口数を一般家庭として推計

定額電灯や公衆街路灯等は一般家庭より最大電力が小さいと考えられるため、実数は①と②の間になると考えられるが、上記東電方式による推計とほぼ同様の結果になることが確認された。

【②全電灯口数から定額電灯、公衆街路灯、臨時電灯を除いた場合】

	20~30代	40代	50代	60代	70代~	合計
①20時使用量(W)	1,042	1,035	1,124	1,059	980	-
②構成比(国勢調査)	27.5%	17.5%	16.2%	19.4%	19.4%	100.0%
③口数(千件)	6,176	3,930	3,638	4,357	4,357	22,459
④最大電力(千kW)=①×③	6,436	4,068	4,090	4,614	4,270	23,477

定額電灯や公衆街路灯を除き推計

(注)年代別の口数は、国勢調査の構成比に応じて推計

【夏季尖頭時責任電力の推計】

最重負荷日需要種別区分 (24年8月) 【送電・高圧配電非関連需要】								(10 ³ kWh)	
時	電灯	低圧需要		計	高圧需要	特別高圧需要	特別高圧・高圧需要計	合計	
1	14,752	1,010	289	16,051	8,229	8,781	17,010	33,061	
2	12,366	945	368	13,679	7,992	8,526	16,518	30,197	
3	10,830	862	549	12,241	7,685	8,376	16,061	28,302	
4	10,225	817	489	11,531	7,543	8,260	15,803	27,334	
5	9,942	846	269	11,057	7,563	8,310	15,873	26,930	
6	10,387	829	157	11,373	7,344	8,196	15,540	26,913	
7	12,131	986	98	13,215	8,123	8,374	16,497	29,712	
8	14,004	1,395	109	15,508	10,208	8,795	19,003	34,511	
9	15,162	2,364	157	17,683	14,062	9,147	23,209	40,892	
10	16,075	3,356	162	19,593	17,219	9,640	26,859	46,452	
11	16,915	3,789	165	20,869	18,283	9,813	28,096	48,965	
12	18,325	4,032	166	22,523	18,290	9,666	27,956	50,479	
13	20,069	3,734	140	23,943	16,871	9,164	26,035	49,978	
14	20,341	4,076	162	24,579	17,530	9,110	26,640	51,219	
15	20,067	4,138	164	24,369	17,820	9,191	27,011	51,380	
16	19,222	4,009	159	23,390	17,922	9,211	27,133	50,523	
17	19,430	3,913	151	23,494	17,310	9,302	26,612	50,106	
18	20,492	3,553	121	24,166	15,125	8,948	24,073	48,239	
19	23,259	3,006	104	26,369	13,199	8,579	21,778	48,147	
20	25,635	2,442	93	28,170	11,485	8,147	19,632	47,802	
21	25,865	1,953	85	27,903	9,748	7,930	17,678	45,581	
22	23,561	1,534	80	25,175	9,727	7,988	17,715	42,890	
23	21,422	1,347	79	22,848	9,314	9,026	18,340	41,188	
24	18,400	1,217	265	19,882	8,755	9,050	17,805	37,687	
計	418,877	56,153	4,581	479,611	297,347	211,530	508,877	988,488	
個別				28,170			28,096	56,266	
尖頭時				24,369			27,011	51,380	

注:電灯の最大電力が前ページの値(25,662)と異なるのは、最終的に合計値が一致するよう補正を行うため。

①各需要種別の合計需要を、サンプル調査を基に各時間に展開。

②低圧需要の合計が最も大きい時間(20時)を低圧の最大電力とする。

③各需要種別の合計が最も大きい時間の低圧需要を「夏季尖頭時責任電力」とする(冬季も同様に推計)。

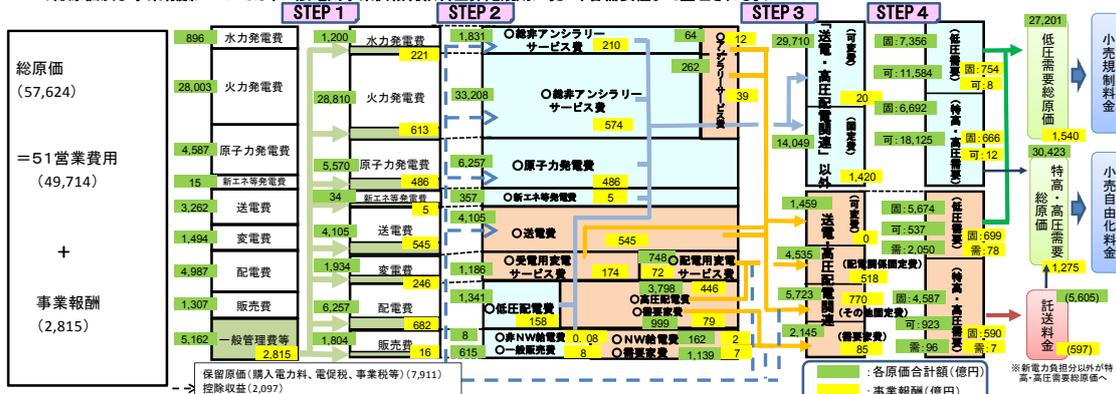
夏季尖頭時電力

最大電力

※高圧需要については、低圧同様、サンプル調査を基に推計。特別高圧需要については、メーターによる実測値。

【事業報酬の個別原価計算フロー(平成24年度東京電力料金改定申請ベース)】

<総原価及び事業報酬については、一般電気事業供給約款料金算定規則に従い、各需要種まで整理される。>



STEP 1 8部門への整理

- ① 電気事業報酬は「一般管理費等」に整理(規則第6条第1項第8号)
- ② 一般管理費等に整理された電気事業報酬は、水力発電、火力発電、原子力発電等各部門の資産割合等に応じて配分(規則第6条第2項)。

STEP 2 送電等関連/非関連コストの整理

- ① アンシラリーサービス(瞬時瞬時の需給調整)費用の抽出(規則第6条第4項)
= 周波数制御機能を有する水力発電設備及び火力発電設備の資産額 × 認可出力のうち調整出力の割合(規則第6条第4項)
- ② 変電費、配電費、販売費の費目を細分化(規則第6条第5項)。
変電費:受電用設備と配電用設備の簿面比等による整理
配電費:低圧配電用設備、高圧配電用設備、需要家用設備(メーター、引込線等)の簿面比等による整理
販売費:給電、一般販売、需要家(検針、集金等)にかかる建物の床面積比等による整理

STEP 3 固定費、可変費への整理

- ① 事業報酬については、火力発電費のうち環境対策費に係るものは可変費に整理(環境対策設備の帳簿原価比による整理)(規則第8条第2項第3号)

STEP 4 需要種別への整理

- ① 送電等関連コストの固定費は、全てが低圧需要に整理される低圧配電費を除き、最大電力、ピーク需要、電力量に基づく配分比率(低圧:47%、特高・高圧:53%)により各需要に整理。一般販売費についてはそれまでに算定した各需要の原価比により整理。(規則第9条、第10条)。
- ② 送電等関連コストの固定費のうち、「配電用変電サービス費」と「高圧配電費」については、最大電力及び電力量に基づく配分比率(低圧:69%、特高・高圧:31%)により、それ以外は新電力への離脱需要やピーク需要も考慮した配分比率(低圧:44%、高圧:35%、特高:21%)により各需要に整理。需要家費は口数比(低圧95.54%、高圧3.85%、特高:0.61%)により整理。(規則第9条、第10条)
- ③ いずれも可変費は発電電力量費(低圧:39%、特高・高圧:61%)により整理。

	事業報酬計(百万円)			総原価(百万円)	総原価に対する事業報酬の割合	
	固定費	可変費	需要家費			
規制部門(低圧)	145,332	787	7,833	153,952	2,720,127	5.7%
自由化部門(特高・高圧)	125,586	1,231	708	127,525	3,042,280	4.2%
合計	270,918	2,018	8,541	281,477	5,762,407	4.9%

(2)レートメイク

①基本料金及び従量料金の設定について

今回の料金改定においては、人件費を始めとした費用の削減が図られる一方、修繕費や一般負担金等の増加、需要の減少により、販売電力量当たりの固定費は増加していることが確認された。そのため、本来であれば、基本料金についても値上げすることも考えられるが、申請においては、今回の料金改定の理由が主として燃料費等可変費の増加であること、基本料金の値上げは電気使用量の少ない需要家に相対的に重い負担となることなどから、従量料金によりこれを回収することとしている。これは、算定規則上、料金による収入が総原価等に一致するように料金を設定することとされており、この限りにおいては直ちに問題があるとはいえない。

②3段階料金について

3段階料金制度においては、1段階料金はナショナルミニマムの観点から低廉な水準に、2段階料金は平均的な電気使用の観点から平均的な料金に、3段階は省エネの観点から割高な料金に設定されているが、今回の東京電力の申請では、1・2段階格差を縮小し、2・3段階格差を拡大している。これは、①1段階の値上げ幅を抑制することは生活に必要な電気の使用への影響を軽減すること、②3段階の値上げ幅を拡大することは需要対策の効果があることから、格差の方向性は妥当と考えられる。なお、申請における格差率はオイルショック時ともほぼ同じ水準となっていることが確認されている。ただし、今回の査定によるメリットを、より多くの家庭が享受できるよう、2段階料金の引き下げ幅をより大きくすべきである。具体的には、2段階と3段階の格差率について、東京電力の申請は1:1.15となっているところ、1:1.155とする。

【固定費と可変費の単価】

	平成20年改定		今回改定	
	原価(百万円)	単価(円/kWh)	原価(百万円)	単価(円/kWh)
固定費	1,276,425	11.6	1,303,043	12.3
可変費	1,042,831	9.5	1,212,111	11.5
需要家費	192,704	1.8	204,973	1.9
合計	2,511,960	22.9	2,720,127	25.7
販売電力量(百万kWh)	109,683		105,682	

【3段階料金の格差率】

	昭和55年	平成20年	今回改定
1段階料金	20.74	17.87	19.16
2段階料金	27.99	22.86	25.71
3段階料金	33.04	24.13	29.57
1・2段階格差	0.74	0.78	0.75
2・3段階格差	1.18	1.06	1.15

③選択約款について

選択約款の設定については、電気事業法上「設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合」(第19条第3項)に設定でき、供給約款及び選択約款による収入と総原価等が一致することが求められている。

東京電力による選択約款料金の単価については、ベースとなる供給約款、夜間の平均発電費用、過去の需要の実績等を基に設定されており、当該料金単価の設定によって供給約款単価が割高に設定されるといった事実は確認されなかった。

ただし、下記の実績に基づき、選択約款については、需要家の多様な選択肢を確保することや、加入要件の公平性の観点から改善が必要であると考えられる。

i) ピーク抑制型季節別時間帯別電灯(ピークシフトプラン)

当該メニューは、比較的電力使用量の多い需要家(契約容量60A、3段階料金制度における第3段階料金適用)にメリットがあるメニューであるが、その旨十分に周知されておらず、あたかも一般家庭にメリットがあると誤解を与えている。そのため、需要家に誤解を与えず、わかりやすい広報を、需要規模に応じて適切な方法により実施すべきである。

なお、比較的電力使用量の少ない需要家(契約容量30, 40A)がピークシフト等を行った場合にメリットをうけられるような方策についても料金メニューとは別に用意することが望ましい。

ii) 季節別時間帯別電灯における機器要件(夜間蓄熱要件、オール電化割引)

当該選択約款の適用を受けるためには、夜間蓄熱式機器やオフピーク蓄熱式電気温水器などを使用することが条件となっている。また、当該選択約款の適用を受け、かつ需要場所におけるすべての熱源を電気でまかなう条件を満たした場合にはオール電化割引が適用される。

これらの機器要件により、電気需要の移動(ピークシフト)が実現する蓋然性が高くなることは事実であるが、個別機器に係る効果について合理的に評価することができない以上は当該要件は撤廃し、時間帯別電灯(夜間8時間型)のように、機器要件を有さず、需給に基づく単価設定のみでもピークカット、ピークシフトが可能であるとする選択約款と同様、広く需要家が選択できるようにすべき。また、特定の機器のみを対象とすることがなければ、様々な事業者による創意工夫により、同様の性能を有する新たな機器が市場に投入されることが期待される。

ただし、廃止に当たっては、既にオール電化割引の適用を受けている需要家や、当該選択約款を前提として機器投資を検討している需要家等に配慮するとともに、需要家等への十分な周知期間が必要であることを踏まえた対応とすることが適当である。

(参考) 東京電力からは、第9回審査専門委員会で、『総合特別事業計画において「スマートメーターの本格導入に伴い、家庭でのピーク時の節電にインセンティブを与える料金メニューをきめ細かく設定すること」としており、本件についてはメニューのラインアップ全体として検討する』旨表明があった。

iii) 5時間通電機器割引の扱いについて

東京電力の説明によると、5時間通電機器自体が減少しており、利用する需要家が頭打ちとなっていることから新規加入を停止するとのことであるが、既に5時間通電機器割引の適用を受けている需要家に配慮するとともに、割引対象となる「通電制御型夜間蓄熱式機器」への製品改造には一定程度の時間を要すること、需要家への十分な周知期間が必要であることを踏まえた対応とすることが適当である。

iv)「おトクなナイト10」の扱いについて

東京電力の説明によると、ピークシフトプランの導入に合わせ、夜間時間を8時間に統一するため、新規加入を停止するとのことであるが、需要家の多様な選択肢を確保できるよう当該メニューを存続すべきである。

13. ヤードスティック査定

電気料金を認可するにあたっては、原価に関し、電気事業法第19条第2項第1号に基づき、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」が求められる。審査要領では、営業費については、「原価等の項目ごとに、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき審査するものとする」とされている。

(1) 目的等

比較査定は地域独占状態にある電力会社に効率化努力を促すための競争環境を創出させることを企図とした制度である。

(2) 比較方法

各社の効率化への取組みを原価算定期間中の単価水準(一般経費の単価水準(円/kWh))及び単価変化率(一般経費の単価水準の前回改定(届出)からの変化率(%))を総合的に勘案して、相対的に評価し、効率化努力目標額として相応しい額を設定する。

(3) 効率化努力目標額の設定

効率化努力目標額は、個別査定の結果、原価項目ごとの合理性・妥当性を検証済みであることを踏まえ、電力各社の一層の効率化を期待し、これに相応しい額を次ぎのとおり設定。

グループⅠ	原価算定期間における効率化への取組みが相対的に大きい会社 → 効率化努力目標額は設定しない。
グループⅡ	原価算定期間における効率化への取組が平均的水準にある会社 → 対象原価の1.5%相当を目標額に設定。
グループⅢ	原価算定期間における効率化への取組みが相対的に小さい会社 → 対象原価の3.0%相当を目標額に設定

(参考)比較対象となる原価

営業費のうち義務的経費、資本費及び燃料費を除いた以下の経費

- ・人件費(役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給)
- ・廃棄物処理費、消耗品費、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費(排出クレジットの自社使用に係る償却額を除く)、電気料貸倒損、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額(貸方)、建設分担関連費振替額(貸方)、 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)、電力費振替勘定(貸方)

(4)比較査定

- ①比較対象となる一般経費を「電源部門」と「非電源」の2部門に分けてそれぞれ算定を行う。
- ②比較査定は、原価算定期間中の販売電力量1kWh当たりの電力の供給に必要な経費額を用いる。
- ③料金の低廉性と効率化の努力の双方を評価するため、単価の水準・変化率を総合的に評価する。

具体的には、審査要領に基づき算定する。

<査定結果>

個別査定終了後の原価を用い、一般経費(電源部門)及び一般経費(非電源部門)ごとに電力会社の効率化度合いを比較した結果、東京電力は一般経費(電源部門)がグループⅢ、一般経費(非電源部門)はグループⅠとなった。

そのため、一般経費(電源部門)の対象経費の3%(5.9億円)を査定。比較査定の対象となる一般経費(電源部門)の対象原価額は、補償費、委託費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)……195.6億円

○効率化度合いを比較した結果

	電源部門	非電源部門
東京電力	グループⅢ (3%査定)	グループⅠ (査定なし)

○一般経費(電源部門)の対象原価及び査定額

	対象原価	査定額
補償費	5.3	0.2
委託費	190.5	5.7
共有設備費等分担額	0.9	0.03

共有設備費等分担額(貸方)	▲0.1	▲0
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲0.9	▲0.03
合計	195.6	5.9

計 ……5.9億円料金原価から削減

14. 情報提供等

- (1) 認可が行われた場合には、消費者をはじめとする関係する方々全てに対し、考え得る限りあらゆる手段を通じて、料金改定に関する周知・情報提供・相談対応等に万全を期するよう、東京電力に対して最善の努力を尽くすことを求める。
- (2) 上記も踏まえ、消費者への十分な周知を図るため、電気料金の値上げの実施時期については、9月1日とする。

総合資源エネルギー調査会総合部会
電気料金審査専門委員会
委員等名簿

(敬称略)

(委員)

秋池 玲子 ポストン コンサルティング グループ
パートナー&マネージング・ディレクター

委員長 安念 潤司 中央大学法科大学院 教授

永田 高士 公認会計士

八田 達夫 学習院大学 特別客員教授

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

委員長代理 山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科 教授

(参考)公聴会における主な意見(東京会場)

1. 日時:平成24年6月7日(木)9:00~17:00

2. 場所:経済産業省本館地下2階 講堂

3. 意見陳述人の主な意見

○意見陳述1番:伊坂 勝生氏

- ・ 原発事故の賠償や除染、電力の安定供給に支障を来さぬ様、社員の士気を高める施策が必要。
- ・ 日本の電力は、停電時間が短く、周波数変動も少なく、質のいい電気を供給している。研究を行ってきた成果であり、研究費を削減した料金にしてはいけない。
- ・ オール電化のCMがやり玉になっているが、ある程度のCMは必要ではないか。ガス事業との競争においても必要。

○意見陳述2番:塚田 悟氏

- ・ 今の状態での値上げには断固反対。信頼される企業にするのが先。
- ・ 電力会社が地域独占で電気を供給する中、値上げは第2の税金だ。値上げは地域独占の既得権による甘え。
- ・ 人件費の切り込みや子会社の売却が不足している。消費者の理解を得るためには、子会社の更なる売却、役員給与の見直し、社員平均給与の引下げを行うべき。民間は平均給与400万円でもモチベーションは高い。
- ・ 透明性を高め、かつ国民負担を軽減するため、東電は破綻処理、一時国有化し、発送電を分離すべき。

○意見陳述3番:菅原 忍壽氏

- ・ 原価に広告宣伝費が入っているのは納得できない。電気事業にCM費用は関係ない。
- ・ 太陽光促進付加金を払わないと電気を切るというのはおかしい。

○意見陳述4番:工藤 崇氏

- ・ 電気値上げの代わりに、原発の是非をめぐる国民投票をすべき。
- ・ 原子力は安全だとマスコミで膨大なCMを使って言ってきたのは、「原子カムラ」の人達。原発は絶対に安全と言いながら福島事故を起こした国や電力会社など

の「原子カムラ」が責任をとることが、値上げを認める条件。これまでの原発政策を反省し、責任をとってほしい。

○意見陳述5番:坂井 正明氏

- ・ 必要最小限の値上げを容認したいと思っていたが、マスコミ等の報道で意見が変わった。家庭向けで9割を稼ぐ利益構造や、事故を起こした会社の社員が一般の企業より高い給与をもらうことは、国民感情として理解が難しい。JALのように法的整理をすべき。
- ・ 購入電力量について、日本原電、東北女川は供給する見込みがないのに1002億円見込んでいる。発電していないのに入っているのは国民の理解は得られない。
- ・ 燃料費が貿易統計より高い。燃料調達の削減努力をすべき。
- ・ 総括原価方式は要撤廃。費用に一定比率を上乗せする方式では削減努力がされない。
- ・ 「発送電分離」で、新規参入事業者との競争を促進すべき。

○意見陳述6番 吉野 晴紀氏

- ・ 「電気料金の値上げのお願い」のチラシを見た。「事故により賠償、安定状態の取り組みについて効率化を進め」とあるが、損害賠償は、値上げの要因ではないということではいか。
- ・ まず、損害賠償を積極的に取り組んでやり遂げるべき。
- ・ 総括原価方式の考え方は古い。
- ・ 人件費は、かけていいところと、かけないところを見直していくべき。教育研修費も人件費。原発作業員のレベルが低いのは、足りなかったからではないか。一方で、清水前社長は、関連会社の役職が多すぎてよくわからない。退職金は確認していないが、年俸70万円で顧問として残っていたと聞いている。値上げありきではなく値上げ0でコストを見直すべき。

○意見陳述7番 工藤 芳郎氏

- ・ 燃料費を圧縮する必要があるが、事業者、政府の外交の強化、商社の協力等が必要。
- ・ 組織は人なりという。人件費を下げることは簡単だが、技術者の流出が進まない対策が必要。
- ・ 事業報酬率3%の根拠を明らかにすべき。
- ・ 寄付金、拠出金が算入されていないということを、国民は理解しなければならない。

- ・ 料金改定は、誠意をもって説明することが必要。消費者との信頼関係を回復するチャンス。大口料金との比較も説明すべき。

○意見陳述8番 鈴木 章治氏

- ・ 原発事故の原因究明、安全神話の反省がない。国と電力の癒着の問題。
- ・ エネルギー政策を決めている最中で、柏崎刈羽の稼働を前提とした料金は認められない。
- ・ 原発からみの経費が減価償却費や修繕費等に入っている。発電しないのに購入電力料を1000億円計上している。そっくりカットすれば値下げ率は削減される。
- ・ 事業報酬率3%はあまりにも高い。
- ・ 一般社員は2割削減されている。肉体的にも大変だし、やる気もなくなった、さらなる引き下げがあるのではないかと思っている。
- ・ 福島には値上げを押しつけるべきではない。政策的な配慮をすべき。

○意見陳述9番 山崎 嘉永氏

- ・ 原子力発電は必要。原子力の研究を進めるべき。切るのは簡単だが、育てるのに時間がかかる。安全を前提にしながらも、原発を持っておかないと北朝鮮には対抗できない。
- ・ 値上げは反対だが、どうしても必要なら仕方がない。地に足の着いた説明をすれば国民は納得する。賛成できるように説明して欲しい。
- ・ 新料金メニュー(ピークシフトプラン)について、夜安くして昼高くするというので、安くなるわけがない。普通の人、夜寝て昼間は働いている。納得できない。
- ・ 3段階料金制について、第1段階が120kWhというのは現実にあっていない。300kWhまでを最低使用量にすべきではないか。ロードアナリシスを行うべき。

○意見陳述10番 新井 英夫氏

- ・ 原油・LNG の価格が通関統計より高いのは、燃調制度に安住していたからではないか。他の電力会社との競争関係を入れ、燃料費削減に取り組む動機づけとすべき。
- ・ 福利厚生費等の効率化を行ってほしい。
- ・ 標準家庭は夫婦共働き世帯で30アンペアの契約となっているが、これが本当に標準なのか。それが本当でないのなら正確な公表にならない。
- ・ ピークシフトプランは、一般家庭だと割高になってしまう。何故このようなプランを作ったのか。現行の「お得なナイト10」の方が得でよい。
- ・ 燃調の基準調整単価について、自由化部門にも適用されることを案内すべき。
- ・ 料金メニューを適切に案内していただきたい。料金収入が減ってしまうからかもし

れないが積極的な案内をしていない。

4. 意見陳述人の主な意見

○茨城県市長会長 会田 真一氏

- ・ 一般企業は赤字が出るからといって値上げしたくてもできない。
- ・ 東電の給与、手当がどうなっているのか、どのくらい削減されたのか分からない。東電は答えておらず不誠実。国民に分かるよう説明が必要。公務員は給与表が決まっており、手当もあからさまになっている。
- ・ 東電管内は、今夏の需給は乗り切れるだろうとのことである。これは、昨年から国民が節電を行ったことも要因。それで値上げというのは理解を得られない。関西に電気を買ってもらうことはできないか。

○新日本婦人の会東京本部 新 千明氏

- ・ 原発停止、燃料費負担増を理由にした一方的な電気料金の値上げはやめていただきたい。
- ・ 消費者は、福島原発事故の責任をとってください、天下りをカットしてください、原子力をやめてください、大企業に安く家庭から高くとることはやめてください、原発事故の補償はきちんとやってください、値上げは内部留保を使ったあとにしてください、節電の上に値上げはひどい、……などと言っている。国民の声に真摯に向き合っていただきたい。国民の声を東電に伝えたくて、支社に伺ったが、ポストにガムテープが張ってあったとのこと、どこに伺えば良いのか。
- ・ 事故の収束も原因の解明もできていない。原子力の推進をしてきた関連企業等が責任を負うべき。家庭部門の利益が91%ということだが、とれるところから取るというのは納得いかない。
- ・ 太陽光促進付加金について、払わなかったら電気を止められるということが報道されている。電気は生活に欠かせないもの。命にも影響するので、このようなことは止めていただきたい。
- ・ 福島から東京に避難している人にも請求書がきているし、値上げも行われる。納得いかない。
- ・ 値上げはまだ認可されていないにも関わらず、値上げは当然かのようなチラシが配布された。東電の当事者意識はどうなっているのか。

○特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟 理事 大北 恭子氏

- ・ 料金値上げに反対。ここ10年の届出原価と実績の乖離が6000億円近くあると判明している。小口と大口間の収益の著しいアンバランスもまた、受益者負担の

平等の原則に反する。

- ・ 燃料費調整制度により、原子力から火力にシフトした分の燃料費の増加分をすでに負担している。消費者は電力会社を選べない。原価内訳に関わる情報の提供が極めて不足している。このまま10.28%の根拠のはっきりしない電気料金の値上げを押しつけられることは、家計負担への影響が大きく、承服できない。
- ・ 人件費については、高い企業年金や福利厚生費の見直しを行うべき。管理職は削減して、現場の給与は削減しないでほしい。
- ・ 実施時期シナリオができていているということが報道されたが、実際どうなのか。

○特定非営利活動法人日本消費者連盟共同代表 古賀 真子氏

- ・ 日消連では5月30日、経産省に対して審査会に消費者代表を入れること、公聴会の開催を延期するよう求める要請文を提出している。
- ・ 今回の値上げの最大の根拠とされている燃料費等のコスト増加に伴う経営の圧迫は、東電の実質的破綻処理に踏み込んだ対応で処理すべきであり、利用者につけを回すべきではないこと、原発再稼働を念頭に置いた総合特別事業計画を見直すこと、徹底的な経営の合理化、分かりやすい情報提供を要望してきた。
- ・ 柏崎刈羽の再稼働について、再稼働するならばきちんと安全性を確保してからにしてほしい。
- ・ 原発ゼロについて、どのように考えているのか。
- ・ 料金審査専門委員会について、その都度記者発表してほしい(→プレス発表、資料のWebサイトへの掲載を行っている旨回答)。

○上智大学法学部長 古城 誠氏

- ・ どのような方法でピーク時需要を想定しているのか。妥当性を専門委員会で検証すべき。
- ・ 景気変動の関係をどのように見積もっているのか。産業用は景気の影響による需要への影響が大きく、好景気の時に需要が大きくなる傾向にあることから、当該期間における費用については、産業用の料金で適切に回収すべき。

○山梨県消費者団体連絡協議会事務局長 斉藤いずみ氏

- ・ 公聴会について、参加者が少ないのは、関心がないということではない。資料が多すぎ、読んで判断するには時間が短すぎる。消費者が意見を述べる場をつくるべき。
- ・ まだ認可がされていないにも関わらず、値上げのお願いのチラシがきたことに怒りを覚える。電力会社を自由に選ぶことが出来ない利用者の足元を見透かした値上げ申請だ。

- ・ 燃調で値上げしているにも関わらず、また値上げを行うのは、原発事故の賠償や補償費がかかるからではないか。原発の停止に伴う火力燃料費の増分を利用者に押しつけるのは不当。
- ・ 徹底した合理化を行うべき。削減しても、産業全体と比較してもそれほど低くはない。
- ・ 利用者のニーズにあった料金体制にする必要がある。
- ・ 原子力について、絶対安全ではないこと、お金がかかることを認識してください。

○社団法人日本医師会会長 横倉 義武氏(代理:畑仲 卓司氏)

- ・ 審査専門委員会の委員がこの場にはいないのはおかしい。審査する委員が直にきくのが本筋。
- ・ 専門委員会の委員には、消費者の代表が含まれていないという構造的問題がある。
- ・ 医療は、診療報酬という法定価格で成り立っている。他産業と比べ価格転嫁できない。
- ・ 太陽光の固定価格買取制度はバラマキだ。作っただけ買って、それが電気料金に上乗せされて請求される。
- ・ 電気料金の値上げで、地域医療を担う36000診療所が影響を受ける。在宅医療を受けている20万人にも影響がある。このような方は高齢者や経済的弱者が多く、かつ電気を多く使う。
- ・ 化石燃料の購入価格が海外より高く、東電は(全日本平均より)さらに高いのはなぜか。
- ・ 社員給与について、世間とギャップがある。徹底的な合理化が必要。
- ・ 子会社の状況を明らかにして頂きたい。関電工などしっかりした会社は高く売れるのでは。
- ・ 値上げをした場合には、医療を適用除外にしていっていただきたい。

○日本商工会議所産業政策第二部長 間部 彰成氏

- ・ 日商が実施したアンケートでは、電気料金上昇について約8割が影響を懸念。価格に転嫁できない小規模な事業者ほど経営が圧迫される。
- ・ 燃料費負担増加に伴う料金値上げは仕方がないが、原価の査定をしっかりと行い、値上げ率を縮小していただきたい。東京電力は、最大限の経営努力を行うべき。
- ・ 値上げに加え、再生可能エネルギーの買取制度による上昇もある。負担軽減のための料金メニューを検討すべき。
- ・ 利用者に対して、分かりやすい説明をお願いしたい。
- ・ 安全を大前提とした原発の再稼働をすべき。

○日本生活協同組合連合会 執行役員組織推進本部長 山内 明子氏

- ・ 総括原価方式の見直しが必要。ガス、水道料金を含め、不信が強まっている。
- ・ 福島第一原子力発電所安定化費用や賠償対応費用は、料金原価に算入すべきではない。
- ・ 規制部門と自由化部門の損益構造や料金設定について消費者の理解を得ることが、今回の料金改定の前提。
- ・ 料金原価に算入されている事業報酬が適正であるのか、見直しを行うべき。
- ・ 競争入札の比率を拡大することにより、料金原価に算入されている修繕費を更に引下げるべき。

○公益財団法人大田区産業振興協会 専務理事 山田 伸顯氏

- ・ 中小企業に特段の措置を講じていただきたい。
- ・ 鑄造などの大量の電気を使用する会社では、夜間電力を使っており、売上に占める電気代が7%程度。20%近い値上げとなれば、利益比2~3%であればすぐにふっ飛んでしまう。価格には転嫁できないうえ、自社の電気代のみならず原材料のコスト増にもつながってしまう。
- ・ 昨年のような節電はやめていただきたい。今年は計画停電は行わないのか。

以上

(参考)公聴会における主な意見(埼玉会場)

1. 日時:平成24年6月9日(土)9:00~12:00

2. 場所:さいたま新都心合同庁舎1号館2階講堂

3. 意見陳述人の主な意見

○意見陳述1番:児玉 洋介氏

- ・ 原発事故の責任は、電力会社と一体になって進めてきた国にあり、賠償金や廃炉費用を東京電力に持たせ、東京電力管内の需要家に負担させるというスキームはおかしい。税金による負担は当然である。
- ・ まずは、日本航空のように一旦倒産させるべき。日本航空は倒産したが、飛行機が飛ばなくなったわけではない。国と新東京電力で、賠償と廃炉費用について考えていくのが筋ではないか。
- ・ 人件費について、人材確保のために必要というが、ここ数年は我慢すべき。辞めていく社員は、賃金の問題でなく、不祥事に対して嫌気がさしたのではないか。本当の東電マンであれば、お家の一大事なので賃金カットされても辞めない。
- ・ 原発の考え方について、国がはっきり示すべき。野田総理が言ったのは大飯原発のことである。政府として明確にすべき。今いきなりゼロにすることは難しく、いろいろな摩擦があると思うが、10年でゼロにすることを示すべき。10年という期限を示せば、産業界もソフトランディングできる。
- ・ 原発は今後もまた、世界のどこかで事故が発生するだろう。使用済み燃料の処理も決まっていない。プルサーマル計画も頓挫しており、今の技術ではほとんど不可能。放射能という危険を払う原発をいつまでも推進していくのは避けなければならない。

○意見陳述2番:福田 哲三氏

- ・ エネルギー政策は今まで推進してきた国民全体の責任であり、全ての国民が福島県の被災者へ支援をするのは当然。東電に1兆円の公的資金を注入したのは、国民からの「破綻させません。その代わりに国民生活を支える電力の事業者として歩んでほしい。」というメッセージ。
- ・ また、経営合理化の形を目に見えるものにしてほしい。燃料費は東電に限らないが、他の電力会社やガス会社、資源エネルギー庁含めた国家的に大きな視点で交渉に臨んでほしい。
- ・ 夜間電力の値上げ幅が大きいのが理解できない。日本の発電技術が他国に比

べて高いのはわかるが、その技術を使うためにも、発電所のボイラーの運転効率を上げることが大事。そのためには電力需要の負荷平準化をすることが大事。安い夜間電力は、夜と昼の負荷平準化のインセンティブとなっていたのに、それを上げるのは納得できない。

- ・ 深夜電力のみを使用する割引メニュー（5時間通電機器割引）が今回廃止はありえない。

○意見陳述3番: 佐々木 啓明氏

- ・ これまで夜間利用を推奨してきたのに、夜間電気代をアップするのはピークシフト機器の導入にコストをかけて電力負荷平準化に貢献してきた人を裏切る行為である。
- ・ 値上げするならせめて夜間は10.28%以下にすべき。
- ・ 5時間通電機器割引の廃止も反対。
- ・ 原子力発電は、国が進めてきたので、費用は税金で負担すべき。
- ・ 公的資金を注入され、電気代を上げているにもかかわらずボーナス支給とはおかしい。公的資金に重みを東電は感じているのか。
- ・ 原発の停止による火力燃料費増加は他の電力会社も同じなのに、東電だけ値上げはおかしい。

○意見陳述4番: 船津 寛和氏

- ・ 原価算定期間3年に、柏崎刈羽の再稼働を見込んでいるが、原発再稼働はないことを前提とした料金値上げに変更すべき。
- ・ 料金織り込みはフォワードルッキングでやっていると思うが、再稼働についてどの程度の確度の見通しを持っているのか、何らかの客観的な基準はあるのか。
- ・ 日本原電に対して、固定費を支払うのはなぜか。支払うとしても、なぜそれを適正と考えているのか。

○意見陳述5番: 牛野 卓氏

- ・ 西澤社長、年俸はおいくらか。（→無給。）
- ・ 高津常務は。（→従来の役員報酬から6割カットされている。具体的な額については、個人的な話なので控えさせてほしい。）
- ・ 東光電気の社長に就任されるが、退職金は。（→ゼロ。）
- ・ 小口で9割を稼いでいたということは驚き。大口は相手に交渉力があるから取れず、発言力のないところから取るのか。
- ・ コスト削減を出来る限りしっかりと実行してから値上げすべき。多少賃金をカットしたとはいえ、まだまだ全力をつくしたとは言えない。

- ・ これまで、夜間電力をお願いされて使っていたのに、夜間電力の値上げ幅が大きいのはだまし討ちである。昼夜の負荷を軽減するのが重要。夜間が昼間より大幅に上げられるのは反対。
- ・ 5時間通電機器は、昼間は使えないようにブロックされている。これほどまでに負荷平準化に貢献するのに、廃止されるのは大きな矛盾である。
- ・ 夜間は電気需要がおちる時間帯であり需要の底になっている。ただ単に料金が安いだけでなく、社会への貢献と東電の負荷平準化にもつながる。メニューも周知しないと広まらない。廃止はすべきでない。

4. 参考人からの主な意見

○参考人1番:伊藤和男氏(千葉県議会 議長)

- ・ 原子力を否定はしない。貿易国家としての国を守るために必要。電気は国民生活に必要であり、無くすことも減らすことも出来ない。
- ・ 為替によって輸入コストが下がると思うが、円高に振れた場合、料金に影響するのか。
- ・ 東電の社員(51歳)は1200万円が1000万円にカットされたというが国家公務員に比べてまだまだ高い。理解される水準で考えてほしい。
- ・ 日本はものづくりの国である、空洞化のスピードは早く、原子力は必要と考える。これを契機に安全な電力供給を考えて欲しい。

○参考人2番:岩岡宏保氏(埼玉県消費者団体連合会 事務局長)

- ・ 政府は東電に対する指導を徹底し、電力システム改革を強く要望し、一般家庭の電力自由化、総括原価方式の見直しなどの早急な精度改革が必要。
- ・ 消費者基本法の6つの権利が守られるべき。事業者から情報提供が消費者の拡大につながる。知る権利、選べる権利が保障され、競争状態にすることが大切。
- ・ 公共料金については、全国で同じサービスがだれでも、同等に受けられるものがあるべき。
- ・ 競争入札について埼玉県は5年間で95%達成したと聞いている。入札できない事項はなぜできないのか明確に説明してほしい。
- ・ 家庭部門の電気料金の単価は大口の2倍と聞いている。割合は家庭部門が4割だが、そこから利益の9割が出ている。

○参考人3番:小林昭子氏(静岡県消費者団体連盟 会長)

欠席

○参考人4番:高橋洋氏(株式会社富士通総研経済研究所 主任研究員)

- ・ 原発があたかも値上げを回避する切り札かのようにいわれているがおかしい。発電量は大きい、止まったときに大きく電源が欠落してしまい、今回のような燃料費負担増加という問題が起きるリスクがある。原発はハイリスクハイリターンということを改めて認識し、東電自ら「脱原発」ということを提案すべき。40年廃炉に沿って脱原発を前提とした上での料金値上げならば、柏崎刈羽の再稼働も含めて消費者の納得も得られるのではないか。大事なことは、政府が方針を出す前に企業の経営判断で決めることである。
- ・ 総括原価方式において、「経営の失敗」をどのように考えるか。例えば、財テクに失敗した事業者が値上げをしたいと言っても、総括原価方式の下では認められないはず。今回の事故はある意味で「経営の失敗」であり、それによるコスト増は認められるのか。あるいは国策でやってきたということであれば、「国の責任」であり、値上げすべきでない。

○参考人5番:山田昇氏(全国商店街振興組合連合会 副理事長)

- ・ 中小・小規模事業者は、電気料金の値上げによるコスト増を販売価格に転嫁できないので、厳しい経営を強いられる。
- ・ 仮に料金を上げると、自宅、商店の電気料金と、商店街の会費が上がり三重苦。努力はしているが、消費者から「街が暗い」「犯罪が増える」「治安が悪い」という苦情を受ける。商店街は地域コミュニティの核である。商店街の会員がなくなると、地域コミュニティは誰が守るのか。
- ・ 大企業の電気料金は家庭の1/3程度と聞かすが、家庭だけ高いのは、弱いものいじめである。
- ・ コストをかけるほど、電力会社の利益があがるという総括原価方式に矛盾を感じる。世界一高いネット接続料金であるNTTは、競争の導入によって、世界一安くなった。
- ・ ファミリー企業が持っている資産を処分すれば、かなりのコストダウンになるのではないか。
- ・ 日本は原発20基分の地熱エネルギーを持っているというニュースを聞いた。素人でもわかりやすい説明がほしい。

平成24年5月29日
消費者委員会

東京電力の家庭用電気料金値上げに係る質問

消費者委員会としては以下の点について問題意識を有しており、経済産業省において、必要に応じて東京電力も同席したうえで、消費者委員会の場でのご説明をお願いするとともに、御省において行われる申請内容の査定に際してもこれらの点について反映することを要望する。

I. 消費者委員会による5月10日の委員長声明について

1. 同声明で、経済産業大臣に対し、電気料金値上げ申請への対応について、
 - ①適切な審査（拙速に結論を出さず、十分に時間をかけて審査を行うことや中立的な機関によるチェックを行うこと等）、
 - ②公聴会の適切な開催（公聴会は複数回開催することや公述人は偏りが無いよう選定し、その中に消費者団体等の代表者を含めること等）、
 - ③適時適切な情報提供を行うこと（経済産業省の有識者会議での指摘を踏まえて見直した「電気料金情報公開ガイドライン」に沿って情報提供を迅速に行うこと等）、
 を求めている。指摘した内容についての対応をお示しいただきたい。

2. 声明中の3. ② ii)（「設備投資の妥当性を検証できる情報」の迅速な情報提供）に関して、将来の需要想定、ピーク需要抑制策および設備投資額の推移が総合特別事業計画に示されているが、それぞれの関係について、ピーク需要抑制策の効果、需要抑制の設備投資への影響等について説明いただきたい。

II. 東京電力による家庭用電気料金の値上げ申請について

1. 費用の内訳の明示
 - (1) 人件費
 - ①給与・賞与の削減に関し、公的資金が資本注入された状態にある東京電力の従業員、特に幹部社員について、他の公益企業（ガス会社等）と同レベルの給与を維持することは一般の理解を得られにくいと考えるが、どのような考え方に基づいて数値を計上しているか説明いただきたい。
 - ②給与・賞与の削減については、常用労働者1,000人以上の企業平均値や公益企業平均値との比較が示されているが、退職給付制度や福利厚

生制度について、同業種・同事業者規模の比較情報を示していただきたい。また、退職給付制度および福利厚生制度それぞれの見直しについて、根拠や考え方を示していただきたい。

(2) 規制部門と自由化部門のコスト構造

- ①経済産業省が最後に認可を行った平成10年以降の規制部門および自由化部門の売電量と利益のそれぞれの比率の推移を示していただきたい。また、その間、規制部門と自由化部門の売電量と利益の比率に乖離がある場合は、その要因を説明していただきたい。
- ②今般の規制部門および自由化部門の申請された値上げにおける原価算定期間中の3年間について、売電量および利益の見通しを示していただきたい。
- ③原価の規制部門および自由化部門への配分等を分かりやすく説明していただきたい。

(3) 競争入札に移行可能な随意契約

資材・役務調達における子会社・関連会社との随意契約による取引の見直し後も、競争入札による取引が30%に留まる根拠を示していただきたい。

2. 事業報酬

(1) 事業報酬（レートベース）

事業報酬（レートベース）について、一般の人にも理解できる説明や資料提供を求めたい。特に、特定固定資産の内訳とそれが電気の供給に直接的に必要なか説明していただきたい。また、特定投資（前回（平成20年）から4倍以上増加）のうち電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる投資の内訳を示していただきたい。

(2) 事業報酬率

事業報酬率の算定方法は一般電気事業供給約款料金算定規則および一般電気事業供給約款料金審査要領に示されているが、一般の人にも理解できる説明や資料提供を願いたい。

- ①自己資本報酬率の算定について、自己資本報酬率は公社債利回り実績値と全産業自己資本利益率の加重平均（※）とのルールが定められているが、
 - i 加重平均のウェイトを意味すると思われる β 値とは何か、 β 値を0.

9と置く理由、また、自己資本報酬率の観測期間を7年間と置く理由をわかりやすく説明していただきたい。

- ii 実質的な公的管理となり、総合特別事業計画で株主配当が当面の間無配とされており、また、内部留保の積上げの必要性も当面あまり高くないことから、自己資本報酬率は0%でもよいとの見方もあると考えられるが、全産業自己資本利益率を基準とする算定ルールを適用する理由を示していただきたい。

(※)「自己資本報酬率 = (1 - β) × 公社債利回り実績値 + β × 全産業自己資本利益率」

- ②他人資本報酬率は、すべての一般電気事業者の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利率の実績率を加重平均して算定した率とされているが、東京電力への資金援助のために原子力損害賠償支援機構が金融機関から調達する資金に政府保証が付され、東京電力にも政府保証の効果が事実上及ぶ中で、当該数値を適用する合理的理由を示していただきたい。

3. その他

(1) 原価算定期間中の年度ごとの評価の方法

経済産業省の有識者会議報告書を踏まえ、今後の原価算定期間中の年度ごとの評価の方法について考え方を示していただきたい。

(2) 原子力損害賠償支援機構から東電への資金交付・資本注入について

- ①資金交付・資本注入の流れ・枠組みについて、一般の人にも理解できる説明や資料提供を求めたい。
- ②資金交付・資本注入の法的根拠および返済義務について、説明していただきたい。

(3) 規制部門の電気料金について

- ①従量電灯B、契約電流30A、使用電力量290kWh／月の場合を標準的な家庭におけるモデル料金とした根拠を示していただきたい。
- ②標準的な家庭として一般的に想定される大人2人子供2人の家庭における月額電気料金および値上げ幅を示していただきたい。
- ③三段階料金制度について、その値上げ幅案の算定の考え方について一般の人にも理解できる説明や資料提供を求めたい。

以上

チェックポイント（詳細版）

平成 24 年 6 月 27 日
東京電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する
チェックポイント検討チーム

東京電力の家庭用電気料金認可申請に関するチェックポイント検討チームは、今般の認可申請に関する消費者庁の検証が消費者の観点を踏まえたものとなるよう、「チェックポイント（詳細版）」を、以下のとおり作成した。

これは、消費者が必要な情報の提供を受けること、消費者の意見が政策へ反映されることといった消費者基本法に位置づけている「消費者の権利」に即したものと考えている。また、東京電力に公的資金が投入されているという特別な事情を十分踏まえた対応が必要である。

消費者庁は、今後の検証に際して、この「チェックポイント（詳細版）」を活用するとともに、経済産業省においても、消費者庁側の意見に最大限対応することを期待する。また、東京電力においては、この過程において、その責任を十分に認識し、消費者に配慮した真摯な対応に努められることを期待する。（なお、今後の検証過程で変更を加えることがあり得る。また、原価に算入されない項目にも、言及していることに留意。）

1 今般の値上げの認可申請に際し検証を行うべき事項

【人件費等について】

[給与・賞与]

① 給与・賞与について、人員削減効果とは別に、他の公的資金投入企業事例も踏まえて、少なくとも 30%程度¹削減しているか。

※その際、特に、以下の項目については、削減内容を検証する。

（ア）正社員（管理職・一般職）の給与・賞与（一人当たり）を、少なくとも 30%程度削減しているか。賞与については、支給しないことにしているか。

（イ）役員報酬の削減率が、少なくとも 60%以上となっているか。

※また、以下の項目について、経済産業省に理由・内訳を確認し、その内容次第では、更なる削減を求める。

¹ 過去の公的資金導入事例：A 社：運行乗務員 30%減（報道ベース）
B 銀行：従業員 約 3 割程度削減

(ウ) 平日時間外手当割増率が減少しているにも関わらず、基準外賃金が減少しない理由。

(エ) 「時間外手当」の平日手当分と休日手当分（それぞれの割増率も含む。）。また、「その他基準外賃金」の内訳。

② その他基準外賃金等を含めて、可能な限りの削減を行っているか。

[人員削減]

③ 人員削減について、外部委託の活用等の努力も含めて、一般管理部門や販売部門の正社員を中心にして、思い切った削減を行っているか。

[厚生費]

④ 法定厚生費について、健康保険料の事業主負担は、法定の50%に削減しているか。（東京電力の申請は、60%。）

⑤ 職場生活施設関係費（食堂費用）については、過疎地等不便な地域にある支店分以外は削減しているか。

⑥ カフェテリアについては、余暇・レジャー等の支出は廃止されているか。

⑦ 雑口については、原則廃止されているか。

(ア) 持ち家財形貯蓄奨励金

(イ) 総合預金奨励金

(ウ) 医療共済会拠出金

(エ) 持株奨励金

(オ) その他雑口

⑧ 厚生費は、真に必要な項目のみ、必要最低限の額が計上されているか。

【調達等について】

⑨ 競争入札比率について、少なくとも60%（申請内容の目標値の2倍）に拡大しているか。競争入札への移行による契約額について、少なくとも15%²程度削減しているか。

⑩ 随意契約による契約額について、少なくとも10%程度削減しているか。

⑪ 調達の公表について、一定期間毎に、契約別（競争入札、随意契約）に金額及び件数を公表しているか。

⑫ 一定額以上の随意契約については、理由・件名等の公表を行っているか。

⑬ 一括再委託の禁止や再委託比率の上限等の設定等による再委託の適正化を

² 「国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算執行に関する会計検査の結果についての報告書」によれば、契約金額の予定価格に対する比率である落札率は、20年度分については、14%の差異が発生。

行っているか。

- ⑭ 広告宣伝費、交際費の大幅削減、警護等で必要な場合を除く幹部送迎用社用車の廃止を行っているか。また、役員・管理職の不必要な個室待遇はなくしているか。これらの対応が行われていない場合には、その理由を明解かつ合理的に説明しているか。
- ⑮ 電力中央研究所への分担金は、その内容が真に必要なものに限定されているか。（各研究テーマとそれぞれの予算額、再委託を行う場合はその比率。）
- ⑯ 子会社・関連会社の役員の報酬・賞与・退職慰労金について、その削減が東京電力本体における措置に準じたものとなっているか。
- ⑰ 子会社・関連会社の役員を兼務している者は、その報酬を辞退しているか。
- ⑱ 調達等における更なる効率化努力がもたらすと期待される費用削減額を、算入原価の一層の削減に予め充てられないか。

【事業報酬について】

- ⑲ 震災後の事業環境の変化や公的資金投入等の事情を踏まえて、事業報酬率は適正なものとなっているか。その用途に関する計画は妥当なものとなっているか。

【安定化維持、賠償業務対応費用、減価償却費について】

- ⑳ 福島第一原発1～4号機に係る賠償対応費用・安定化費用及び福島第一原発5号機、6号機並びに福島第二原発の減価償却費を原価に含めることにつき、明解かつ合理的な説明がなされているか。
- ㉑ 減価償却については、対象となる資産の範囲・種別が明確で合理的なものとなっているか。

【燃料費・購入電力料について】

- ㉒ 火力発電所の稼働増に対し、電源構成（原油、LNG、石炭等）の発電単価を踏まえた燃料費の抑制策を講じようとしているか。
- ㉓ 燃料費の低廉化について、具体的な取組方針が、必要な情報とともに説明されているか。また、これらの取組による燃料費削減期待額を織り込んで、予め燃料費を削減できないか。
- ㉔ 原子力発電所からの購入電力料について、費用細目毎の増減額を含む明解な説明が行われているか。

【規制部門と自由化部門の関係について】

- ②⑤ 原価の部門間の配分について、規制部門と自由化部門を比較した妥当性が検証でき、定量的で平易な説明を行っているか。発電送電設備費用は、ピーク需要量比でコスト配賦がなされているが、ピーク需要量の推定は適切か。
- ②⑥ 規制部門と自由化部門の損益の状況を毎年度公表するか。
- ②⑦ 規制部門と自由化部門の損益構造がバランスのとれたものとなっているか。
- ②⑧ 規制部門と自由化部門の損益構造について、適正性を継続的に確保されるために必要な取組が示されているか。

【新料金体系への移行に向けた情報提供等について】

- ②⑨ プランの変更について、各消費者が試算できるよう、工夫しているか。各消費者の使用実績を基にした各プランの値上がり幅を通知しているか。
- ③⑩ 消費者の生活スタイルに配慮したピークシフトプランの時間帯設定がなされているか。
- ③⑪ 対象となる消費者に応じた適切な方法で、事前周知の徹底を行うことにしているか。
- ③⑫ （料金改定が認可される場合・料金改定後も）消費者からの問い合わせ・苦情に対して、丁寧な説明（適当な場合には業務への反映）等消費者対応に万全を期しているか。

【資産売却等】

- ③⑬ 東電が保有する不動産や子会社等の株式、子会社等が所有する資産の積極的な売却と進捗の公表を行うことにしているか。
- ③⑭ 東電本体が行う附帯事業について、電力事業に負担となるような事業については、廃止を含め必要な見直しがなされているか。

【適切な審査等】

- ③⑮ 消費者への情報提供の内容に関し、消費者等からの意見を踏まえた継続的な改善をしていくことにしているか。
- ③⑯ 公聴会終了後の審査プロセスにおいても、一層の情報公開を行うことにしているか。例えば、査定方針案の公表を計画しているか。
- ③⑰ （料金改定が認可される場合）改定された料金の実施時期は、改定に関する消費者の理解の浸透状況を踏まえたものとなっているか。
- ③⑱ 今後、財・サービスの購入費の値下がり等により仮に利益が生じた場合、人件費や内部留保等に充当せず、特別負担金の納付等に充当することになっているか。

2 今後、中長期的に取り組むべき事項

- ③⑨ 総括原価方式の見直しや自由化・発送電分離の検討等を通じた電力システム改革、技術革新等による中長期的な選択肢の拡大や料金の引き下げの展望を示すことが大切ではないか。
- ④⑩ 燃料調整制度について、電源構成の変化や石油・ガス等の趨勢的な価格上昇・下落などの環境変化に応じ、制度の評価・見直しを行う必要があるのではないか。
- ④⑪ 制度改革や料金の在り方の決定等における消費者の参画を更に促進できるように、検討する必要があるのではないか。

以上

- ※ なお、上記の項目以外に、多数の委員からは以下の趣旨の発言があった。
- 現状では、消費者は、電力会社を選ぶことはできない。このため、なぜ値上げが必要なのかをきっちりと説明し、拙速な値上げは回避すべきである。
- 消費者庁は、経済産業省電気料金審査専門委員会における議論にはこだわらずに、消費者の目線から、検証するべきである。

消費者庁からの意見への対応について

平成 24 年 7 月 19 日

経 済 産 業 省

○人件費等について

公的資金が投入されている状況を踏まえ、一層の削減を行う必要がある。

具体的には、他の公的資金投入事例も踏まえて、正社員（管理職・一般職）の年収の少なくとも 30% 程度の削減、賞与の削減、特に、管理職の率先した削減を求めるべきである。

また、法定厚生費については、健康保険料の事業主負担割合を法定の 50% とするのが適切である。また、職場生活施設関係費、カフェテリアプラン、雑口等一般厚生費については、現在の計画では合理化努力が不十分であり、必要最低限の項目・額のみを計上すべきである。

1. 人件費について、消費者の目線や近年の公的資金投入企業の事例を踏まえ、徹底的な合理化を図るため、以下の方針に基づき、料金原価を一層減額する。

- ①料金原価算定期間（3 年間）各年における管理職の年収を震災前と比べ 3 割超引き下げ、3 年間の全社員の平均年収で見ても、近年の公的資金投入企業（最大 23.62%）のいずれをも上回る削減率（23.68%）とする。【約 28 億円（新規）】
- ②法定福利厚生費のうち健康保険料の企業負担割合を、法定負担割合である 50% とする。【約 12 億円（追加：審査専門委査定方針案は 56%）】
- ③本社・支店の社員食堂に係る原価の控除やカフェテリアプランにおける余暇・レジャーメニューの執行停止、持株奨励金・総合預金奨励金の廃止等により、原価上、一般福利厚生費を震災前と比べ 3 割超引き下げる。【約 7 億円（追加：審査専門委査定方針案から拡充）】

以上により、「電気料金審査専門委員会査定方針案」で示された原価の減額幅（約 40 億円）は、約 90 億円となる。

○調達等について

競争入札比率については、100%を目指し、5年を待たずに可能な限り早期に、少なくとも60%を実現すべきである。また、調達実績について、一定期間毎に、契約別の情報（金額、件数、理由等）を公表する仕組みを早急に構築する必要がある。

随意契約による契約額については、10%以上の削減を着実に実施すべきであり、これに資するため子会社・関連会社も資材・役務調達コストの削減に取り組むとともに、適切な情報開示に努める必要がある。また、今後3年間で期待される費用削減額を、あらかじめ原価から差し引くべきである。

1. 調達等について、さらに徹底的な合理化を求める。

- ①競争入札の導入比率について、東京電力は5年間で60%の水準を達成するとの目標を表明したが、この更なる前倒しを求めるとともに、競争入札の導入状況について一定期間ごとに公開を求める。【新規】
- ②総合特別事業計画において修繕費・委託費について既に10%削減した上で料金申請がされているが、それ以外の費用項目を含む随意契約について、原則10%削減を求め、未達分を減額する。【約44億円（審査専門委査定方針案どおり）】
- ③その上で、日本原電からの購入電力料を含め、子会社・関係会社との随意契約取引については、一般管理費等のコスト削減が可能と見込まれる費用については更に深掘りをする。【約60億円（新規）】

以上により、調達関連の原価の減額幅は、約104億円（うち日本原電からの購入電力料は約37億円）となる。

2. この他、消費者目線に立った徹底的な合理化の観点から一層の精査を行った結果、以下の項目について減額を行う。

- ①東電病院に関する設備投資関連費用を原価から控除する。【新規】
- ②社宅賃料について、周辺物件の平均的賃料水準を上回る分について原価から控除する。【新規】
- ③諸費のうち、年功慰労金等人件費に含めうるものについては、原価から控除する。【新規】

○事業報酬について

事業報酬については、直近の貸借対照表に基づく株主資本をベースに考えることは“短視眼的”であり、長期的・標準的な株主資本割合や事業報酬率をベースに考える現状の方法は適当である。

ただし、事業報酬は、公的資金が投入されている事情を踏まえ、可能な限り低廉化を図る必要がある。

事業報酬に由来する利益は、賠償資金を返還する特別負担金の納付に優先的に充当されるべきであり、人件費への流用などに用いられてはならない。事業報酬に由来する利益を特別負担金の納付に第一に用いることを東京電力に約束させ、それを対外的に明示することが事業報酬を認める条件となる。また、経済産業省は、それを継続的に監視すべきである。

1. 事業報酬については、東京電力は当面配当を行わないこととしているが、原子力損害賠償支援機構法に基づき公的資金を投入された企業であることから、事業報酬から得た利益について人件費への流入などが行われず、最大限特別負担金に充てることを確保すべく、毎年の主務大臣による認可の際に厳格にチェックを行うことが、同法第 52 条において明示されている。このことについては、主務大臣としても確認することとしたい。

○減価償却費、安定化維持費用、賠償対応費用について

福島第一原子力発電所（5号機と6号機）、福島第二原子力発電所（1号機～4号機）の減価償却費の取扱いについて、現時点において「明解かつ合理的な説明」に至っていないと言えないため、原価に算入すべきではない。

また、安定化維持費用、賠償対応費用についても、現時点において「明解かつ合理的な説明」に至っていないと言えないため、原価に算入すべきではない。

1. 福島第一原発5、6号機及び福島第二原発に係る減価償却費については、会計上の扱いとして、事業者として正式に廃炉の決定を行っていない以上、原価算入を認めることはやむを得ないものと考えられる。また、これによって会計上資産価値の減損が行われた場合、1兆円の公的資金の投入等財務基盤の強化によって賠償、原子炉廃止措置、電気の安定供給の同時達成を図る枠組みに支障を来すおそれがある。なお、東京電力を法的整理すべきとの議論については、電力債が電気事業法に基づく一般担保付社債となっており、法的整理した場合、賠償債権を含めその他の債権の弁済が劣後する等の問題があり、賠償の確実な実施や国民負担の最小化という観点から問題があると言わざるを得ない。
2. また、福島第一原発1～4号機の安定化維持に係る費用及び賠償対応費用については、こうした費用が原価算入されない場合、東電としての原子炉廃止措置、賠償といった責務が果たせなくなるとともに、国民全体の負担によらざるをえなくなるため、東電が採用するADR弁護士費用は控除するなど、厳に必要な費用に限った上で、原価に算入することは認めざるを得ない。

○燃料費・購入電力料について

燃料費について、原価算定期間中に価格の更新時期を迎える場合は、交渉努力を先取りする形で原価を削減する等、可能な限りの低廉化を図るべきである。

また、発電単価を踏まえた効率的な発電所の運用がなされるべきであり、その取組について、外部からの検証が行えるように、情報公開を進めるべきである。

原子力発電所からの購入電力料について、現時点では、費用細目毎の増減額を含む明解な説明が行われていないため、原価に算入すべきではない。

1. 査定方針案においては、東京電力の燃料計画について、最も経済性のある石炭をベースとして、次に経済性のあるLNGを優先的に消費、残りの所要量を石油の順（メリットオーダー）にて賄うことを基本としていることを確認したとしている。
2. 御指摘の「外部からの検証が行えるような情報公開」については、電気料金有識者会議の提言も受け、事後評価において部門別収支が毎年公表され、原価算定期間終了後には原価と実績の部門別評価を実施することとなっていることから、当該事後評価の在り方として適切な方法を検討し、実施してまいりたい。
3. 日本原電からの購入電力料については、人件費、安全対策を除く修繕費、委託費等を削減する（約37億円）。

○規制部門と自由化部門の関係について

収益構造の歪みが著しく、またそれが構造的な場合は、事業者に料金改定を促すとともに変更認可申請命令の発動も検討する必要がある。この検討の方針を、より具体的に示すべきである。

1. 査定方針案においては、今回改定以降の収益構造の変更については、事後評価において部門別収支が毎年公表され、原価算定期間終了後には原価と実績の部門別評価を実施することとなっており、経済産業省は収益構造のゆがみが著しく、また、構造的なものと認められる場合には、事業者に料金改定を促すとともに、事業者がこれに応じない場合には、必要に応じ料金認可申請命令を発動すべきであるが、その際の具体的な発動要件について検討すべきとしており、今後検討を進め収益構造の適正化を確保する仕組みを作りたい。

○新料金体系への移行に向けた情報提供について

契約時において、具体的な説明・広報を徹底すべきである。また、より積極的に利用者への提示や案内がなされる仕組みが必要である。

また、必要不可欠な電気の使用への影響や節電の実施によるメリットの観点から、電気の低利用者、中利用者の負担増に配慮した料金体系とすることが重要である。

料金改定後も、消費者からの相談に丁寧に対応できるよう、社内体制の整備を行う必要がある。

1. 東京電力によれば、「検針時に申請の理由や内容等をご説明するご案内チラシを配布するとともに、同社ホームページにてより詳しい内容や料金メニュー等をご案内しているとのこと。また、消費者団体や業界団体など各種団体へ訪問により説明を行い、会員の皆さまへのご案内をお願いしている。」とのこと。
2. 利用者への積極的な提案については、「6月末より、商工会や業界団体等を再訪問し、ピークシフトプランや低圧高負荷契約の特徴やメリットの出る目安等を説明するとともに、同社カスタマーセンターでの料金試算を案内している。」とのこと。
3. 料金改定後の消費者からの相談に対しては、御指摘も踏まえ、東京電力は電気料金改定専用ダイヤルを設置し、消費者からの相談に丁寧に対応することとする。
4. また、今回の査定によるメリットを、より多くの家庭が享受できるよう、2段階料金の引き下げ幅をより大きくする。さらに、東京電力は、使用者が多様な選択肢を確保できるよう申請時には廃止することを予定していた「おとくなナイト10」を存続することとする。

○資産売却等について

東電が保有する不動産や株式、子会社等が所有する資産の積極的な売却と進捗の公表を行うべきである。

1. 不動産、有価証券、子会社・関連会社等の資産については、政府の「東京電力に関する経営・財務調査委員会」において、徹底的な洗い出しを実施した上で、電気事業に必要不可欠なものを除き売却することとして整理されている。東京電力によれば、「当該整理に沿って原子力損害賠償支援機構と共同で策定した総合特別事業計画に基づき、原則として平成23年度より3年以内に、グループ全体で7,074億円相当の資産売却を進めていく。」とのこと。
2. これらの資産売却については、売却の方法や時期、売却金額が適切なものとなるよう、原子力損害賠償支援機構においてもモニタリングを実施しているところ。
3. 進捗状況の公表については、有価証券は、インサイダー取引規制などの市場取引のルールに従い、交渉中情報の開示は行わず、交渉が決着してから情報を開示している。不動産については、売却案件リストを既にホームページで公表しており、売却が決定したものについても、売却総額の公表を行っている。

○適切な審査等について

今般の値上げに際しては、どれだけの消費者団体等に説明をし、どのような意見が出たのかを公表する必要がある。料金改定時においては、消費者理解の確保のための時間的余裕を勘案した上で、申請すべきである。また、値上げの時期について、提示から実施までの期間を十分にとり、事前周知を徹底すべきである。

1. 電気料金の認可プロセスについては、本年3月にとりまとめた「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書や、消費者委員会・消費者庁の提言内容を踏まえ、見直しを行った。
2. 料金の査定に当たり、外部専門家の知見を取り入れ、専門的かつ客観的な観点から料金査定方針等の検討を行っていただくため、総合資源エネルギー調査会総合部会に「電気料金審査専門委員会」を設置し、審議に当たっては2消費者団体及び消費者庁にオブザーバーとして毎回参加を頂き、さらに、6月28日の第8回専門委員会においては消費者団体からの意見聴取を行った（意見提出：9団体、資料提出：2団体）。
3. また、電気事業法上開催が求められている公聴会については、6月7日に東京において、同月9日に埼玉において開催したが、議事運営を中立的な第三者（審査専門委員会の委員長及び委員長代理）にお願いすることや、ご意見に対して回答を行う機会を設けるなど、丁寧かつ透明度の高いものに改善した（意見陳述人：届出者15名全員、参考人：15名、傍聴人：264名）。加えて、インターネット等を通じ「国民の声」の募集を行ったが、募集の締切を当初の6月9日から6月28日までに延長した（合計2,336件）。これらの意見に対する見解については、7月5日の第10回審査専門委員会において示されたところ。
4. なお、値上げの時期は、消費者庁からの指摘も踏まえ、9月1日とする。

○フォローアップ審査について

東京電力の料金メニュー毎に、実収入と料金算定での想定との乖離の妥当性を検討するため、毎年度の事後の適切な情報開示と検討の仕組みが必要である。開示すべき情報は、レートメイクに関する検証も行うため、1 kwh 当たりの原価構成（人件費等諸費用等）を含む必要がある。また、その旨が「電気料金情報公開ガイドライン」に盛り込まれる必要がある。消費者庁に、その策定に関与させるとともに、継続的に料金の妥当性を点検させるべきであると考えます。

人件費等原価の個別項目について、料金算定の際に用いられた総額を上回る支出が行われないよう、経済産業省は継続的に監視すべきである。

このような仕組みを構築することを確認した上で、料金認可が行われる必要がある。

1. 電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議では、部門別収支を毎年公表すること、原価算定期間後には原価と実績の部門別評価を実施すること提言されており、これを受けて「電気料金情報公開ガイドライン」を本年3月に見直したところ。
2. また、査定方針案では、今回の審査で終わることなく、認可後の東京電力の料金の妥当性について引き続き監視を続けるべき、具体的には、原価算定期間内においては、毎年度事業者が決算発表時等に、決算実績や収支見通しを説明するとともに、利益の用途や料金改定時に計画した効率化の進捗状況等を需要家にとってわかりやすい形で説明すべきとしている。
3. そのため、事後評価の観点から、レートメイクに関する検証を行うため、1 kwh 当たりの原価構成（人件費等諸費用等）を含む情報開示を行うこととするなど適切な情報開示のあり方を検討し、実施する。また、人件費等原価の個別項目について、料金算定の際に用いられた総額を合理的な理由なく上回る支出が行われないよう、継続的に監視していく。

○選択肢の拡大や料金の引下げについて

消費者の選択確保や料金の低廉化など消費者の利益につながるような制度の改善（小売全面自由化、総括原価方式の見直し等を含む電力システム改革等）については、「中長期的」に取り組む事項と整理しているものの、早急・優先的に取り組むべきである。

1. 自由化部門と異なり、制度上供給者を選択できない家庭等の規制部門においても、需要家選択肢を確保すべきではないかとの強い声があることも事実。
2. 現在、総合資源エネルギー調査会に電力システム改革専門委員会を設置し、ゼロベースで電力システムを見直す議論が行われ、7月13日に開催された第8回委員会において、「小売の全面自由化」及び「総括原価方式の廃止」を含む「電力システム改革の基本方針」が取りまとめられたところ。
3. この基本方針を、新たなエネルギー基本計画など、政府の政策に反映し、改革を着実に実行していきたい。さらに詳細な制度設計は、秋以降、改めて専門委員会で議論いただき、年内を目処に検討を進めたい。

○燃料費調整制度の評価・見直しについて

電源構成の変化による燃料費の変動について、総原価を洗い直さない簡易な料金制度の導入については、慎重であるべきである。

燃料費は、今後も増大することが懸念され、原価構成の比重も高いことから、燃料コスト低廉化による消費者への還元と事業者へのインセンティブが図られる制度設計を検討する必要がある。

1. 燃料費調整制度は、電気事業者の経営効率化の成果を透明化すると共に、為替レート変動等の経済情勢の変化を電気料金に迅速に反映させることを目的として平成8年1月に導入された。本制度は平成21年5月以降、過去3ヶ月分の平均燃料価格が2ヶ月後の料金に毎月反映される仕組みとなり（これまでは4半期毎）、より迅速に変動分が料金に反映されることになった。
2. 査定方針案においては、現在の燃料費調整制度の下では、LNGが原油リンクとなっているため、1社だけが経営効率化によって調達価格を下げたとしても、他社が同様の取組を行わなければ、原油価格が高騰した場合、当該1社だけが燃料費調整制度のメリットを受けられずリスクを負うため、他社と横並びの行動を取るインセンティブがあるという問題点を有しているとされている。
3. また、電気料金有識者会議報告書においては、「将来的には、一般電気事業者の効率化インセンティブの観点から、例えば国際調達価格の平均を指標として、効率化努力を適切に評価すること等も検討すべきである」と提言されており、上記の点も踏まえ、燃料費削減インセンティブの向上に向けて継続的に検討を行っていく予定。

○制度改革や料金の在り方の決定などにおける消費者の参画について

制度改革や料金の在り方に関する専門委員会などに消費者代表を正規の委員として参加させ、より消費者の意見を反映した制度設計・料金設定となるよう検討すべきである。

1. 制度改革や料金制度そのものが審議される「総合資源エネルギー調査会電力システム改革専門委員会」、エネルギーベストミックス等が審議される「総合資源エネルギー調査会基本問題委員会」には、消費者団体の委員にもご参加いただいているところ。
2. 今後とも、検討内容に応じて、消費者代表を正規の委員とするなど適切な消費者の参画の拡大を図ってまいりたい。